帯広市中心市街地活性化基本計画

北海道帯広市

平成１９年 ８月

平成 20 年 3 月 31 日　変更
平成 20 年 11 月 5 日　変更
平成 22 年 3 月 23 日　変更
平成 22 年 7 月 8 日　変更
平成 22 年 11 月 12 日　変更

目　次

○　基本計画の名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
○　作成主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
○　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．中心市街地の位置及び区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

３．中心市街地の活性化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項・・・・・・・・・４１

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項・・・７０

◇４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項・・・７４

１０．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項・・９４

１１．その他中心市街地の活性化のために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・９７

１２．認定基準に適合していることの説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００

様式第４［基本計画標準様式］

○ 基本計画の名称：帯広市中心市街地活性化基本計画
○ 作成主体：北海道帯広市
○ 計画期間：平成 19 年 8 月から平成 24 年 3 月まで（4 年 8 月）

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針

〔１〕中心市街地活性化の意義

本市の中心市街地には、ＪＲ帯広駅を中心とする交通結節点機能をはじめ、市役所や国などの行政機関とともに地元唯一の百貨店に代表される商業系や飲食、娯楽、医療機関などの都市機能が集積し、本市はもとより十勝圏全体に都市的サービスを提供している。

しかし、クルマ社会の到来や消費者ニーズの多様化などから、大型商業施設の郊外移転による商業機能の低下や居住人口の減少など中心市街地の衰退が顕在化してきた。

中心市街地には、これまで幾多の先人によって築き上げてきた歴史と文化が息づいており、それを守り、育て、次代の帯広市民に継承することが重要な責務であると考える。

従って、本市では、このような衰退傾向を地域経済及び生活福祉の危機と捉え、行政と地域の総力を結集して中心市街地の活性化に取り組むこととする。

〔２〕帯広市の概要

Ⅰ　歴史

文字をもたなかったアイヌを先住民族としているこの地方は、おぼろげな伝説がある程度で、信ずるに足る古記録は少なく、その遺跡等から判断すると数千年前から住んでいたものと推定される。

「オビヒロ」の語源も、このアイヌが呼んでいた、オペレペレケプ（川尻がいくつも裂けている所）という意味が転訛したものと言われている。

明治１６年５月、開拓の祖と呼ばれる依田勉三が、静岡県伊豆から晩成社一行１３戸２７名を率いて入植し、農耕地６８５町、牧場１，５８０町を拓くとともに数々の事業を手がけ、十勝の基幹産業である農業並びに関連産業の礎を築いた。

明治２５年、北海道庁により帯広市街地の基礎となる壮大な碁盤目状の街区設計が行われたことにより入植が順調に進み、開発は本格化した。

その後、明治３８年から明治４０年にかけて、道央（札幌方面）と道東（釧路方面）とを結ぶ鉄路が開通したことで、十勝の拠点都市として発展を遂げてきている。

Ⅱ　位置と気候

本市は、緩やかに傾斜する盆地状の十勝平野のほぼ中央部に位置し、面積は 618.94km^2 で、東は札内川を境に幕別町、西は芽室町、南は中札内村、北は十勝川を境に音更町に接し、市域の約６０％は平坦で、他は日高山系の山岳地帯となっている。

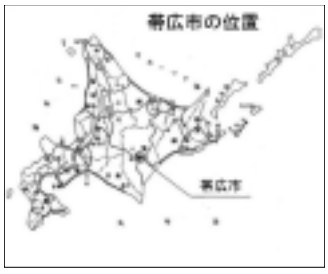

気候は、夏は暑く冬は寒い大陸性気候で、四季の変化に富み、年間を通して晴天日数の多さは全国でも有数となっている。

位　置		気　候	平均気温	最高気温	最低気温	最深積雪	日照時間
東経 143 度 16 分 06 秒	東西	平成 14 年	7.0℃	32.8℃	-20.0℃	75cm	2,101.5h
東経 142 度 41 分 13 秒	46.80km	平成 15 年	6.4℃	30.8℃	-22.5℃	87cm	2,001.3h
北緯 42 度 36 分 53 秒	南北	平成 16 年	7.5℃	35.2℃	-20.8℃	111cm	2,139.5h
北緯 42 度 57 分 10 秒	43.30km	平成 17 年	6.9℃	35.4℃	-21.5℃	82cm	2,114.0h

（資料：国土地理院測量部調査資料課検査係）　　（資料：帯広測候所）

III　産業と人口

本市は、農業を基幹産業とする十勝圏を構成する１９市町村唯一の市として、行政サービス、医療、教育・文化、商業・娯楽、情報など、多岐にわたる幅広い都市的サービスを提供している。

人口は、約１７万人（平成１８年末）で、帯広都市圏を構成する近隣３町（音更町、幕別町、芽室町）を含めると約２６万人であり、十勝圏全体の約７３%が帯広都市圏に集中している。産業別就業人口の７３%が第３次産業への就業となっている。

産業別就業人口（人）	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
第 1 次産業	4,399	5.3%	4,002	4.5%	3,948	4.5%	3,822	4.6%
第 2 次産業	18,339	22.1%	20,318	23.0%	19,364	22.3%	16,241	19.7%
第 3 次産業	60,051	72.4%	63,513	71.9%	62,020	71.3%	60,183	73.1%
総　　数	82,909	－	88,292	－	86,976	－	82,311	－

（資料：国勢調査）

IV　都市計画

本市の都市計画は「２０万人都市論」を原点としている。昭和４９年に都市計画決定した大規模公園「帯広の森（計画面積：約４０７ｈａ）」の造成が物語るように、一貫して市街化区域の無秩序な拡大を抑制してきている。

この「帯広の森」は、人口の増加が著しかった昭和４０年代に、当時の市長　吉村博が、都市における人口の適正規模を２０万人とし、その人口を収容する市街地を自然環境豊かな森林帯で包み込むことで、都市と農村が調和のとれた発展を目指す「近代的田園都市」を都市像として掲げたことに始まる。

この事業は３０年間にわたり、市民が主体となった植樹祭を通じて、約２３万本の樹木が植えられてきている。

加えて、十勝川及び札内川の河川緑地約６６７ha のグリーン・ベルトが帯広市街地を包み込んでいる。

〝帯広の森〟鳥瞰図

第 30 回帯広の森市民植樹祭

Ｖ　観光資源

日本の食糧基地として重要な役割を担っている十勝平野には、２６万ｈａの広大な畑地帯が広がっている。この広がり自体が、重要な資源である。この地域は畑作と酪農が中心であるから、四季折々に違った表情を見せる十勝平野は、耕地防風林や遠くに霞む日高山脈とともに、観光客を魅了する地域となっている。

十勝平野における農業は、大規模機械化型を主流に、多品種少量生産型が広がりつつあり、食に対する地産地消の意識が高まりつつある今日、地元のレストランやホテルなどで産地表示をしたメニューで提供されている。

〔３〕中心市街地の現状

本市の中心市街地は、平成８年１１月に鉄道連続立体交差化されたＪＲ根室本線の帯広駅を中心にバスターミナル、立体・地下駐車場、自転車駐輪場、観光バス駐車場が配置され、本市はもとより十勝圏域全体における交通の要衝として重要な役割を果たしている。

本市の都市的発展は、開拓以来 JR 帯広駅北側から進められた結果、本市の歴史とともに歩んできた地元百貨店や、各種専門店、飲食店が集積した商店街、市役所をはじめ税務署などの国の出先機関、中央郵便局や NHK 放送局などの公共公益サービス施設、総合病院などの医療機関、事業所など様々な都市機能が集積している。

しかし、鉄道連続立体交差化を契機としてＪＲ帯広駅南側の発展も著しく、大型スーパーのほか、総合病院、図書館、市民文化ホール、とかちプラザ（生涯学習センター、定住交流センター）などの新たな公共公益施設の立地が進み、特に、近年は高層分譲・賃貸マンションの建設が進められてきた結果、文化・居住ゾーンが形成されつつある。

ＪＲ帯広駅の南側から見た中心街

地元唯一の百貨店〝藤丸〟

〔４〕中心市街地の衰退

本市における中心市街地の衰退は、昭和３０年代から徐々に進行してきました。人口が１0 万人を超えた昭和３０年代中頃から柏林台団地や大空団地の造成とともに、住宅地は次第に郊外へ広がりはじめ、クルマ社会の進展と相まって大型商業施設が、郊外に立地するなどの影響により、徐々に中心市街地の空洞化が顕在化してきた。

特に、中心市街地においては、昭和５０年から２４年間にわたり営業を続けてきた大型スーパー「イトーヨーカドー帯広店」が、平成１０年１１月に郊外へ移転したことを契機として、より深刻な状況を迎えるに至っている。

Ⅰ　衰退を示す諸指標

１）居住人口の減少

本市の人口は、昭和 33 年に 10 万人、平成 5 年には 17 万人に達しているが、ＪＲ帯広駅を中心とする中心市街地の人口は、昭和 30 年には約 1 万 6 千人と全市人口の 22%を占めていたが、その後の人口増に伴う市街地の拡大、都市機能の発展とともに、中心市街地は「居住空間から商業空間へ」特化し、中心市街地の居住人口は減少を続け、平成 12 年には、全市人口の約 1%まで減少している。

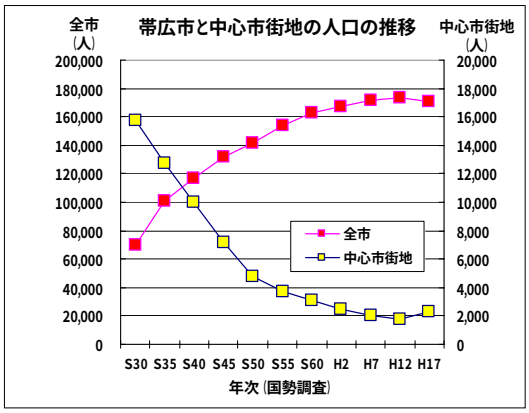

（資料：国勢調査）

２）歩行者通行量の減少

中心市街地における歩行者通行量（主要８地点）は、大規模小売店舗「イトーヨーカドー帯広店」がオープンした昭和 50 年をピークとして減少を続け、同店の郊外への移転後の平成 17 年にはピーク時の平日で約５分の 1、休日で約８分の１にまで減少している。平成１０年以降、休日の歩行者通行量は、平日を下回る傾向が続いている。

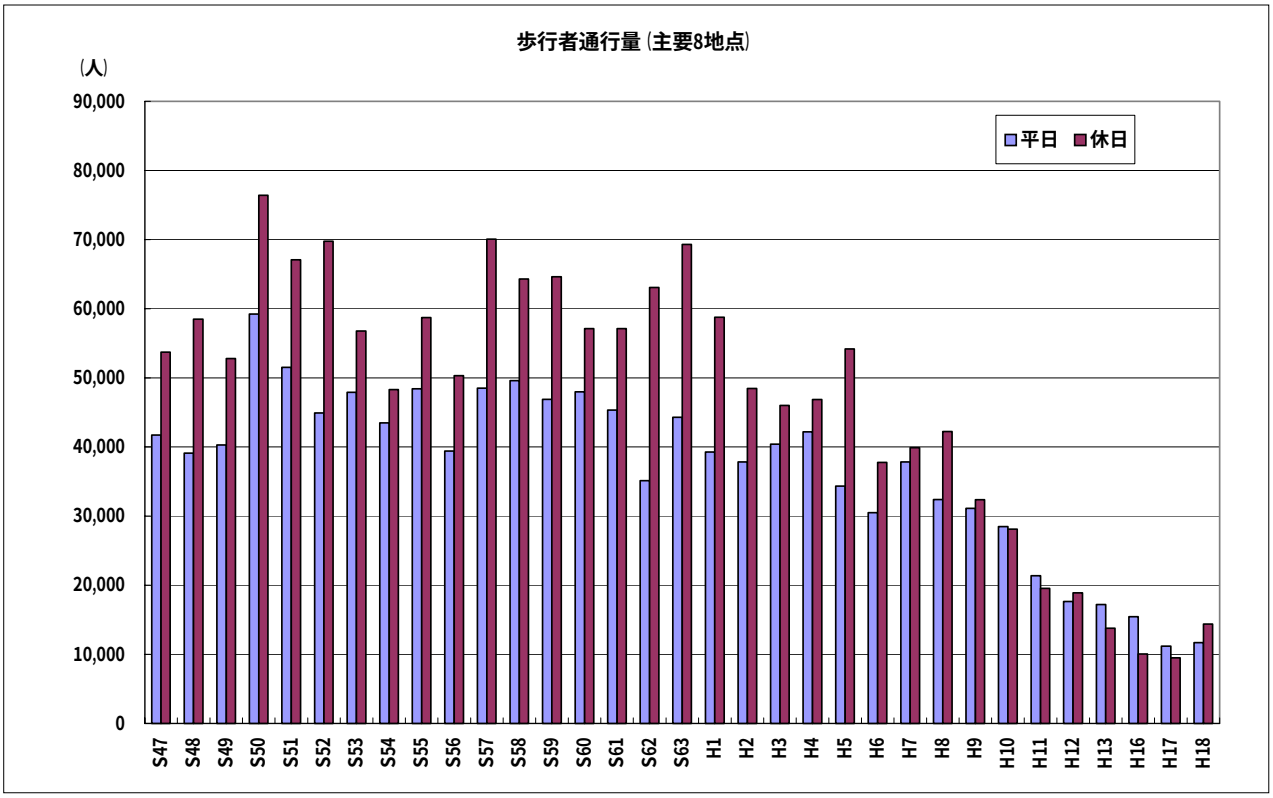

■歩行者通行量調査（概要）
調 査 日：6 月下旬～7 月上旬 （平日：金曜日、休日：日曜日）
調査時間：9 時～20 時

（資料：歩行者通行量調査）

歩行者通行量調査地点（主要８地点）

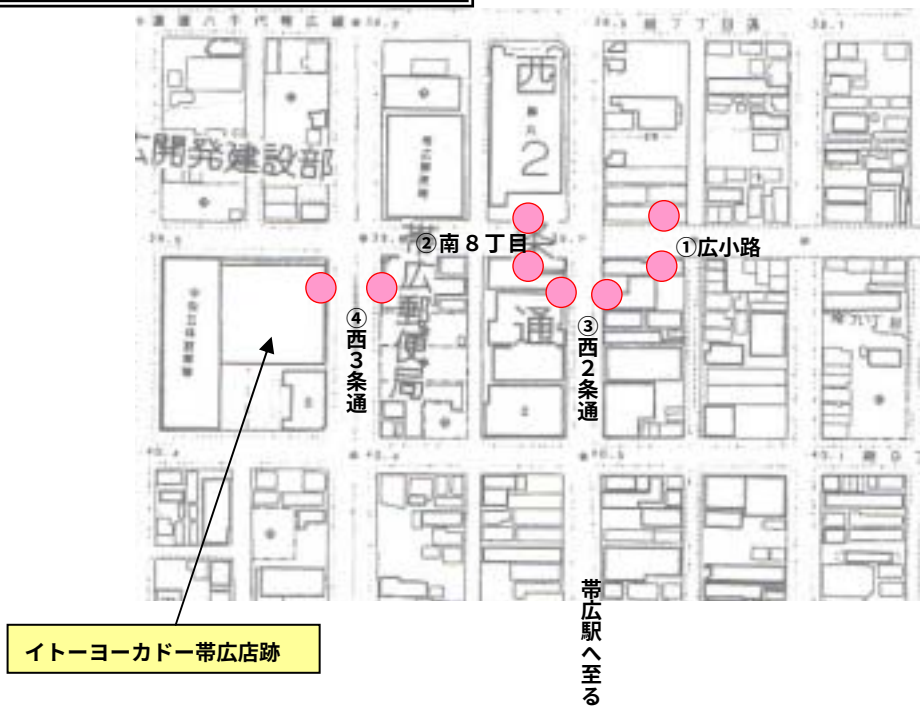

３）地価の下落

本市の中心市街地には、地価公示の基準地がＪＲ帯広駅を挟んで、南と北に２点あり、その２点の比較によって、鉄道を挟んだ市街地の特徴を見て取ることが出来る。

平成８年１１月に鉄道連続立体交差が実現しているが、そのプラスの効果も地価下落の勢いに打ち消されている。

本市の最高地価は平成 5 年の 1，310 千円／㎡をピークに下落を続け、平成 18 年には 149 千円／㎡と、ピーク時の９分の１まで下落した。しかし、このような地価の下落は、逆に、中心市街地における居住人口の増加に寄与する形となっている。

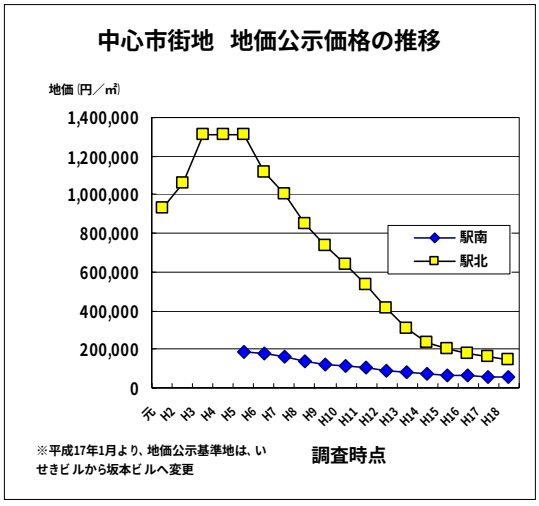

（資料：地価公示価格）

ＪＲ帯広駅の南側に立地した分譲マンション群

ＪＲ帯広駅の北側に立地した借上げ市営住宅（奥側）と賃貸マンション

４）小売販売額の減少

本市の小売業の年間販売額は、3,000 億円から 2,800 億円前後で推移しているが、中心市街地(小売業)の年間販売額は減少しており、全市の年間販売額に占める割合も平成 6 年の 29%から平成 14 年には 18%にまで低下している。また、中心市街地の年間販売額は、平成 9 年の 773 億円から平成 14 年の 503 億円まで低下しており、この数字に大きな影響を与えているのが、平成 10 年 11 月に中心市街地から郊外へ移転したイトーヨーカドー帯広店である。

この間、全市の店舗数は 2,000 件から 1,900 件前後で推移しているが、中心市街地の店舗数は平成６年の 568 件から平成 14 年の 365 件まで減少し、全市商店数に占める割合も 28%から 20%まで下げている。

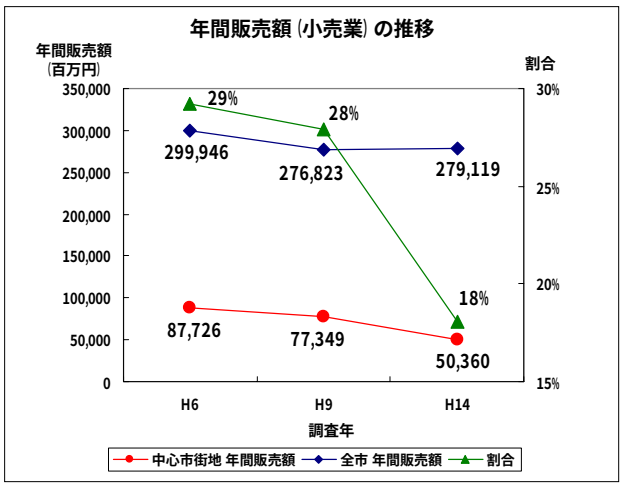

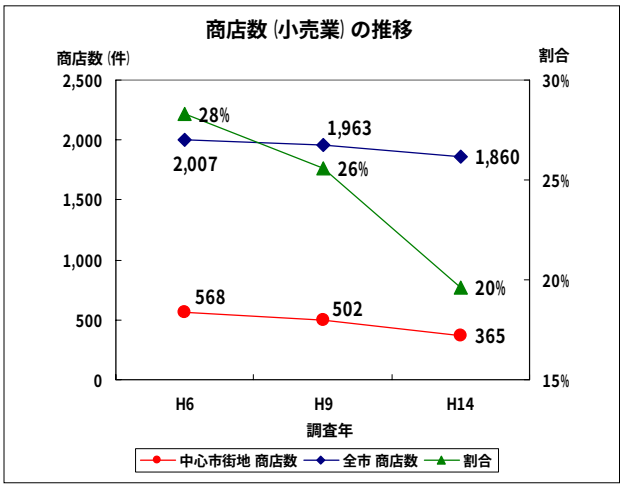

（資料：商業統計調査）

それまで、中心市街地では、地元唯一の老舗百貨店「藤丸」と１００ｍほどの距離に位置していたイトーヨーカドー帯広店との相乗効果で他の個店の売上にも影響を与えていたが、その効果が失われた結果は、「藤丸」の売上高推移にも現れている。

「藤丸」の売上高は、平成 8 年の 143 億円から低下が続き、平成 17 年には 88 億円となり、平成 8 年と比較して 61%まで低下している。「藤丸」に隣接する「広小路商店街」においても、年間販売額は低下しており、平成 6 年の 33 億円から平成 14 年には 25 億円となり、平成 6 年と比較して 80%まで低下している。

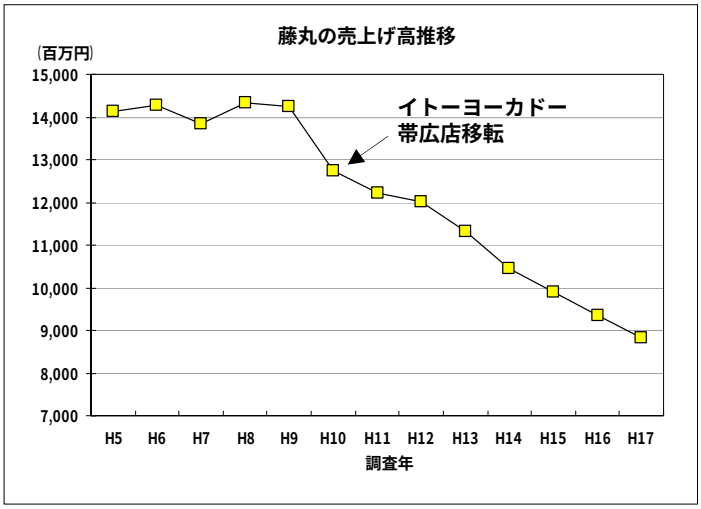

（資料：北海道新聞社「主要百貨店売上高」）

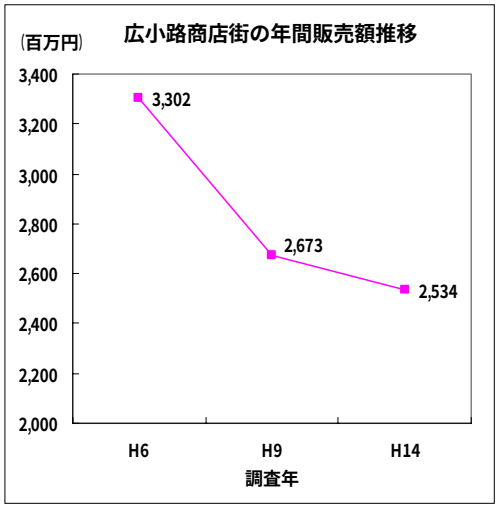

（資料：商業統計調査）

５）ＪＲ帯広駅乗降客数の減少

本市、唯一の鉄道路線(ＪＲ北海道根室本線)のＪＲ帯広駅は中心市街地のほぼ中央に位置し、１日あたりの乗降客数が平成４～6 年度には、７千人台であったものが、平成１３ 年度以降４千人台まで下落し、年間乗降客数も２００万人を割っている。

これは、通学定期の利用が減っていることから、少子化が要因の一つと考えられる。

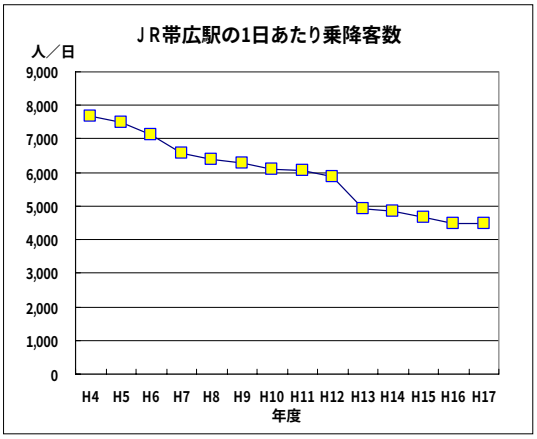

（資料：北海道旅客鉄道株式会社釧路支社）

Ⅱ　現状分析

本市の人口は、平成 12 年をピークに減少傾向となっているが、中心市街地の居住人口は、これまでの減少傾向からわずかに増加に転じている。これは、地価の下落や都心居住の促進などの取組により分譲マンションの建設、借り上げ市営住宅事業が進んだためと考えられ、今後も、中心市街地における低・未利用地の高度・有効利用を図り、さらなる都心部居住人口の増に向けた住宅整備改善を進める必要がある。

一方、本市の年間小売販売額は、平成９年に商業統計開始以来の減少となり、中心市街地における小売業も、イトーヨーカドー帯広店の移転や郊外型店舗の増加により、店舗数、販売額、歩行者交通量とも減少を続けている。地元唯一の老舗百貨店「藤丸」並びに、隣接する「広小路商店街」の売上も下落が続いている。

こうした中、昨年度から平原通りと広小路の交差点を中心として、街なかにかつての賑わいを取り戻し、中心市街地の活性化を図ることを目的に、商業者とともに若い世代の人達が中心となるボランティアで「帯広まちなか歩行者天国」が開催されており、「まちを訪れる人が増え、人と人との交流が盛んになること」、「まちに住む人が増えること」、最終的には、「地域コミュニティの再生」につなげることを目的とする取組が始まっている。

また、平成 18 年３月に新図書館がＪＲ帯広駅南側に移転し、市民文化ホール、とかちプラザなどによる公共公益施設の整備が進み、近年の高層分譲・賃貸マンションの建設と併せて、文化・居住ゾーン化が進んでいる。

ＪＲ帯広駅乗降客数の減少に見られるように、少子化に伴う通学者の減少は、路線バスなど公共交通機関に共通する課題であるが、今後、高齢化の進展により交通弱者である高齢者ばかりでなく、利用者増に向けた、公共交通の利便性の確保を進める必要がある。

中心市街地の衰退現象を諸指標により経年変化として捉えてみると、単に商業が郊外へ抜けてしまっただけではなく、様々な要因が複雑に絡み合った結果、徐々に進行してきたものであることが判る。

従って、中心市街地の活性化を実現するためには、衰退を招いた要因を明確にした上で、着実な取り組みを早急に進めていく。

〔５〕旧帯広市中心市街地活性化基本計画の取り組み

Ⅰ　概要

本市では、平成１０年に施行された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき、平成１２年度に「帯広市中心市街地活性化基本計画」を策定するとともに、帯広商工会議所では「帯広タウン・マネージメント基本構想」を策定し、行政と経済界が密接な連携を図りながら中心市街地の活性化に取り組んできた。

○ 目　標

① 明確な目標

・ 人と人とのふれあいを生み出す界隈性の醸成
・ 都市機能の更なる集約多様な市民が住みよさを実感する都心居住の推進
・ 市街地の整備改善と商業等の活性化に関する事業の集中的、効果的実施

② 目標のゾーニング

・ 創生以来、マチの顔だった駅周辺核ゾーンの再生強化
・ 界隈性づくりソーンにおける〝たまり〟づくり
・ 公共公益ゾーンの魅力強化
・ 駅南商業・業務、交流、居住ゾーンの整備・振興

Ⅱ　具体的事業の実績

市街地の整備改善に関する行政主体の事業においては、帯広駅周辺土地区画整理事業を完了し、中心市街地の活性化及び産業の振興を促進することを目的に、多目的広場の共用を開始した。

このほか、帯広駅北地下駐車場整備事業、駅前バス交通施設整備事業、街路整備事業などを完了し、鉄道連続立体交差事業の完了に伴う道路交通施設整備をすすめ、西５条通のアンダーパスを平面化したほか、西２条通の広幅員歩道・植樹の整備、バスシェルターの設置で、メインストリートにふさわしい歩道空間の整備を完了した。

街なか居住対策として、借り上げ方式による市営住宅整備、民間共同住宅（優良建築物等整備事業）により定住人口の増加を図った。

また、新図書館を駅前に整備したほか、様々な市民活動を行う場として、既存商業施設に市民活動・交流センターを整備した。

商業の活性化に関する行政支援事業においては、シネマコンプレックス整備事業のほか、北の屋台事業、高齢者下宿事業を支援した。

このほか、商店街界隈性創出事業により商店街の環境整備をすすめ、空き店舗対策事業としてチャレンジショップ、商人塾により新規参入支援を行った。

また、駐車場利便性の向上を検討し、市営駐車場の３０分無料化を実施した。

≪旧帯広市中心市街地活性化基本計画の実績≫

□旧基本計画及びＴＭＯ構想に基づく取り組み

旧基本計画は、中心市街地活性化の〝戦略プラン〟として、主に行政が行うハード事業と民間が主体となって行うソフト事業等の両方が盛り込まれている。
ＴＭＯ構想は、当面、ＴＭＯが中心となって取り組むべきソフト事業等が盛り込まれている。

○市街地の整備改善に関する行政主体事業及び支援事業

事　　業　　名	実施区分	備　　考
①帯広駅周辺土地区画整理事業	Ｈ15 完了	約 19.2ha　事業主体：帯広市
②プロムナード整備事業	検討中	都通　事業主体：帯広市
③多目的広場整備事業	一部完了	Ｈ15～共用開始　事業主体：帯広市
④帯広駅北地下駐車場整備事業	Ｈ11 完了	事業主体：帯広市
⑤駅前バス交通施設整備事業	Ｈ15 完了	ﾊﾞｽｼｪﾙﾀｰ(Ｈ14)､緑地(Ｈ15)／ﾊﾞｽ待合所耐火構造化(Ｈ15)　事業主体：帯広市
⑥西２条通街路整備事業	Ｈ12 完了	西２条６～１１丁目　事業主体：北海道
⑦西５条通街路整備事業	Ｈ12 完了	ｱﾝﾀﾞｰﾊﾟｽ平面化 370m 事業主体：北海道
⑧ｽﾄﾘｰﾄﾌｧﾆﾁｬｰ整備事業	Ｈ12 完了	ﾎﾟｹｯﾄﾊﾟｰｸ（西２南８）事業主体：帯広市
⑨都心部バス停留所整備事業	Ｈ14 完了	13 箇所　事業主体：バス事業者
⑩公共・公益ゾーンの魅力強化	検討中	地方合同庁舎の建設　事業主体：国
⑪借上げ方式による市営住宅整備	Ｈ13～Ｈ17 一部完了	200 戸のうち 108 戸完了　事業主体：民間
⑫民間を事業主体とした整備改善	Ｈ12 完了	優良建築物等整備事業　西 1･14 西地区（共同住宅）　事業主体：民間
⑬新図書館整備事業	Ｈ17 完了	事業計画:Ｈ14～Ｈ17　事業主体：帯広市
⑭市民活動・交流センター整備事業	Ｈ18 完了	事業計画：Ｈ18　事業主体：帯広市

○商業の活性化に関する行政支援事業

事　　業　　名	実施区分	備　　考
①旧ｲﾄｰﾖｰｶﾄﾞｰﾋﾞﾙ再利活用促進事業	検討中	
②エスタ帯広利活用促進事業	Ｈ13 実施済	エスタ東館リニューアル（物産協会他）
③多目的広場の有効活用	実施中	
④シネマコンプレックス整備事業	Ｈ15 完了	シネマ太陽
⑤新業態開発支援事業（屋台ネット）	Ｈ13 実施済	北の屋台
⑥共通カード事業	一部実施中	まちづくりネットワークおびひろ
⑦新規参入支援事業（空店舗対策事業）	実施中	おびひろ商人塾／座学（研修店舗）開業支援(ﾁｬﾚﾝｼﾞｼｮｯﾌﾟ「ＧＡＴＥ」はＨ15 実施済)
⑧ｸﾞﾙｰﾌﾟﾁｬﾚﾝｼﾞ事業（高齢者下宿事業）	Ｈ13 実施済	ｴﾊﾞｰﾊｳｽ菜の花
⑨商店街界隈性創出事業	Ｈ12 完了	北平原通商店会環境整備事業
⑩商店街界隈性創出事業	Ｈ13 完了	駅前東商店会環境整備事業
⑪商店街界隈性創出事業	実施中(Ｓ62～)	商店街活性化事業（演出・催事実施事業）
⑫仮想商店街の開発（ﾃﾞｼﾞﾀﾙ寺子屋事業）	Ｈ12 実施済	Di・cafe （であい・カフェ）
⑬商人(あきんど)塾の開設	実施中	おびひろ商人(あきんど)塾(再掲)
⑭まちづくりサロンづくり	検討中	新規参入支援と連携する起業化への苗床
⑮コミュニティバス事業	実施中	フレ愛りんりんバス（実証実験 Ｈ15･16）
⑯駐車場利便性の向上検討	実施中	Ｈ13 市営駐車場 30 分無料化実施

◯中心市街地の一体的推進を図るために必要な事業

事　　業　　名	実施区分	備　　考
①ＴＭＯを担う組織	Ｈ１３実施済	㈱街づくりおびひろ
②(仮称)市民まちづくり会議の設置	検討中	
③商業振興会議の設置	Ｈ１２実施済	ＴＭＯ運営協議会

（注）「完了」：ハード的な事業　「実施済」：ソフト的な事業

III　成果と課題

１）市街地の整備改善

ＪＲ帯広駅周辺で進められてきた土地区画整理事業をはじめとする諸事業はほぼ計画どおり完了した。

その結果、駅周辺では優良な宅地が供給されたことにより、高層賃貸・分譲マンションの立地が進み、居住者の増加に寄与している。

図書館を移転新築したことで、利用者の利便性が向上し、貸出冊数、利用人員などを大幅に増やしているほか、地元百貨店内に市民活動交流センターを整備し、新たな生涯学習機会の提供と多様な団体活動の支援をおこなっている。

しかし、土地の高度利用が図られていない宅地が存在することから、今後とも、これらを有効活用することで、定住人口の増加を図り、中心市街地の活性化を繋げていくことが必要である。

２）商業等の活性化

新たな賑わいづくりとして「新業態開発支援事業（北の屋台）」、高齢化社会に対応した先駆的な取り組みとして「グループチャレンジ事業（高齢者下宿）」が事業化された。

大規模空き店舗の再オープンを目指した「旧イトーヨーカドー再利活用促進事業」は、帯広商工会議所及び㈱街づくりおびひろが中心となってテナント入店交渉を続けたが、建物設置者の民事再生法の適用申請、当該ビルの所有権移転なども重なり、実現できなかったことから、大規模空き店舗の再生と既存商店街の機能整備を図り中心市街地の賑わいづくりに繋げていくことが必要である。

３）過去の取組（代表的な成功事業）

《新業態開発支援事業（北の屋台)》

1.事業主体　北の起業広場協同組合

2.事業目的　「屋台」により「生活の場としての通りの再生」を図り、中心市街地を活性化することを目的とする。また、低コストで出店できるメリットを活かし、本格的な飲食店の開業を目指す起業家を育成するインキュベーション機能、さらに、地産地消による地元産品のＰＲ機能も狙いとしている。

3.経過　平成 11 年 3 月、TMO 構想策定委員会において、市民団体（十勝環境ラボラトリー）が創案した「北の屋台構想」を屋台ネット事業として TMO 構想に盛り込むことを決定。平成 11 年度から平成 13 年度まで国の補助を得て、各種調査を実施し、施設整備を行い、平成 13 年 7 月 29 日に 16 店舗でスタートした。

4.課題　屋台は夜型の業態であり、経営規模が小さく、昼から夜中まで長時間営業できる体制になく、昼間閉めている店が多いことから、昼間の利活用が図られない。

組合では、北の屋台の賑わいを昼間の時間にも広げるため、「飲食」「物販」「パフォーマンス」をキーワードとして取組、大道芸やチンドン屋のパフォーマンスを実施しているほか、「夕やけ市」で地元農家が野菜を販売するなど試験的な取組を進めている。

※３期目の出店者募集にあたっては、夏の観光シーズンに昼の営業を予定している。

《グループチャレンジ事業（高齢者下宿)》

1.事業主体　ラブサム協同組合

2.目的　高齢者下宿（エバーハウス菜の花）は、都市基盤が整い、商業・サービス機能が集積した都心部が高齢者にとっても利便性が高く住みやすいことに着目し、廃業したホテルを下宿に改装し高齢者の都心居住を誘導、入居した高齢者が商店街と関わることによって生きがいづくりを支援し、さらに施設内にコミュニティ機能を持たせることによって地域内、世代間の交流を促進し、中心市街地の活性化を図ることを目的としている。

3.概要　エバーハウス菜の花は室数 15 室の健常高齢者向け下宿である。各部屋にはキッチン・トイレがあるほか、緊急呼び出し用のボタンが設置され、万一の事態に備える設備を有し、朝・夕食などは、提供するが、介護サービスは行っていない。

このため、入居者が健康を損ない介護が必要になることも想定されることから、他の老人福祉施設などとの連携に努めている。

4.課題　入居者をはじめ高齢者がまちづくり活動などの社会参加を図る事業や、施設を核とした様々な取組により中心市街地の活性化に寄与していくことが求められる。

このように、旧帯広市中心市街地活性化基本計画においては、市街地の整備改善と商業等の活性化が「両輪」で、一定の成果を納めたものの、旧計画の目標である「各ゾーンの連携による中心市街地全体の魅力向上」までには至っておらず、個々の「点」の事業や取り組みを「線」から「面」へと展開させることが、今後の中心市街地の持続的な発展に向けたひとつの課題である。

Ⅳ　旧基本計画で残された課題＝地域コミュニティの再生

1）現状

中心市街地における居住人口は、増加に転じているものの、個々の地域を見てみると、地域を支えるコミュニティの機能低下が町内会への加入戸数の減少というかたちで顕著になっている。

本市としても、市民協働のまちづくりを目標に掲げていることから、市民協働の基本単位である町内会の機能強化は極めて重要である。

今後、中心市街地に求められる機能としては、単に「住む」機能だけではなく、都市化のなかで失われてしまった、人と人との交流や助け合い、支え合いが実現する、コミュニティの再生を基本としていく。

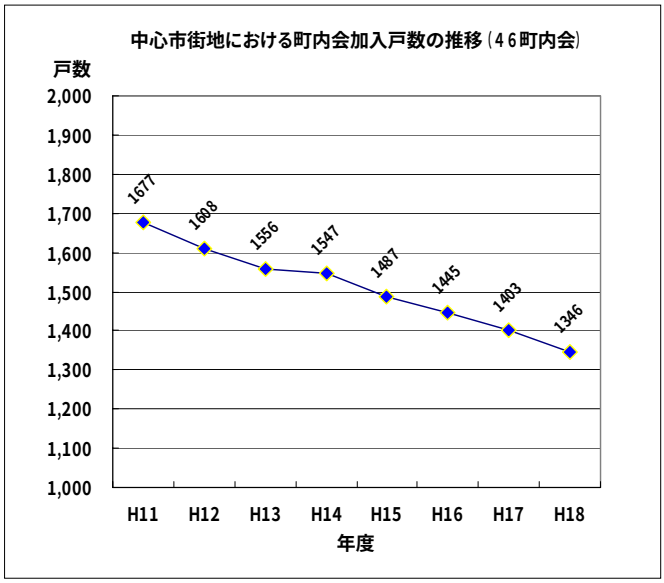

（資料：帯広市）

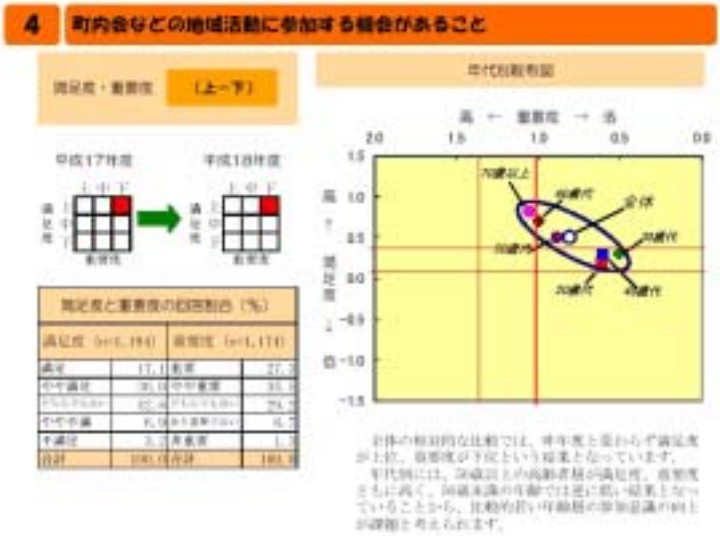

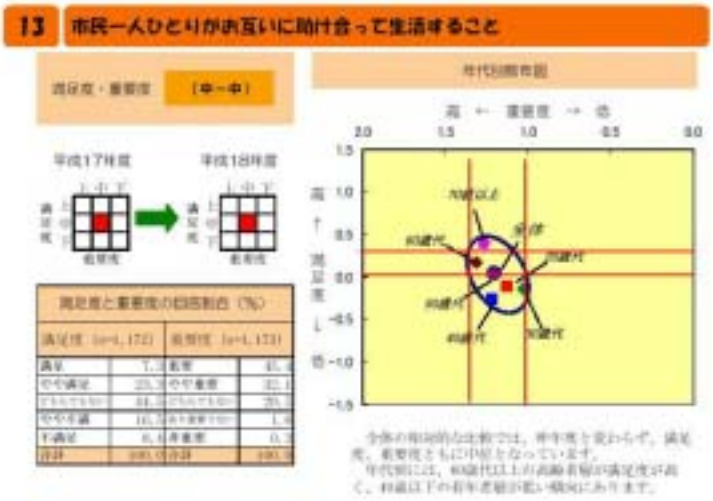

（資料：平成 18 年度市民意向調査報告書）

2）市民の意識

平成１８年度に実施した「帯広市民意向調査」の結果にも、地域コミュニティの現状が浮かび上がっている。

この調査結果から、高齢者にとって町内会は重要であり、また満足度も高いことが伺える。

このように、高齢化社会の到来にあたっては、町内会の役割はますます重要になってくる。

この調査結果は、本市全体の傾向であることから、居住者が少ない中心市街地ではさらに厳しい結果が予想される。

また、となり近所で助け合い、支え合う暮らしについては、幅広い世代でその重要性を認識している。

地域コミュニティの機能として最も重要な「地域の安心・安全の確保」については、近年、全国各地で登下校時の児童が犯罪に巻き込まれる事件が多発している現状を深刻に受け止めていることが影響しているものと考えられることから、この設問では、子育て世代の満足度が低い。

本市においても、通学児童を交通事故から守るために通学路に配置されていた「緑のおばさん（交通指導員）」が、事務事業の見直しのなかで廃止されたことを受けて、高齢者などが先頭に立って地域独自の取り組みが行われている。

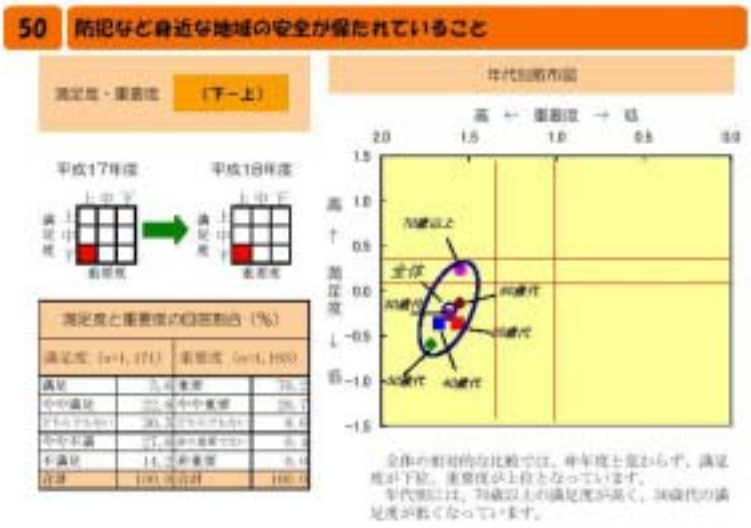

（資料：平成 18 年度市民意向調査報告書）

中心市街地については、夜間人口の減少は、とりもなおさず夜の安全・安心確保には大きな不安材料であり、中心市街地をまず安心・安全の地域を目指さなければならない。

中心市街地に対する商業・サービス機能などの集積についての評価においては、市民の意向は「不満足」が多い。

中心市街地の現状は、市民が求める姿から程遠いという厳しい判断が下されている。

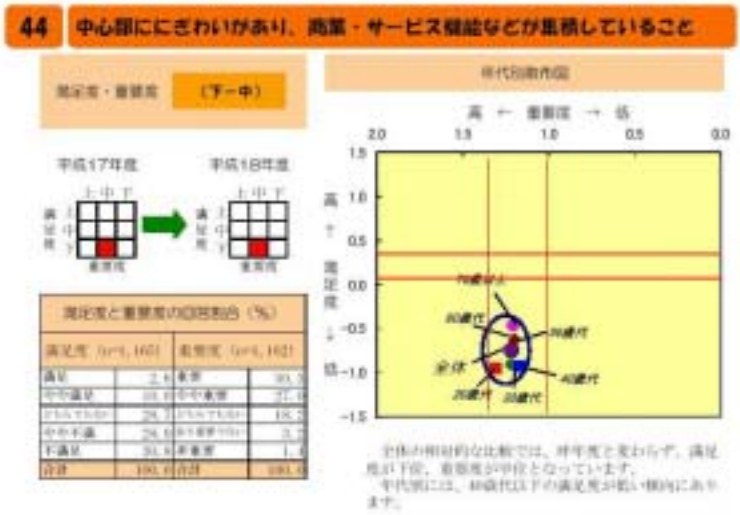

(参考)

■平成 18 年度市民意向調査（概要）

（資料：平成 18 年度市民意向調査報告書）

目的：この調査は、第五期帯広市総合計画の後期推進計画を効果的、効率的に推進するため、まちづくり全般に関して市民の意向を把握し、今後の帯広市のまちづくりに活用することを目的に実施したものです。

（1）対象地域　帯広市

（2）対象者　満 20 歳以上の帯広市民（平成 18 年 4 月 14 日現在）

（3）標本数　3,000 人

（4）標本抽出方法　無作為抽出

（5）調査の方法　質問用紙の郵便発送・返送による

（6）調査時期　平成 18 年 4 月 24 日（月）～5 月 19 日（金）

回収の結果：有効発送数　2,988　、回収数　1,226　、回収率　41.0%

３）町内会の意識

平成１７年度に帯広市町内会連合会が実施した「帯広市町内会アンケート調査」結果からも、町内会を取り巻く環境が浮き彫りになっている。

この調査では、市内の全町内会・自治会　７６１団体を対象に、７３．５％の５５９町内会が回答している。

このなかで、町内会の活動や運営での問題に関する設問では、「役員のなり手がない」が２４％と最も多く、次いで「事業への参加者が少ない」が２２％、「会員の減少」が１５％、「未加入者」が１４％となっている。

市民へのＰＲ資料

また、市が進める市民協働のまちづくりに関する設問では、４２％の町内会が「町内会活動がそのもの」と答えており、市民の理解は〝市民協働＝町内会活動〟であるとの認識である。

自由回答では、町内会活動と個人情報保護との板ばさみになっている現状が見えてくる。日常の生活では支障がない場合でも、地震などの災害時には地域コミュニティが機能していなければ適切な対応が出来ないことが想定される。

このように、町内会を取り巻く環境は厳しさを増しているが、少子高齢化の進行や住環境の変化などにより、地域における人と人のつながりが希薄になりつつある中で、子育て、防災、防犯、子どもや高齢者の安全確保への対応など、まちづくりの担い手として、地域コミュニティの役割はますます重要となっている。

従って、本基本計画の策定に当たっては、この新たな視点を加えた上で中心市街地全体への波及効果を確実なものにする取り組みを進める。

〔6〕中心市街地活性化に関する基本的な方針

中心市街地活性化の取組にあたっては、中心市街地に集積している社会基盤・ストックの有効活用を図り、以下の方針により進める。

■基本的方針

1）居住環境の整備からコミュニティの再生へ

幅広い世代が快適に生活できる魅力的な住宅を供給することによって、定住人口の増加を図る。イベントやまつりのほか、歩きたくなるまち、人々が憩い集う空間の活用から新たな交流が生まれ、コミュニティの再生へと繋げるものである。

2）散歩（そぞろ歩き）を楽しめる商店街へ

中心市街地を活性化するために、イベントやまつりなどの〝非日常〟の取り組みは、大切であるが、１年間に占める割合は少なく、残りは〝日常〟であり、これが本来の〝まち〟の姿であると言える。

そのため、中心市街地には、イベントやまつりがなくても、まちに行きたくなる〝場〟としての魅力が必要である。

中心市街地において、散歩（そぞろ歩き）を楽しめる魅力的な店舗や機能を整備・再生し、必要とされる商業・サービス、快適で魅力的な買物空間（時間消費型商店街）の整備を進める。

行きたくなるまち、そこで憩い集うことができる全天候型の開放的な空間・場所を提供し、まちに住む人、まちに来る人たちの交流の場とすることで、コミュニティの再生を図るとともに、日常の最寄り品から買い回り品の消費に繋げ、商業の賑わい・活性化を進める。

3）文化に接する機会の提供から新たな人の流れへ

中心市街地には芸術文化関連施設が集積しており、これらに加えて市民自ら文化活動できる場を提供して連携を図ることで新たな人の流れを生み出し、中心市街地のにぎわいにつなげる。

■基本計画のコンセプト（商住文の総合力による活性化を目指す）

現状の中心市街地では商業のみを即効的に再生することは極めて困難であることから、本計画では、中心市街地に賦存する「商（商店）・住（住人）・文（文化）」の多様なストックを活用して、中心市街地の活性化の取り組みを粘り強く進める。

住実・買適・観動を実現する

○「住実（充実）ゾーン」の形成

旧基本計画から継承する〝街なか居住〟を基本としつつ、多様な市民ニーズに対応するために、３つのゾーンを設定し、市街地再開発事業、優良建築物整備事業のほか、街なか居住プラットホームなどの取り組みで、より多機能・多様性を確保した住宅を供給するとともに新たな土地利用の広がりを図る。また、街なか居住者が増加することによるコミュニティの再生を目指す。

○ 「買適（快適）ゾーン」の形成

旧基本計画から継承する〝界隈性を醸成〟するための強化策として、界隈性を的確に言い表した〝そぞろ歩き〟を楽しめる商店街を実現し、都心性商業の復権を目指すために、大規模空き店舗の再生、既存商店街の機能整備など、先人が遺した多様なストックを活用し、中心市街地の賑わいづくりと商業の活性化を目指す。

○ 「観動（感動）ゾーン」の形成

旧基本計画から継承する〝文化に接する機会や場の提供〟を、ストック活用や都市機能の集約と併せて実現するものである。芸術・文化団体の活動の場として市民ギャラリーを整備し、近傍の文化・交流施設との相乗効果とともに、中心市街地に点在する芸術・文化関連施設や地域の歴史等との連携により新たな人の流れを生み出す取り組みを進める。

中心市街地に人を呼び込み、新たな人の流れを創りだす。

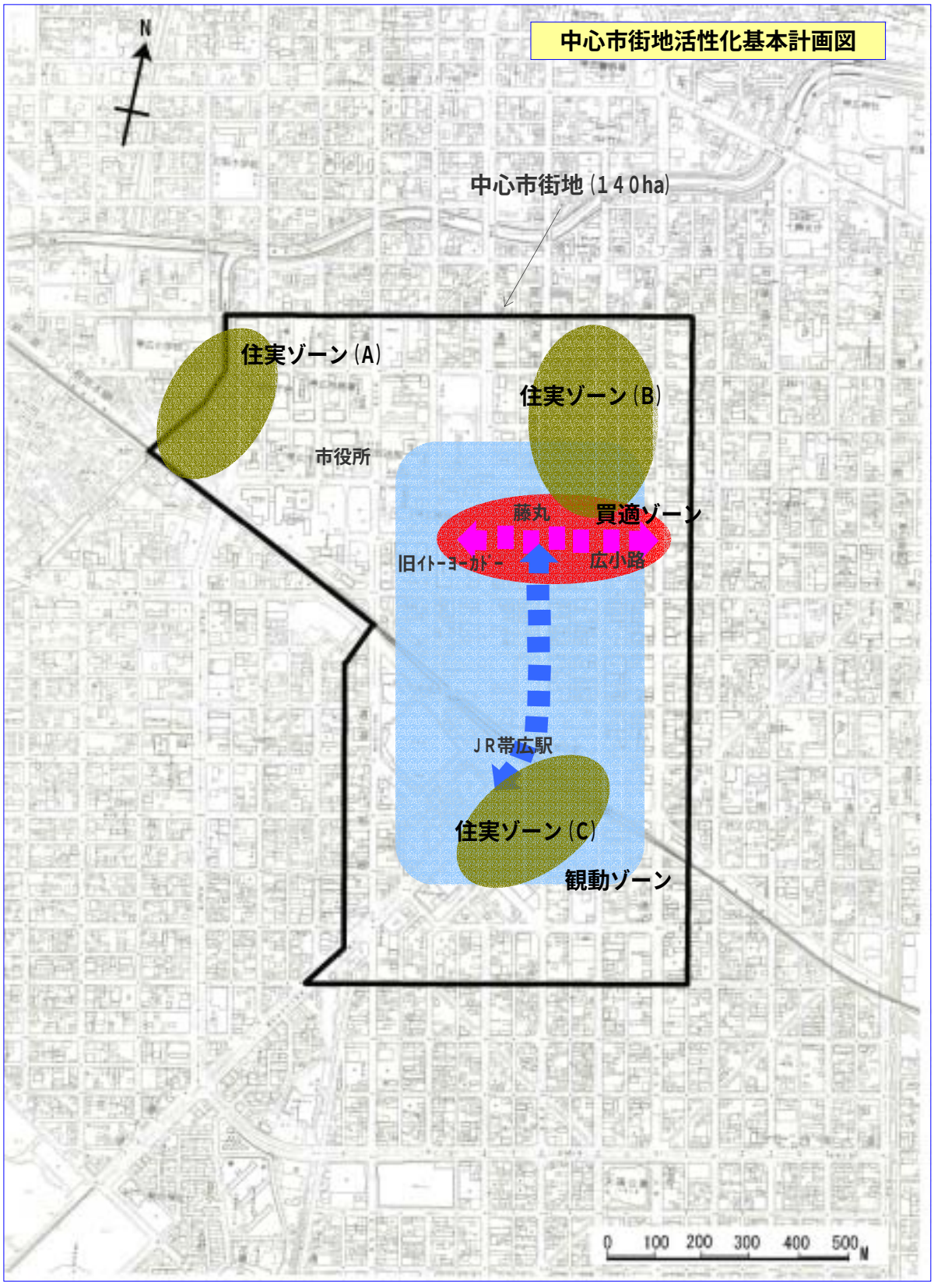

凡　例　　連携軸　　そぞろ歩き軸

２．中心市街地の位置及び区域

［1］位置

位置設定の考え方

本市の市街地は、明治 26 年（1893 年）から市街予定地区画(殖民地区画)が始まり、1,900 戸分が測設され、その後、順次市街地が開放されてきた。当初の帯広市街予定地は、殖民地区画を基盤にしており、音更町木野地区の一部も含む壮大なものであった。

これは、ワシントン型の北米殖民都市の設計手法、いわゆる格子状パターンの「効用の原理」と斜交街路パターン(交点に公用地を確保)の「参加の原理」を導入したと考えられる。このように帯広の市街地形成は北海道独特のもので、未開発地に市街区画図を引き、そこに「市街地」を想定したのが帯広の原型となった。

明治 38 年(1905 年)官設鉄道十勝線の釧路－帯広間が開通し、帯広停車場が開設され、さらに狩勝トンネル貫通による鉄道の全通によって、十勝の開発は文字通り軌道に乗ることとなり、その行政中心地である帯広駅周辺地区もまた道内有数の将来性ある市街として、発展した。

このように、開拓以来、帯広駅周辺の交通結接点機能とともに、地元百貨店、商店街、市役所、国の出先機関、公共公益サービス施設、医療機関、事務所など様々な都市機能が集積していることから、この基本計画においても中心市街地とする。

（位置図）

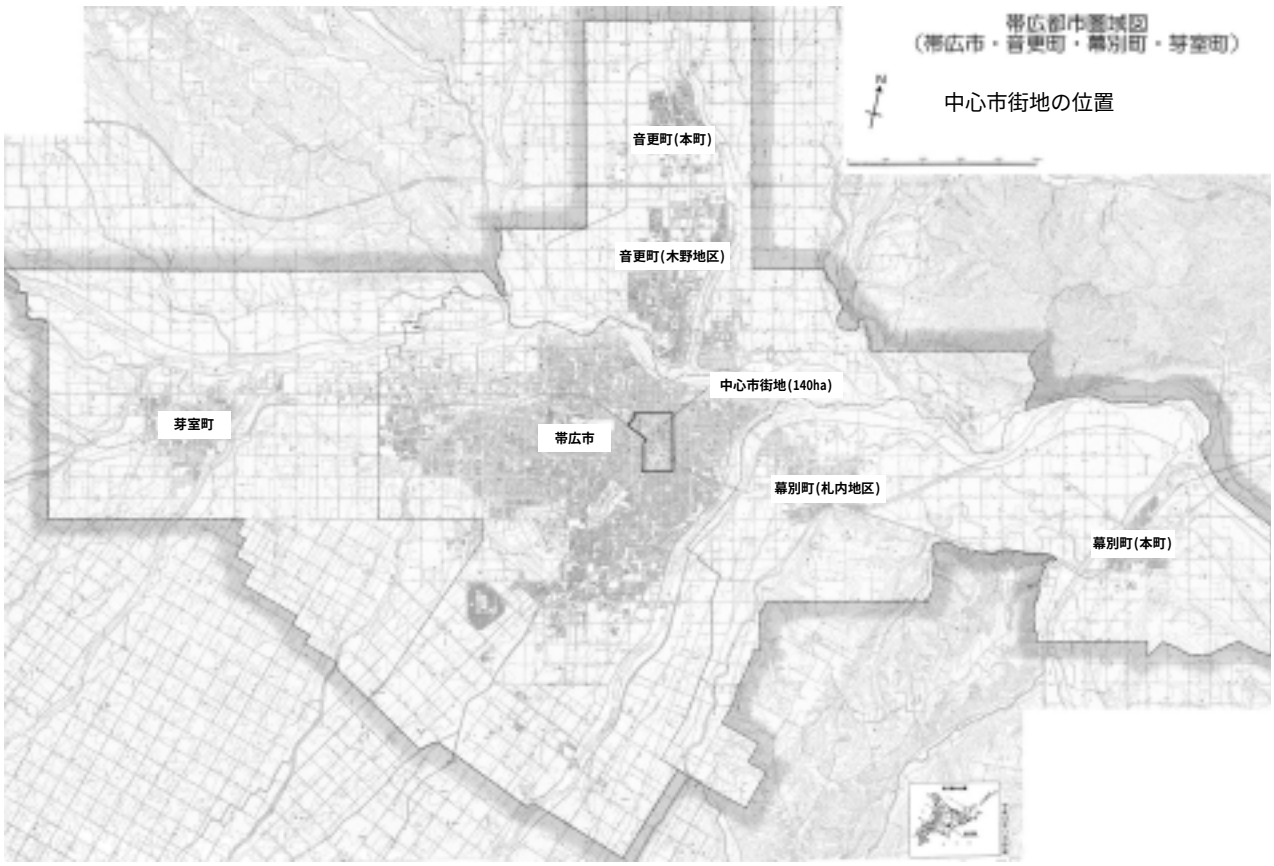

［2］区域

区域設定の考え方

〔1〕区域についての考え方

「中心市街地活性化に関する基本的な方針」で位置づけた「住実(充実)ゾーン」、「買適(快適)ゾーン」及び「観動(感動)ゾーン」の形成に関わる各施策を進める区域であることから、旧計画区域に新たに住実ゾーンを形成する地域を加えて、３つの住実ゾーンを形成する区域と点在する芸術・文化施設等の連携を進めていく観動ゾーンを形成する区域を含むとともに、買適ゾーンを形成し〝そぞろ歩き〟の軸となる中心商業地区を含む区域を、中心市街地として設定する。

〔2〕中心市街地の境界

中心市街地の区域界は、鉄道と河川を活用するとともに、本市の特徴である碁盤目状の基本モジュールを活用する。

・東端界：大通り東仲通り（国道 236 号線）
・西端界：西 5 条西仲通りと一級河川十勝川水系ウツベツ川
・南端界：南 16 丁目線と JR 根室本線
・北端界：南４丁目線

これらに囲まれた区域と定める。

〔3〕区域の面積

・140ha

本計画においては、公共公益施設立地区域に接する、流通系団地 5ha を計画区域に追加し、土地利用転換を促進するモデルとなる地区とする。

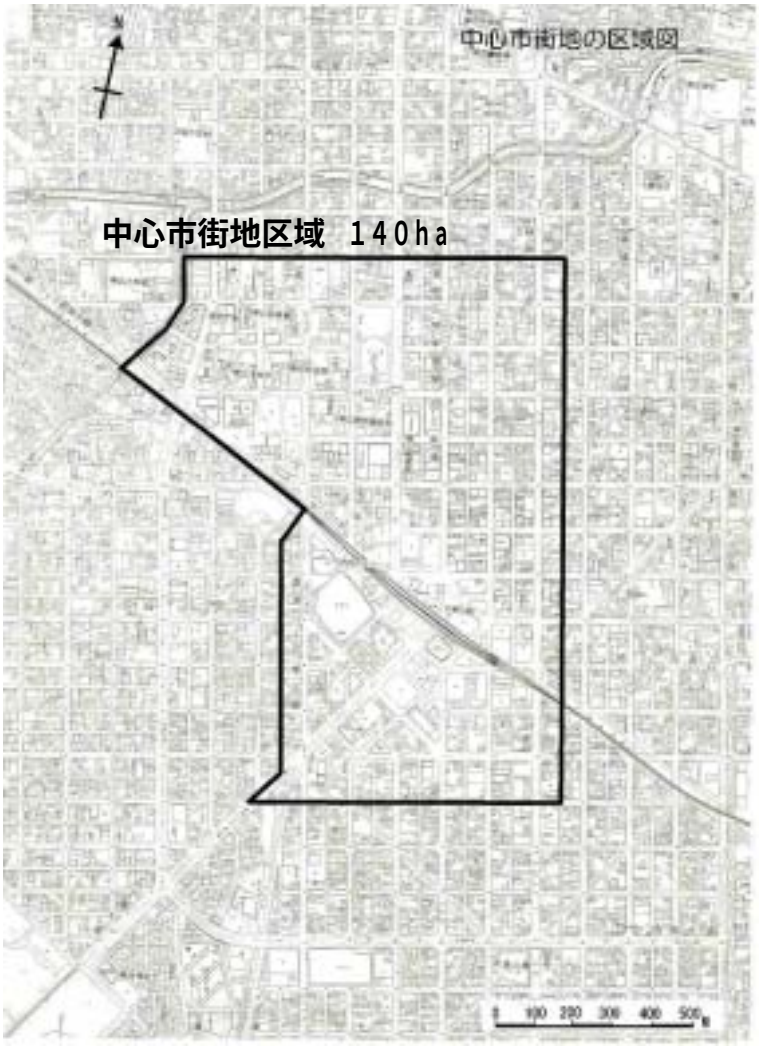

中心市街地の区域図

平成14年撮影
北栄小学校
帯広小学校
開広団地
帯広競馬場
市役所
中央公園
厚生病院
藤丸百貨店
広小路商店街
文化ホール
多目的広場
長崎屋
ＪＲ帯広駅
とかちプラ
図書館
第一病院
ポスフール
大通公園

１）「住実(充実)ゾーン」を形成する地域の考え方

帯広市の中心市街地において、“ 街なか居住 ” の促進は施策の重要な柱であり、旧計画から継承する基本となる事業であることから、多様な市民ニーズに対応し、より多機能・多様性を確保した住宅を民間事業者による供給するとともに土地利用の更新を目指す３つの区域について、「住実ゾーン」を形成する地域に設定するものである。

本計画においては、市役所、消防本部、開発建設部、財務事務所、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所、基幹総合病院、NHK などの公共公益施設立地区域に接する、老朽化した流通系団地 5ha を計画区域に追加し、住実ゾーンＡとして土地利用転換を促進するモデルとなる地区とする。住実ゾーンＢは、高齢者下宿の取り組みを活かし、住実ゾーンＣは、居住の核として、街なか居住を促進する。いずれの地域も町内会加入戸数の減少率が大きい地域である。

（区域図）

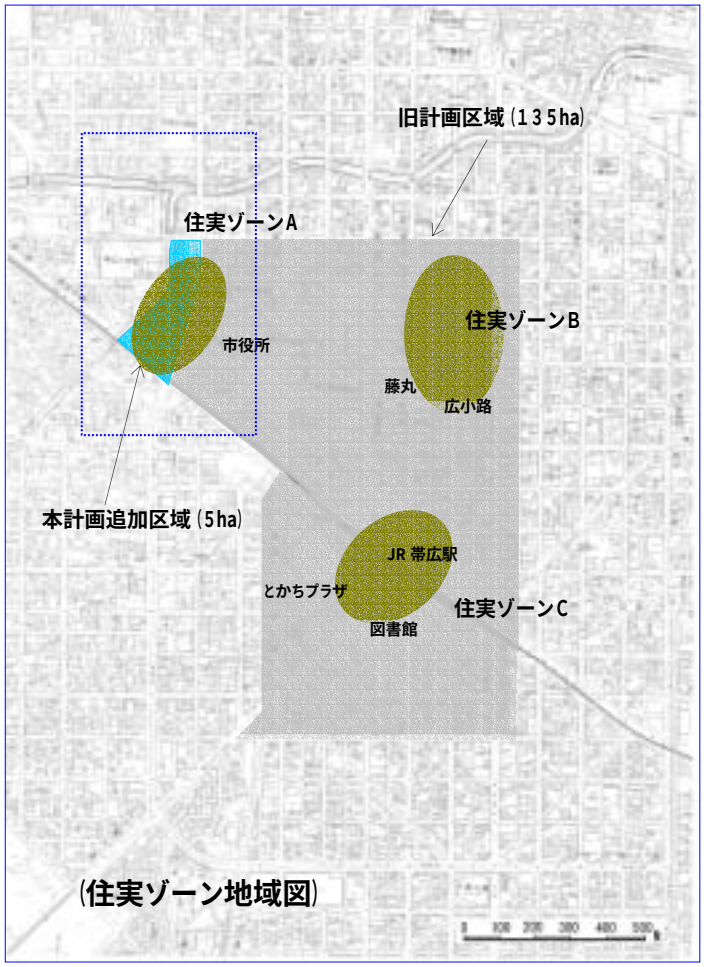

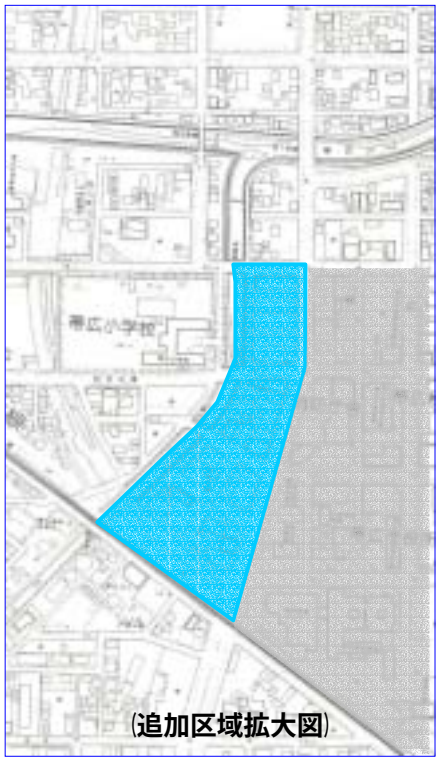

2）「買適(快適)ゾーン」を形成する地域の考え方

帯広市の中心市街地における〝界隈性の醸成〟は、旧計画「界隈性づくりゾーン」において“たまり”づくりを目標にゾーニングをし、「北の屋台」「高齢者下宿」「チャレンジショップ」などの事業に取り組んできた。

これらの取り組みを継承し、〝そぞろ歩き〟を楽しめる商店街の実現を目指して、都心性商業の活性化を図っていくことが必要である。

そのツールとしては、先人が遺した多様なストック（空きビル・空き店舗・アーケードなど）を活用し、日本でも早い時期（昭和 45 年 6 月より昭和 63 年 6 月まで）から歩行者天国を実施していた広小路商店街を含む区域を、「買適ゾーン」を形成する地域に設定するものである。

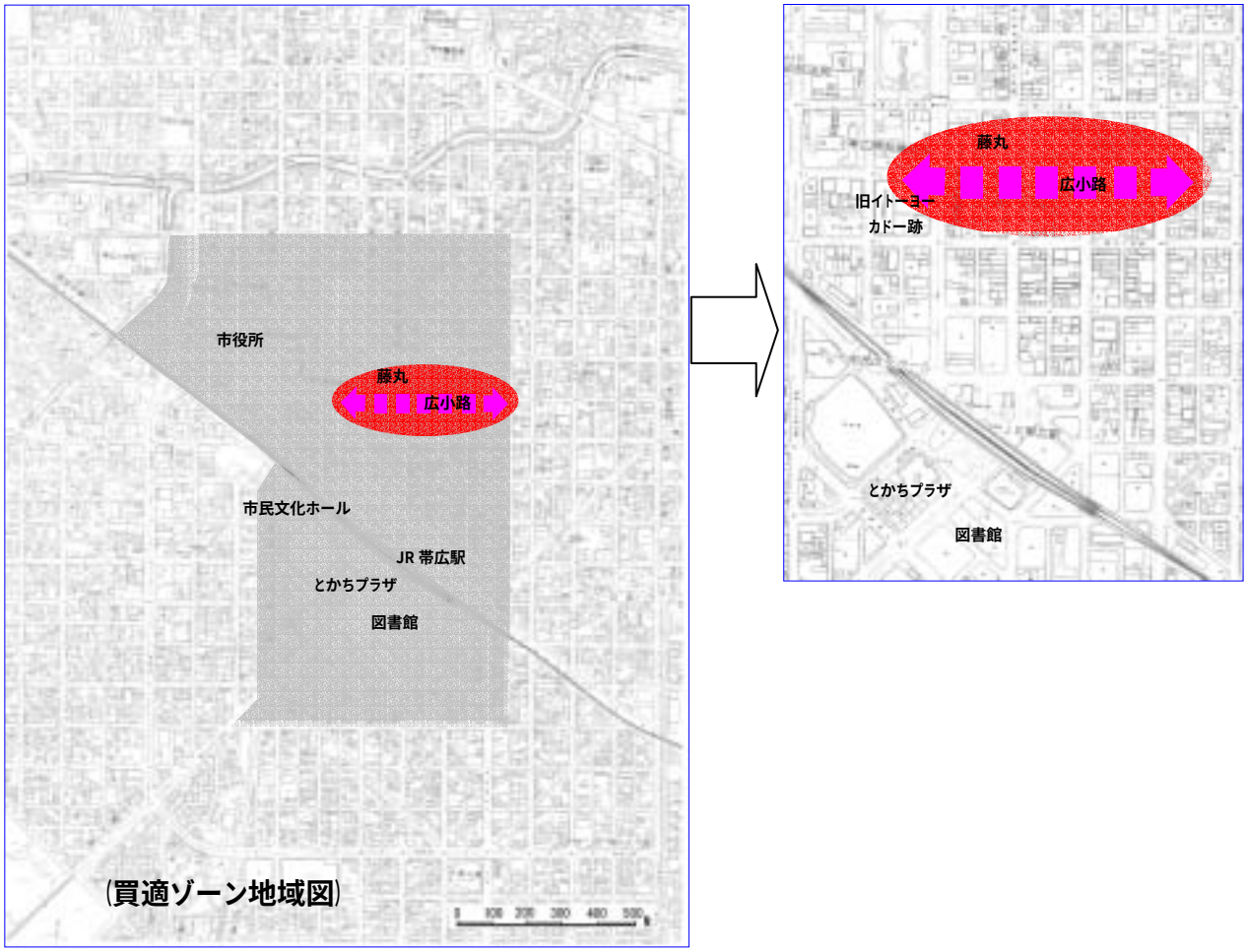

(買適ゾーン地域図)

買適ゾーン　そぞろ歩き軸

3）「観動(感動)ゾーン」を形成する地域の考え方

帯広市の中心市街地は、帯広・十勝の「顔」であり、過去からの物質的・文化的な資産を活用・継承し、旧計画から継承する〝文化に接する機会や場の提供〟を、既存のストックの活用と都市機能の集約とを併せて実現することである。

そのため、ＪＲ帯広駅に芸術・文化の活動拠点を整備し、近傍の文化・交流施設との相乗効果とともに、中心市街地に点在する芸術・文化関連施設での展示・イベントの紹介などによって連携を図り、新たな人の流れを生み出す「連携軸」を柱として、駅北と駅南を繋ぐ区域を、「観動ゾーン」を形成する地域に設定するものである。

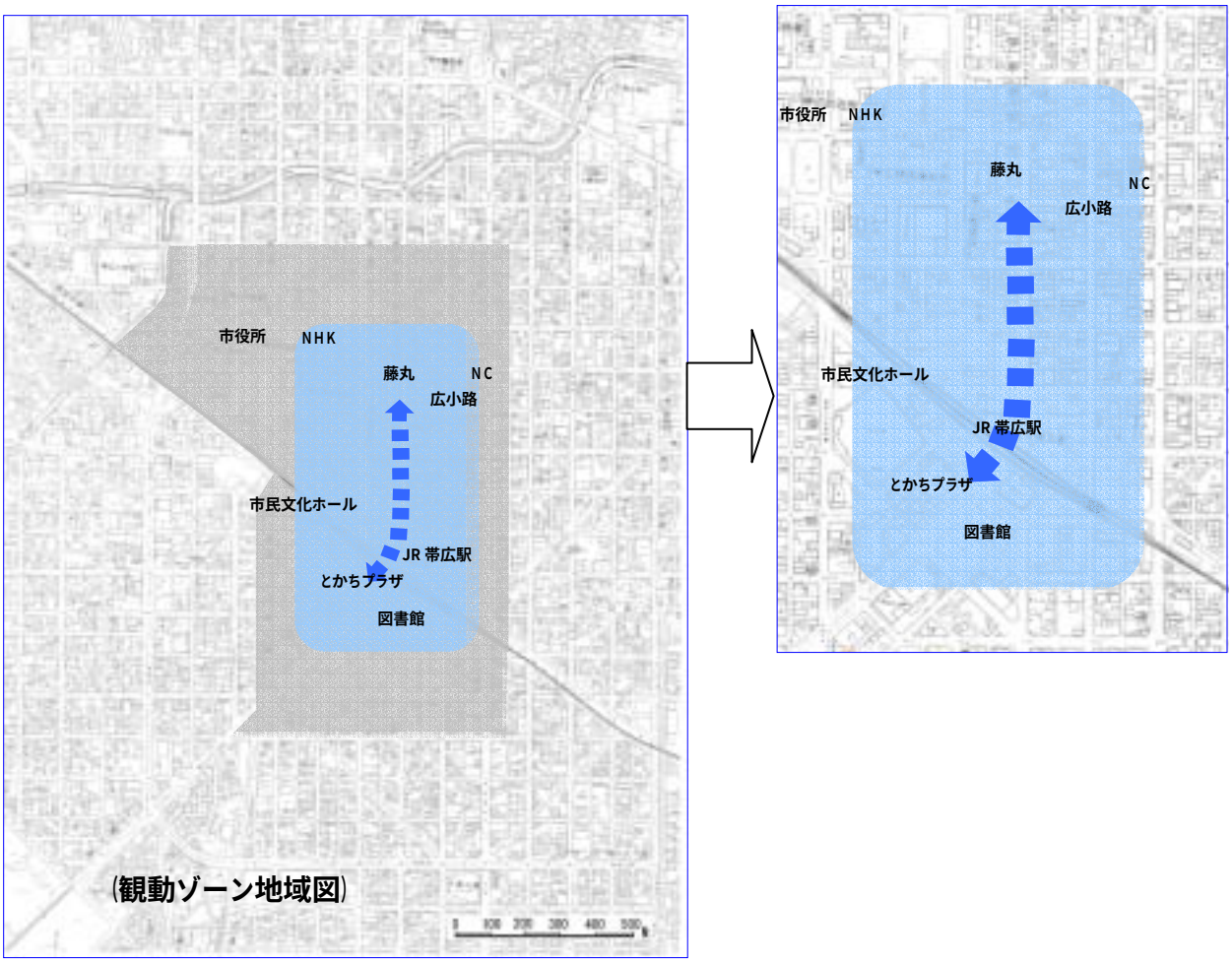

［3］中心市街地要件に適合していることの説明

要　件	説　明
第１号要件 **当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること**	本計画において、中心市街地とする面積１４０ha は、市街化区域 4,206ha の約 3%で、商業をはじめ医療機関や公共公益施設などの都市機能が集積されている。 ◯小売業の集積 中心市街地における小売業の占有率は商店数「19.6%」、従業者数「16.8%」、売場面積「26.9%」、年間販売額「18.0%」を占めている。 **小売業の占有率** **（資料：平成 14 年商業統計調査）** ◯医療機関の集積 中心市街地における医療機関の集積は、病院「15.8%」、診療所「18.9%」、歯科「19.6%」と集積している。 **医療機関の占有率** **（資料：帯広市保健課調べ）** ◯都市機能の集積 中心市街地には、市役所、消防本部、税務署、財務事務所、労働基準監督署、開発建設部、中央郵便局、市民文化ホール、とかちプラザ（生涯学習センター、定住交流センター）、市立図書館、市民活動交流センターなどの公共施設とともに、基幹総合病院をはじめとする各種医療機関、各金融機関、NHK 帯広放送局、北海道電力帯広支店などの公益機関が立地している。

	中心市街地	市　全　体	全市に占める割合
商店数　件	365	1,860	19.6%
従業員数　人	2,489	14,778	16.8%
売場面積　㎡	74,975	279,148	26.9%
年間販売額　万円	5,036,002	27,911,919	18.0%

	中心市街地	市　全　体	全市に占める割合
病　院　件	3	19	15.8%
診療所　件	17	90	18.9%
歯　科　件	20	102	19.6%

第 2 号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

本計画における中心市街地では、居住人口の減少、歩行者交通量の減少が続いてきたが、居住人口については平成 12 年度以降下げ止まっている面もある。

本市の総人口は平成 12 年をピークに減少に転じており、事業所統計、商業統計による中心市街地の事業所、従業者数、売場面積、販売額は減少しており、全市に占める割合も下げている。

○中心市街地人口

	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年
全市（人）	167,384 (1.00)	171,715 (1.03)	173,030 (1.03)	170,586 (1.02)
中心市街地(人)	2,482 (1.00)	2,017 (0.81)	1,801 (0.73)	2,317 (0.93)

（資料：国勢調査）

○歩行者通行量（主要 8 地点）

中心市街地における歩行者通行量は、昭和 50 年をピークに減少が続いている。平成 10 年以降、休日が平日を下回る傾向が続いている。

	平成 11 年	平成 13 年	平成 16 年	平成 17 年
平　日（人）	21,358	17,218	15,446	11,181
休　日（人）	19,552	13,756	10,060	9,483

（資料：歩行者通行量調査）

○町内会加入戸数

全市の町内会加入戸数は、平成 11 年をピークに減少傾向に転じている。中心市街地の町内会加入戸数も減少が続いている。

	平成 11 年	平成 13 年	平成 15 年	平成 17 年
全市（戸）	51,992	51,648	51,218	50,976
中心市街地(戸)	1,677	1,556	1,487	1,403

（資料：町内会調べ）

○事業所数・従業者数の減少

平成 8 年から平成 13 年までの 5 年間で、事業所数は 16%、従業者数は 13%の減少となっている。

中心市街地の事業所数・従業者数

年　度	平成８年	平成 13 年	増　減
事業所数　　箇所	2,257	1,885	▲372
従業者数　　人	18,696	16,199	▲2,497

（資料：事業所統計）

○商店数・従業者数・売場面積・年間販売額の減少

平成 9 年から平成 14 年までの 5 年間で、商店数は 27%、従業者数は 18%、売場面積は 7%、年間販売額は 35%の減少となっている。

中心市街地の商店数・従業者数・売場面積・年間販売額

年　度	平成 9 年	平成 14 年	増　減
商店数　件	502	365	▲137
従業者数　人	3,021	2,489	▲532
売場面積　㎡	80,608	74,975	▲5,633
年間販売額　万円	7,734,892	5,036,002	▲2,698,890

（資料：商業統計）

第 3 号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

本計画において当該地区を中心市街地に設定することは、次に掲げる各計画に整合するものである。

○帯広市第五期総合計画（平成 12 年策定）との整合

中心市街地については、十勝・帯広の顔として、再開発事業の促進や未利用地の利活用などにより、商業・業務や娯楽・文化、住機能などを誘導し、拠点性やにぎわい性を高めるとしている。

しかし、近年、車社会の進展や市街地の拡大、大型店の郊外移転や新規立地などにより、中心市街地の空洞化がすすみ、その活性化が大きな課題になっている。

こうしたことから、商業・業務機能はもとより、教養・文化、娯楽機能などの集積をすすめ、中心市街地のにぎわい性を創出するとともに、鉄道をはさむ南北の一体的な土地利用を促進し、魅力ある都市空間を形成する必要があるとしている。

○帯広市都市計画マスタープラン(平成 15 年策定)との整合

中心市街地については、将来都市構造で地域特性を高める「3つのエリア」のうち帯広・十勝の中心として、人、物、情報が集まり、にぎわいを創出すべき「都心エリア」に位置づけられており、市民、事業者や行政の協働のもとに、十勝・帯広の顔にふさわしい都心をつくり上げていくエリアとされている。

○帯広圏地方拠点都市地域基本計画との整合

当該地区は、都心部業務拠点地区として位置付けられており、地方拠点都市地域の高次都市機能の中核をなす地区で、主に商業のほか、各地域へのアクセス機能や情報・通信基盤産業などの優位性を生かした都心型産業業務機能の集積をはかることにより、

	十勝・帯広の顔として、魅力ある就業の場を確保し、定住を促進するとともに、都市的にぎわいの場を創出し、新しい産業と文化を創造できる魅力ある都心部形成をすすめるとしている。 **○他の地域への波及効果** 　本市の中心市街地は、十勝圏唯一の市として帯広圏（帯広市・音更町・幕別町・芽室町／２６１千人）はもとより、十勝圏全体（帯広市ほか、18 町村／３５８千人）の住民に対し、物販、飲食はもとより、シネコンをはじめとする娯楽、公共サービス、医療などの各種都市的サービスを提供する役割を担っている。 　従って、今後とも多様な都市機能を更に集積し、利便性の高い活力ある中心市街地を実現することは、地方自治の本旨として、十勝圏全ての自治体における住民福祉の向上にも不可欠であり、市全体への波及効果はもとより、周辺町村・十勝全域の活力向上につながっていくことも期待される。

３．中心市街地の活性化の目標

〔1〕中心市街地活性化の目標設定

本基本計画が目指すコンセプト、「住実・買的・観動を実現する」を踏まえて、３つの目標を設定する。

また、それぞれの事業実施の効果を表す客観的指標を定めて、目標の達成状況を把握しながら中心市街地の活性化に取り組むこととするが、人口減少等の社会状況を踏まえながら、計画期間が約５年間であることと、平成 10 年に中心市街地から大規模小売店舗が郊外へ移転をしたことが、街なかの賑わい低下の大きな要因であることから、平成10 年以前の賑わいの回復を目指すこととする。

○目標１　（住実ゾーンの形成）

幅広い世代が暮らし交流する中心市街地を実現するため、市街地再開発事業、魅力ある住宅の整備などにより、街なか居住を促進し、コミュニティの再生を目指す。

○目標２　（買適ゾーンの形成）

大型空き店舗の再生、商店街の魅力的空間づくりによる時間消費型商店街への再生などにより、賑わいのある中心市街地の実現を目指す。

○目標 3　（観動ゾーンの形成）

地域に根ざした既存の芸術･文化活動拠点をつなぐ新たな機能の整備により、各活動拠点の利用者の増加と、施設利用者・中心市街地来訪者の滞留を促す。

〔2〕計画期間の考え方

本市と道央圏を繋ぐ北海道横断自動車道の全線開通が、平成２４年３月に予定されていること、この開通により道央圏とは３時間弱で結ばれることになり、物流機能が飛躍的に向上するとともに、帯広都市圏の住民にとっては札幌がより身近なものになることから、いわゆる〝ストロー現象〟の影響が危惧される。

このような現状を踏まえ、帯広独自の個性的な中心市街地の構築を実現して行かなければならないことから、本基本計画の計画期間は、平成１９年８月から、活性化に取り組む民間事業の計画期間等を考慮し、事業が発現する平成２４年３月までの４年８月とする。

〔3〕数値目標指標の設定の考え方

中心市街地活性化の目標の達成状況を的確に把握するため、目標ごとに具体的な数値目標を定め、そのフォローアップを通じて、目標の達成度合いを検証し進行管理を図る。

中心市街地活性化の３つ目標から、それぞれの達成度合いを的確に把握できる数値目標として以下のように定める。

■目標の達成状況を把握する指標

○目標１
（住実ゾーンの形成）⇒　街なか居住の促進による、居住人口の増を図り地域コミュニティ再生

↓

指標１　　街なか居住者数
参考指標　町内会加入率

○目標２
（買適ゾーンの形成）⇒　大型空き店舗の再生、商店街の魅力的空間づくりによる、賑わい創出、来街者・歩行者の増

↓

指標２　歩行者通行量

○目標３
（観動ゾーンの形成）⇒　芸術・文化活動の活動拠点をつなぐ機能整備による、各活動拠点施設利用者の増

↓

指標３　活動拠点施設の利用率

○目標１　（住実ゾーンの形成）に関する数値目標設定の考え方

街なか居住の促進により、居住人口の増加をすすめ、地域コミュニティの再生につなげる目標を表す指標として、「街なか居住者数」が適切な指標と考える。

本基本計画では、市街地再開発事業として計画する開広団地再整備事業をはじめ、福寿草プロジェクトなどの住宅供給事業を位置づけており、これらをきっかけに新たな民間による住宅供給事業も進むものと考えていることから、これらの進捗状況を表す指標として「街なか居住者数」を設定する。

また、居住人口の増加によるコミュニティ再生には、「帯広まちなかホコテン」などのイベントのほか、市民との協働により取り組みが進められている花街道フェア、花のじゅうたん事業、イルミネーション事業やボランティア清掃活動などの取り組みをきっかけに地域コミュニティの再生が進むことが期待される。

コミュニティ再生の大きな目的である、安心・安全の地域づくりを実現するために、本市では町内会単位での自主防災組織の結成を働きかけており、特に、中心市街地における組織化は急務である。

町内会活動に消極的な住民も防災への関心は高く、全市の平均で防災組織化が図られている町内会への加入率は 7.5 ポイント高い結果となっている。従って、「防災」とコミュニティ再生をリンクさせることで、町内会への加入が見込まれることから、地域コミュニティ再生を担う「町内会加入率」を参考指標に設定する。

○目標２　（買適ゾーンの形成）に関する数値目標設定の考え方

賑わいのある中心市街地の実現を表す指標として、「歩行者通行量」が適切な指標と考える。

本基本計画では、中心市街地の賑わい、商業の活性化につながる重要な事業として、旧イトーヨーカドー跡ビルの再生を位置づけているほか、広小路商店街の再生事業、歩行者天国、快適な買い物空間を演出するための共通駐車券事業、ロードヒーティング事業、新規起業を支援する商人塾事業などの取り組みによって、地元唯一の百貨店を中心とした市道南８丁目線（そぞろ歩き軸）での賑わいの再生が期待されることから、その進捗状況を表す指標として「歩行者通行量」を設定する。

○目標 3　（観動ゾーンの形成）に関する数値目標設定の考え方

中心市街地での芸術・文化活動が活発に行われていることを表す指標として、「活動拠点施設の利用率」が適切な指標と考える。

本基本計画では、中心市街地に集積している既存のギャラリー等の活動拠点をつなぐ新たな機能として市民ギャラリーの整備事業を位置づけており、その運営主体として「展覧会関係文化団体協議会」の組織化を図る予定である。

利用率向上の取り組みとしては、同協議会が有する他の展示施設の利活用情報をマップや案内チラシなどで提供するほか、構成文化団体が主体的・計画的に事業を行うことで、今まで発表の機会に恵まれていなかった小規模団体においても展示することが可能となるなど、新たなニーズの掘り起こしが進む。さらに、地元紙が毎日提供している「ギャラリー案内」を有効に活用することで、各活動拠点の利用者の増加が期待されることから、それを表す指標として「活動拠点施設の利用率」を設定する。

〔４〕具体的な数値目標の設定

本基本計画は、期間を約５年とするものであり、この間に推進・促進する取組により、賑わいを取り戻す水準として、次の３つの指標と参考指標について、以下に具体的な数値目標を定める。

Ⅰ　街なか居住者数－指標１

中心市街地に賑わいがあった頃、広小路商店街の全蓋アーケードが完成した昭和５５年の街なか居住人口 3,712 人を街なか居住者数の目標と考える。

（１）数値目標設定の考え方

街なか居住者数は、本計画に位置付ける事業による増から、期間内の人口減を差し引き、民間開発による増を見込んで算出する。

中心市街地の世帯人数は、1.7 人/世帯、高齢者の世帯人数は 1.0 人/世帯とする。

○導入事業	供給戸数＝２３０戸
住実ゾーンＡ⇒市街地再開発事業	供給戸数⇒１００戸
住実ゾーンＢ⇒優良建築物等整備事業	供給戸数⇒　８０戸
	（高齢者住宅５０戸）
住実ゾーンＣ⇒優良建築物等整備事業	供給戸数⇒　５０戸

（２）計画に位置付ける事業による増

計画に位置付ける事業による供給戸数から事業導入による居住人口増を計算する。

１８０戸×1.7 人/世帯＋５０戸×1.0 人/世帯＝３５６人

計画事業による居住人口増＝３５６人

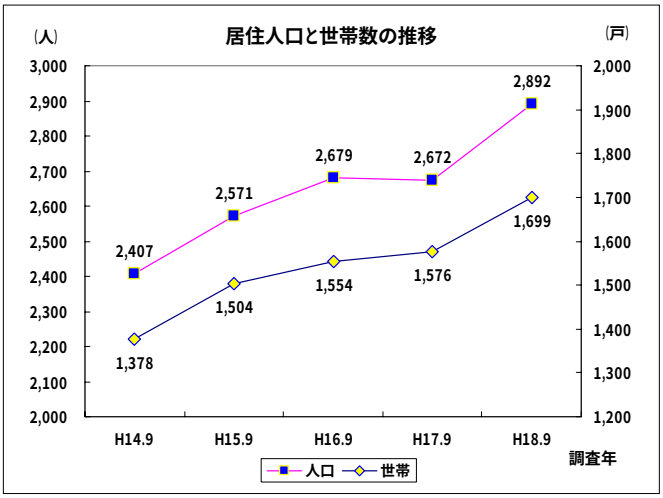

■街なか居住人口・戸数の推移と世帯人数

	H14.9	H15.9	H16.9	H17.9	H18.9
人口(人)	2,407	2,571	2,679	2,672	2,892
世帯数(戸)	1,378	1,504	1,554	1,576	1,699
世帯人口	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7

（資料：住民登録人口）

（３）期間内の人口減

帯広市の人口は、平成１２年より減少に転じているが、中心市街地の居住人口は増加に転じている。これは、平成１４年から平成１８年までに、中心市街地において１３棟４３９戸の共同住宅が建設されたことによる。

中心市街地の居住人口を街区ごとに分析すると、この共同住宅が建設された街区は居住人口が増加しているが、建設されなかった街区の居住人口は減少している。

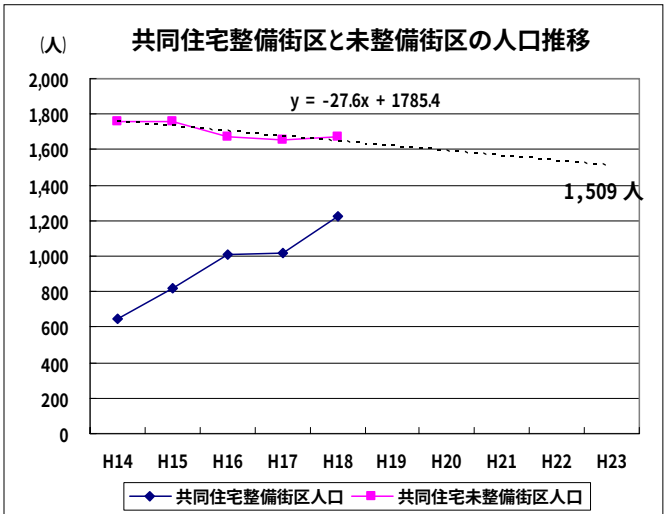

■街なか居住人口・戸数の推移と世帯人数

共同住宅	H14.9	H15.9	H16.9	H17.9	H18.9
整備街区(人)	648	815	1,008	1,016	1,221
未整備街区(人)	1,759	1,756	1,671	1,656	1,671

（資料：住民登録人口）

共同住宅が建設されなかった街区の減少傾向が本計画期間も続くとした場合、この街区の平成 23 年の人口は 1,509 人と推計され、平成 18 年から 162 人減少となる。

計画期間の中心市街地人口減＝１６２人

（４）民間開発による増

本計画事業以外の共同住宅の整備は、平成９年から平成１８年までの共同住宅建設戸数の平均６５戸/年の整備が継続すると考えると、

計画期間５年間の居住人口増は、5 年×65 戸/年×1.7 人/世帯＝553 人と推計される。

本計画事業以外の民間開発による居住人口増＝５５３人

本基本計画の目標値は、平成 18 年の居住人口に計画事業による居住人口の増を加え、計画期間内の中心市街地の人口減を差し引き、さらに、期間内に想定される民間開発による人口増を加えると、昭和 55 年の居住人口をほぼ達成することから、平成２３年の目標値を以下のとおりとする。

2,892 人＋356 人－162 人＋553 人　3,650 人

（1,699 戸＋230 戸－（162/1.7）戸＋325 戸＝2,159 戸）

指標１	現況値（H18 年）	目標値（H23 年）
街なか居住者数	2,892 人	3,650 人

Ⅱ　中心市街地町内会加入率－参考指標

コミュニティの再生を把握する指標として町内会への加入状況を調査し、町内会加入率により評価する。

全市の町内会数に増減はないが、加入戸数は平成 11 年をピークに減少しており、世帯人口の減少によって、総戸数の増加傾向が続いていることから、全市の町内会加入率は減少傾向となっている。

中心市街地の町内会数も増減はないが、加入戸数の減少が総戸数の減少を上回っており、加入率も減少傾向が続いている。

なお、中心市街地の加入率は全市の加入率よりも低くなっている。

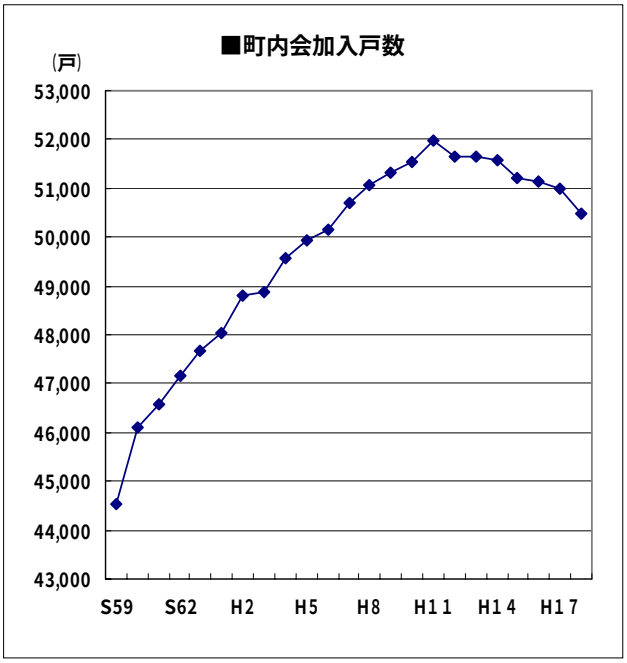

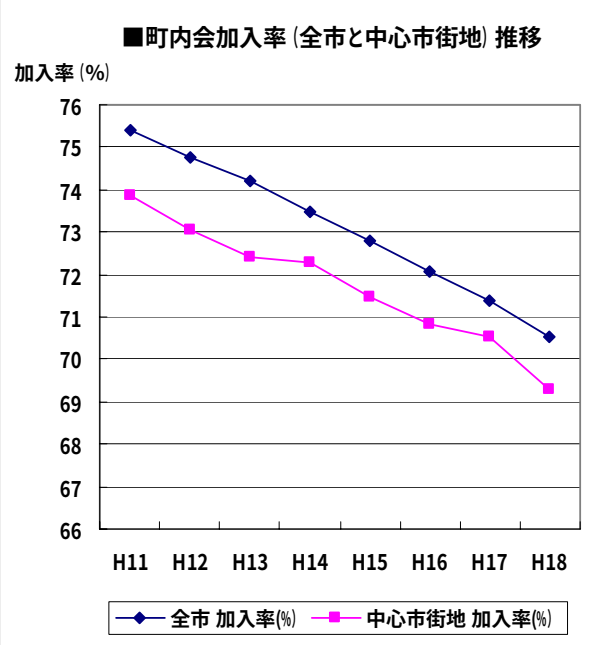

■町内会加入戸数と加入率

		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
全市	町内会数	759	758	759	761	761	763	761	761
	加入戸数	51,992	51,637	51,648	51,559	51,218	51,144	50,976	50,467
	総戸数	68,951	69,055	69,618	70,179	70,371	70,977	71,424	71,543
	加入率(%)	75.40	74.78	74.19	73.47	72.78	72.06	71.37	70.54
中心市街地	町内会数	46	46	46	46	46	46	46	46
	加入戸数	1,677	1,608	1,556	1,547	1,487	1,444	1,407	1,347
	総戸数	2,270	2,201	2,149	2,140	2,080	2,038	1,997	1,949
	加入率(%)	73.88	73.06	72.41	72.29	71.49	70.85	70.51	69.27

※平成 10 年以前の個別町内会の資料が無いことから、加入状況は平成 11 年以降のものとした。

本計画に位置付ける、街なか居住の推進事業とコミュニティ再生に繋がる活動の推

進などにより、町内会加入戸数の増を図り、以下の目標達成を図る。
　目標としては、旧イトーヨーカドーが移転し、全市の加入戸数がピークであった平成 11 年の中心市街地町内会加入率を目標と考える。

（1）数値目標設定の考え方
　中心市街地の町内会加入率は、街なか居住推進後の加入率に、町内会準会員制度による加入率の増、自主防災組織の設置促進による加入率の増を見込んで算出する。
　◯導入事業
　・３つの住実ゾーンにおける住宅供給の推進
　・中心市街地で行われる市民・住民参加による各種事業の推進

（2）街なか居住推進後の加入率
　街なか居住世帯は、指標１より 460 戸の増となり、居住の推進と合わせてコミュニティ活動の推進を図ることにより、町内会加入率増となる環境づくりを進め、中心市街地の新たな居住世帯の町内会加入率を 80%とすると、

$$\text{町内会加入率} = \frac{1{,}347 + 460\text{戸} \times 80\%}{1{,}949 + 460 =} = \frac{1{,}715\text{戸}}{2{,}409\text{戸}} = 71.19\%$$

となる。

（3）町内会準会員制度による加入率の増
　帯広市町内会連合会においては、町内会への加入促進のため、未加入者への広報活動、準会員制度の導入普及運動などの働きかけで、加入率の改善を図っている。
　中心市街地においても、準会員制度による町内会の加入促進活動により、実施町内会において、平均で 4.84 ポイント加入率が増加している。
　平成 18 年に 2 町内会で実施されていることから、5 年間で 10 町内会において取組が進むと、
　（4.84 ポイント×10 町内会）／46 町内会＝1.05 ポイントの増加となる。

（4）自主防災組織の設置促進による加入率の増
　安心・安全な地域づくりを実現するため、帯広市町内会連合会が進める町内会単位の自主防災組織結成の働きかけによって、自主防災組織を結成した町内会の加入率は、未組織町内会の加入率より、平均で 7.52 ポイントの増加が図られている。
　毎年 2 町内会において取組が進むと、
　（7.52 ポイント×10 町内会）／46 町内会＝1.63 ポイントの増加となる。

これらの取り組みを合わせた平成 23 年の町内会加入率の目標値を以下のとおりとする。

居住推進後加入率＋準会員制度＋安心安全の取組

71.19　＋　1.05　＋　1.63　＝　73.87

参考指標	現況値（H18 年）	目標値（H23 年）
中心市街地町内会加入率	69.27%	73.87%

III　歩行者通行量－指標２

本計画において「買適（快適）ゾーン」の形成に取り組む、南８丁目線の「旧イトーヨーカドービル」～「藤丸」～「広小路」においては、歩行者天国と商店街の魅力的空間づくりによって、時間消費型の賑わいづくりを進め、来街者・歩行者通行量の増加を目指すことから、空きビルが再生した時点でイトーヨーカドー移転前、平成１０年の休日の歩行者通行量の水準を最終的な目標(長期目標)と考える。

また、空きビルの再生による増を除いた、平成２３年時点での本計画導入事業による歩行者通行量は、イトーヨーカドー移転直後の平成１１年の休日の歩行者交通量の水準を目標(短期目標)とする。

■歩行者通行量調査（主要 8 地点の通り別集計）　　**※p4 グラフ、p5 調査地点図を参照**

		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H16	H17	H18
休日	①広小路	7,720	6,091	5,490	5,879	5,159	3,827	2,938	3,222	4,094
	②南 8 丁目線	10,316	8,767	7,409	5,218	4,778	3,129	2,092	2,391	3,697
	③西 2 条通り	12,912	9,449	8,231	7,229	7,934	5,835	4,261	3,403	6,016
	④西 3 条通り	11,281	8,051	6,979	1,226	1,029	965	769	467	560
	計	42,229	32,358	28,109	19,552	18,900	13,756	10,060	9,483	14,367

資料：歩行者通行量調査

（１）数値目標設定の考え方

歩行者通行量は、旧イトーヨーカドー跡ビル再生の実現による増加、広小路商店街アーケード再生等による増加、街なか居住者数の増による歩行者通行量の増加を見込んで算出する。

◯導入事業

広小路商店街アーケード再生等事業

（２）旧イトーヨーカドー跡ビル再開の実現による歩行者通行量の増加

イトーヨーカドーの移転は、平成１０年であることから、その前後の歩行者通行量の差を、旧イトーヨーカドー跡の再開で回復する歩行者通行量と見込むものとする。

④西３条通りの歩行者通行量の差は、入出店者数を反映するもので、

Ｈ１０－Ｈ１１＝５,７５３人となり、

空きビル再生の実現により、歩行者通行量（入出店者数）は５,７５３人が増加する。

また、②南８丁目線、③西２条通り、の歩行者通行量の差は、旧イトーヨーカドービルからの回遊を反映するもので、Ｈ１０－Ｈ１１＝3,193 人となり、回遊による歩行者通行量は、3,193 人が増加する。

（３）広小路商店街アーケード再生等による増加

平成１８年「まちなか歩行者天国」の開催により、通行量の測定点が歩行者天国の終端であった①広小路の歩行者通行量は前年比８７２人２７.１％の増であったが、通行量の測定点が歩行者天国の中心であった③西２条通りでは、2,６１３人７６.８％の増であった。広小路商店街のアーケード再生事業において、車両の通行止めが４つの街区

に拡大することにより①広小路の測定点が歩行者天国の中心となることから、③西２条通りと同様の歩行者通行量の増加率を見込むと、広小路商店街アーケード等再生事業により歩行者通行量は、
3,222 人×76.8%－872 人＝1,602 人の増加となる。

■歩行者通行量調査（歩行者天国開催による増加）

		H17	H18	差
休日	①広小路	3,222	4,094	872
	②南 8 丁目線	2,391	3,697	1,306
	③西 2 条通り	3,403	6,016	2,613
	④西 3 条通り	467	560	93
	計	9,483	14,367	4,884

資料：歩行者通行量調査

また、直接「まちなか歩行者天国」が実施されない④西３条通りの歩行者通行量においても歩行者天国実施により来街者の増加により約 20%の通行量が増加した。

広小路商店街のアーケード再生による歩行者天国の拡大によっても同様の効果が見込まれ、直接歩行者天国を実施しない三つの通りの歩行者通行量の増加が見込まれる。
（3,697 人＋6,016 人＋560 人）×20%＝2,055 人

以上、広小路商店街アーケード再生による歩行者天国拡大の効果で
1,602 人＋2,055 人＝3,657 人の増加が見込まれる。

（４）街なか居住者数の増による歩行者通行量の増加

指標１より、街なか居住者数の増は（3,650 人－2,892 人＝758 人）である。

平成 19 年 1 月実施した「中心市街地活性化についての意向調査」より、街なか居住者の来街頻度（良く行く、たまに行く）は、平均 59.4%であることから、居住者数の増と来街頻度から中心市街地への来街者数を求め、来街者が歩行者通行量調査地点の 2 地点を通過すると、

（街なか居住者数の増）758 人×59.4%×２地点＝900 人となり、
街なか居住者数の増による歩行者通行量は、900 人の増加となる。

空きビル再開が実現した場合の歩行者通行量の目標は、平成 18 年の歩行者通行量に、旧イトーヨーカドー跡ビル再生の実現による増加と回遊による増加、広小路商店街アーケード再生等による増加、街なか居住者数の増による増加を加えると、平成 10 年の休日の歩行者通行量を達成することから、空きビル再生が実現した場合の長期数値目標を以下のとおりとする。

H18 歩行者通行量		旧イトーヨーカドー再生		南 8 丁目線の回遊		広小路再生		居住者の増		平成 23 年歩行者通行量
14,367 人	＋	5,753 人	＋	3,193 人	＋	3,657 人	＋	900 人	＝	28,000 人

また、平成２３年の時点の短期数値目標を以下のとおりとする。
(短期数値目標) 14,367 人＋3,657 人＋ 900 人　19,000 人

◯空きビル再生の実現による長期目標値

指標２（長期）	現況値（H18 年）	長期目標値
歩行者通行量	14,367 人	28,000 人

◯導入事業による短期目標値

指標２（短期）	現況値（H18 年）	短期目標値（H23 年）
歩行者通行量	14,367 人	19,000 人

Ⅳ　活動拠点施設の利用率－指標３

中心市街地で一般利用が可能である各ギャラリー施設の利用状況は、施設によって開館日数も異なり、ばらつきもあるが、各施設の開館日数の合計で、展示日数の合計を割った平均の利用率を見ると、わずかに増加の傾向となっている。

平成 17 年までの４施設（とかちプラザギャラリー、市役所市民ホール、NHK ギャラリー、NC アートギャラリー）に加えて、平成 18 年に図書館と市民活動交流センターが整備され、6 施設に展示・ギャラリーの機能が整っている。

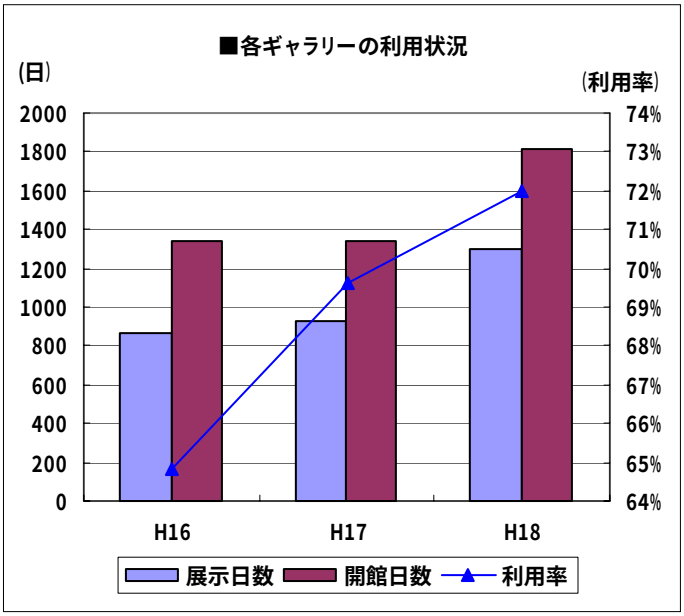

展示日数の合計、開館日数の合計も増えており、利用率も向上している。

中心市街地に点在する芸術・文化の活動拠点と連携する新たな施設整備を進めることによって、既存の公共施設や民間施設との連携・ネットワークの構築を図り、活動拠点施設（ギャラリー）の平均利用率（72.0%）がさらに向上することを目標と考える。

（1）数値目標設定の考え方

活動拠点施設の利用率は、新たな市民ギャラリー整備による展示日数増、収蔵作品展の開催による展示日数増、既存の公共・民間施設との連携・ネットワーク等による展示日数増などを見込んで算出する。

◯導入事業

市民ギャラリー整備事業

（2）市民ギャラリー整備による展示日数増

市民ギャラリーの整備には、多くの芸術・文化団体からの要望があり、意向調査などから少なくとも 35 団体が、独自に展示会を開催すると、

1 開催（6 日間）×35 団体＝210

年間 210 日の展示日数増となる。

■中心市街地におけるギャラリーの利用状況

	H16	H17	H18
展示日数の合計	867	931	1,304
開館日数の合計	1,338	1,337	1,812
平均利用率	64.8%	69.6%	72.0%

資料：帯広市

（3）収蔵作品展の開催による展示日数増

市民ギャラリーには、収蔵庫が併設される予定であり、郷土の画家の作品 300 点を収蔵することから、2 ヶ月に 1 度の収蔵作品展の開催により、

1 開催（6 日間）×年間 6 開催＝36 日

年間３６日の展示日数増となる。

（4）既存の公共・民間施設との連携・ネットワーク等による展示日数増

市民ギャラリーの整備によって、文化活動団体間の情報共有が図られ、ギャラリーマップの作成やホームページによる告知・情報提供のほか、市内ギャラリーの情報収集・情報提供が進むこと、さらには、地元紙の「イベント告知板」、「ギャラリー案内」の活用による情報提供などによって、「郊外」で開催されている 12 開催が「中心市街地」へ会場変更となると、

1 開催（6 日）×12 開催＝72 日

年間 72 日の展示日数増となる。

このほか、既存の路線バスルートを活用した、ウォーク＆ライド事業は、途中下車をしやすくし回遊性の向上を図る事業であることから、中心市街地に点在するギャラリーの利用向上に間接的に良い影響を与えることが期待される。

平成 23 年の活動拠点施設（ギャラリー）の利用率は、平成 18 年の 6 施設の展示日数に、市民ギャラリー整備による増、収蔵作品展開催による増、連携・ネットワーク等による増を加えて、市民ギャラリーを加えた 7 施設の開館日数で割り、平成 23 年の目標値を以下のとおりとする。（市民ギャラリーの開館日数は 310 日とする。）

$$\frac{\left(\begin{array}{l}\text{平成 18 年}\\ \text{6 施設の展示日数}\end{array} + \begin{array}{l}\text{市民ギャラリー}\\ \text{整備による増}\end{array} + \begin{array}{l}\text{収蔵作品展}\\ \text{開催による増}\end{array} + \begin{array}{l}\text{連携・ネット}\\ \text{ワーク等による増}\end{array}\right)}{\left(\text{6 施設の開館日数＋市民ギャラリーの開館日数}\right)} = \text{利用率}$$

$$\frac{\left(1{,}304 + 210 + 36 + 72\right)}{\left(1{,}812 + 310\right)} = 76.4\%$$

指標３	現況値（H18 年）	目標値（H23 年）
活動拠点施設の利用率 (展示日数/開館日数)	72.0% （1,304/1,812）	76.4% （1,622/2,122）

Ⅴ　フォローアップ

指標１～３のそれぞれの目標値については、以下の方法により状況を把握していくこととする。

○指標１　中心市街地居住人口

帯広市より公表されている統計情報の住民登録（条・丁目・町別・人口・世帯数調）により、毎年、中心市街地の居住人口を把握し、検証する。

（参考指標）　町内会加入率

帯広市町内会連合会から公表されている加入の状況により、毎年、中心市街地町内会の加入状況を把握し、検証する。

○指標２　歩行者通行量（主要８地点）

中心市街地の歩行者通行量調査は、毎年 6 月から 7 月にかけて帯広商工会議所によって実施されている。調査結果から主要８地点の平日（金曜日）と休日（日曜日）、9 時から 20 時の歩行者通行量を把握し、検証する。

なお、調査日の選定にあたっては、イベント等の特異日や雨などの悪天候の影響を避けるものとする。

○指標３　活動拠点施設の利用率

中心市街地の芸術・文化活動拠点（ギャラリー等）の利用状況を調査し、毎年、活動拠点施設の利用率を把握し、検証する。

上記フォローアップの時点で、目標達成に向けての取組状況を確認した上、必要があれば事業の再構築などを図り、目標の達成に努める。

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］市街地の整備改善の必要性	

≪中心市街地における土地利用の更新を先導するモデル事業の導入≫

中心市街地の区域の西端エリア約 5ha には、1970 年に卸売業等店舗集団化事業を導入して整備した流通系の団地がある。

しかし、事業の導入から 36 年が経過した今日、物流環境の変化による団地機能･役割分担の変化、既存施設の老朽化や狭隘化、鉄道高架や街路整備などによる交通環境の変化などの諸問題が顕在化してきた。

平成 15 年度に実施した関係企業へのアンケート調査においても、現状に問題なしと回答しているのは３分の１にとどまっており、このまま放置することになればエリア全体の荒廃は避けられず、隣接する市役所や基幹総合病院などが立地する公共公益ゾーンと連携した土地利用が望まれる。

こうしたことから、当該エリアの機能更新を図るための長期計画を策定するとともに、第一期事業として、敷地面積約 6,800 ㎡の市街地再開発事業を実施し、街なか居住を柱として、事業系、商業系を加えた複合施設を整備することにより、中心市街地における土地利用の更新を先導するモデルとなる。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。

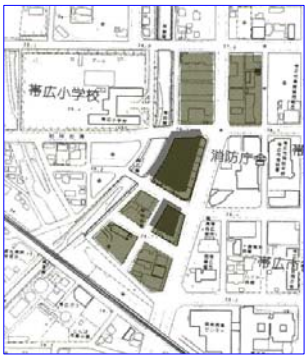

［２］具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 開広団地再整備事業（第一期事業） 内容： 分譲マンション供給､高齢者に対応した生活･福祉サービス等の整備 実施時期： 平成２１年度基本設計、平成２２年度実施設計、平成２３年度本工事	（仮称） 開広団地市街地再開発組合	老朽化した卸売団地を市街地再開発事業により整備する。 市役所や基幹総合病院などの公共公益施設に隣接していることから分譲マンションの供給と併せた物販の機能、高齢者に対応した生活・福祉サービスの提供、多世代が交流できる環境の形成等を図るものである。 分譲マンション等の住宅供給 100 戸を計画しており、住実ゾーンの形成を進める事業として必要である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 実施時期： 平成２１～２３年度	特になし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

※該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

※該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

※該当なし

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項

［１］都市福利施設の整備の必要性	

≪中心市街地全体の回遊性を高めるための事業を展開≫

本市の中心市街地には、公共施設として、市民文化ホール（大ホール、小ホール、音楽練習室ほか）、とかちプラザ（小ホール、ギャラリー、会議室ほか）、平成 18 年 3 月に移転、新築した図書館、平成 18 年 10 月に地元唯一の藤丸百貨店の８階フロアを活用し整備した市民活動交流センター（市民交流ホール、子育て活動室、高齢者活動室ほか）が立地し、市民に生涯学習の機会を提供するとともに多様な団体活動を支えている。

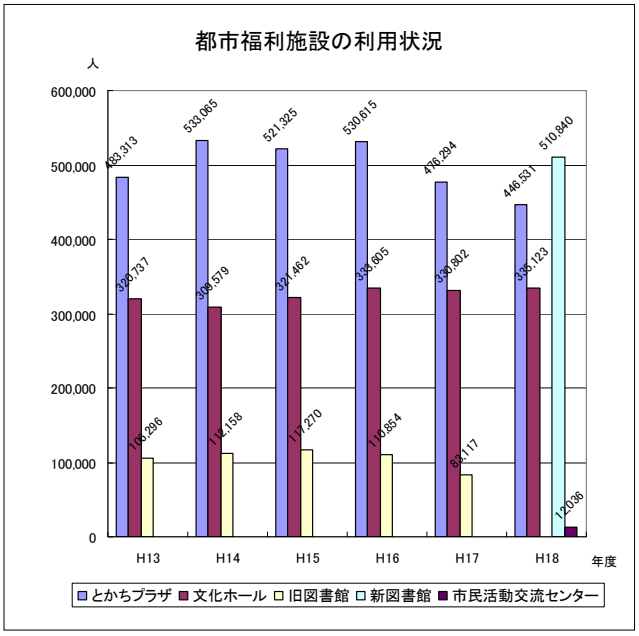

（資料：帯広市）

また、民間施設として、藤丸百貨店の催し会場（旧カルチャーホール）、ＮＣアートギャラリーなどを利用し、市民や文化団体等の作品展示会等が活発に行われている。

とりわけ、芸術・文化団体の活動の場として、藤丸百貨店の催し会場（旧カルチャーホール）は、20 余年にわたり北海道展、チャーチル絵画展など多くの展覧会が開催されてきている。

帯広市第五期総合計画においても、市民の芸術や文化への関心が高まり、自主的な文化活動が活発に行われてきていることから、芸術文化を振興するため、市民の自主的、創造的な文化活動を支援するとともに、施設整備をすすめることとしている。

平成 18 年、藤丸百貨店のカルチャーホールの使用方法の見直し（催し会場の機能変更）、中心市街地の民間施設（ＮＣアートギャラリー、道新ビル等）や公共・公益施設（郵便局、ほくでん）の展示スペースが見直しあるいは廃止されるなど、市民や文化団体等の作品を展示する場所が限られてきていることなどから、新たなギャラリーの設置が急務となっている。

芸術・文化の活動拠点として、既存の公共施設との連携による相乗効果とともに、中心市街地に点在する民間施設との連携によるネットワークを構築し、中心市街地への来街者を増やし、新たな人の流れを生み出す柱として、駅北と駅南を繋ぐ「観動ゾーン」を形成する芸術・文化の核となる事業として、本基本計画に位置付けるものである。

また、中心市街地には、短いながらも百余年の歴史や文化が息づいており、民間のギャラリーや画廊とともに、帯広ゆかりの歌人　中城ふみ子が日常の生活を通じて短歌に詠んだ場所などが、隠れた魅力として改めて見直されており、これらを包み込むようなマチ全体のネットワークの核となる芸術・文化の活動拠点となる施設整備とする。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。

［２］具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

※該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 市民ギャラリー整備事業 内容： 市民の芸術・文化活動の発表の場に作品保管機能を併設。 実施時期：平成20年度	帯広市	ＪＲ帯広駅地下未利用空間(約1,600㎡)に、一般利用が可能な市民ギャラリーを整備し、展示スペースの他、収蔵庫を併設し、郷土の画家等の作品を収蔵するものである。 市民ギャラリーは、ＪＲ帯広駅を中心に設置されている、市民文化ホール、とかちプラザ、図書館との相乗効果による賑わいづくりとともに、中心市街地に点在する芸術・文化関連施設での展示・イベントの紹介などによって連携・ネットワークの構築を図り、新たな人の流れを生み出す「連携軸」を柱として、回遊性の向上に寄与するものである。 また、中心市街地に点在する施設との連携を図ることで、各活動拠点の利用促進を進めるものであり、「観動ゾーン」の形成に寄与することから、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置： 暮らし・にぎわい再生事業 実施時期： 平成20年度	特になし

事業名：開広団地再整備事業（第一期事業） 内容：分譲マンション供給､高齢者に対応した生活･福祉サービス等の整備 実施時期：平成２１年度基本設計、平成２２年度実施設計、平成２３年度本工事	（仮称）開広団地市街地再開発組合	老朽化した卸売団地を市街地再開発事業により整備する。 市役所や基幹総合病院などの公共公益施設に隣接していることから分譲マンションの供給と併せた物販の機能、高齢者に対応した生活・福祉サービスの提供、多世代が交流できる環境の形成等を図るものである。 分譲マンション等の住宅供給 100 戸を計画しており、住実ゾーンの形成を進める事業として必要である。	支援措置の内容：社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 実施時期：平成２１～２３年度	特になし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

※該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

※該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

※該当なし

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

［１］街なか居住の推進の必要性	

昭和 35 年当時の中心市街地には、約１万３千人の市民が居住していた。その後、クルマ社会の進展や都市の発展にともなう郊外部の宅地化などから、平成 12 年には１，８００人まで減少した。居住人口の減少とともに中心市街地の賑わいは確実に失われていった。このことから、街なか居住者の増加対策は、中心市街地活性化に向けた最も重要な取り組みであり、あらゆる居住ニーズに対応した住居を供給することで、着実に賑わいを取り戻すことが可能となる。

本市の冬は厳しく、最低気温はマイナス 20 度となり極寒の日が続く。また、積雪も平年で 50cm と、屋外での活動が制約される。

その点、中心市街地の主要な路線では、歩道部にロードヒーティングが敷設されており、冬期間も安全で快適な歩道が確保されている。また、本市で唯一の全蓋式アーケードが設置されている広小路商店街では、大雪などの天候の心配もなく、快適な公共空間が提供されている。

このように、街なか居住は、中心市街地に整備された高水準の都市機能を有効に活用することはもちろん、行政コストの効率化を図り、持続的な都市経営にも繋がることから、コンパクトな都市づくり推進によるコミュニティ再生という目標に欠かすことが出来ない。

また、地域コミュニティの再生において、町内会の活動は重要であり、居住者数の増と併せて、地域の交流を促すイベントなどへの参加を通して、地域の町内会活動への理解を深め、町内会への加入を促進していく取組は、町内会組織を強化するとともに、コミュニティの再生に繋げる上でも重要な役割を担っている。

≪中心市街地における土地利用の状況「都市計画基礎調査」≫

本市が平成 13 年度に実施した「都市計画基礎調査」によると、中心市街地における建物の耐用年限超過割合は平均で 53.07%となっており、70%を超えているゾーンは、121 ゾーンのうち 22 ゾーンとなっている。

従って、将来にわたり持続的な中心市街地の発展を図るためには、画地単位の小規模な土地利用の更新と併せて街区単位の大規模な土地利用の更新を進めることが重要な課題である。

ゾーン数	建物棟数	耐用年数 超過建物数	耐用年数 超過率(%)	木 造 建物数	木造率 (%)	1970 年以前 の木造建物
121	1，628	864	53．07	1，054	64．74	723

■算定式

耐用年限超過割合(%)＝耐用年限超過棟数÷棟数

■構造別耐用年限

構 造	耐用年限	西 暦
木造	26年	1977年
簡易耐火	50年	1953年
耐火	65年	1938年

※ 構造別の耐用年限は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令を参考に、構造別で最も耐用年数が長いものを採用。

特に、街区単位の土地利用を更新するためには、関係地権者が一丸となって事業に取り組む機運の醸成が重要であり、それを支援する行政の役割も不可欠である。

このような街区単位の更新は一朝一夕に中心市街地全体に波及することは難しく、熟度が高まった地域から事業化を目指すことが効果的である。

本計画においては、市街地再開発事業の導入などにより、土地利用の転換をすすめ“街なか居住”を促進する事業のほか、多様な居住ニーズの把握と事業者が進める事業化の取組への橋渡しが重要であることから、街なか居住を推進する市民参加型の「場づくり」のため、街なか居住プラットホーム設置事業を、空き地空き店舗の活用、街なかへの居住や住み替えの推進に寄与する事業として、本基本計画に位置付けている。

「住実ゾーン」の形成に寄与する事業として、街なか居住を推進する「住宅の供給のための事業」を本基本計画に位置付けるものである。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。

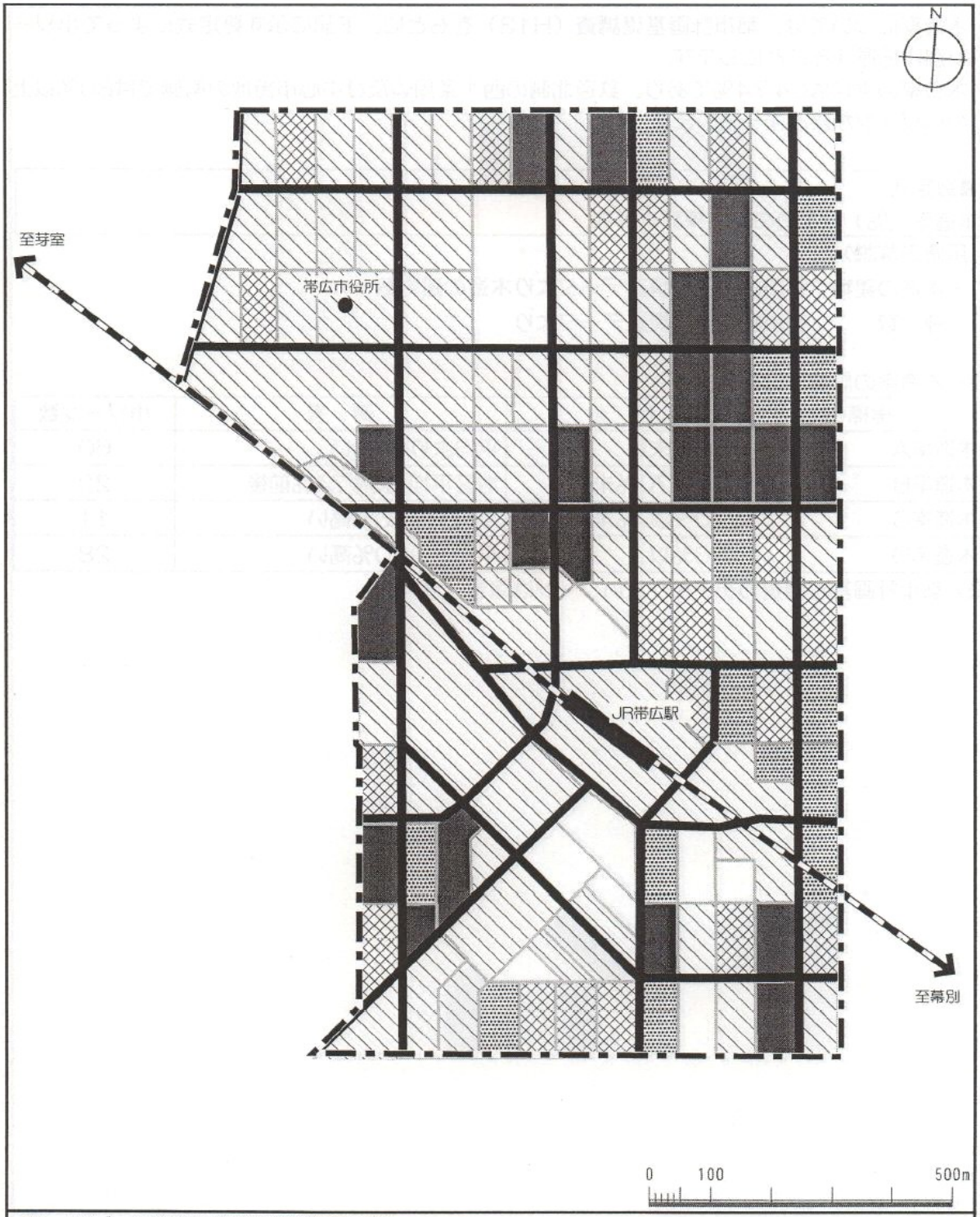

図－小ゾーン別耐用年限超過割合状況

	耐用年限超過割合A(50%未満)		
	耐用年限超過割合B(50～60%未満)地区平均		
	耐用年限超過割合C(60～70%未満)		
	耐用年限超過割合D(70%以上)		
			データなし
	都市計画道路		中心市街地

資料：小ゾーン別耐用年限超過割合状況(都市計画基礎調査 H13)

［２］具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

※該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 開広団地再整備事業（第一期事業） 内容： 分譲マンション供給､高齢者に対応した生活･福祉サービス等の整備 実施時期： 平成２１年度基本設計、平成２２年度実施設計、平成２３年度本工事	（仮称） 開広団地市街地再開発組合	老朽化した卸売団地を市街地再開発事業により整備する。 市役所や基幹総合病院などの公共公益施設に隣接していることから分譲マンションの供給と併せた物販の機能、高齢者に対応した生活・福祉サービスの提供、多世代が交流できる環境の形成等を図るものである。 分譲マンション等の住宅供給 100 戸を計画しており、住実ゾーンの形成を進める事業として必要である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 実施時期： 平成２１～２３年度	特になし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：西３・１４地区優良建築物等整備事業 内容：高齢者用ハイグレード住宅とフィットネスなどの付加機能整備 実施時期：平成２３年度	㈱ＮＣおびひろ	高齢者の「街なか居住」というライフスタイルを大きく変える、新しいタイプの住宅を供給することにより、新たな居住ニーズの掘り起こしを図ることで、居住人口の増加を目指すものである。 50 戸の住宅を計画する街なか居住を図る事業であり、街なか居住の推進によるコミュニティ再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	支援措置：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成２３ 年度	特になし
事業名：西１・５東地区優良建築物等整備事業 内容：賃貸集合住宅（ファミリー・単身者向け）、コミュニティースペース、災害用ＬＰガス供給設備 実施時期：平成２３年度	エア・ウォーター・エネルギー㈱	３０戸の住宅を計画する事業であり、ファミリー・単身者の街なか居住に寄与するとともに、地域開放型のコミュニティスペース等を設けて、地域との交流機能の場を併設する計画であり、街なか居住とコミュニティ再生を図る事業として、街なか居住の推進によるコミュニティ再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	支援措置：社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 実施時期：平成２３年度	特になし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

※該当なし

（4）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：まちなか居住プラットホーム設置事業 内容： 市民（居住者）、民間事業者、行政の３者からなる「場づくり」 実施時期：平成２０年度～	ＮＰＯ法人　十勝まちづくり住の会	街なか居住を推進するには、多様な居住ニーズの的確な把握と事業者（地権者・建築者）が進める事業化の取組への橋渡しが重要である。 この実現には、市民（居住者・居住希望者）、民間事業者、行政、学識経験者などがそれぞれの役割分担のもと、連携して取り組む必要があり、そのための市民参加型の「場づくり」が必要である。	国以外の支援措置の内容：単独補助（運営費補助を想定） 実施時期：平成２０年度～	特になし

≪まちなか居住プラットホームのイメージ≫

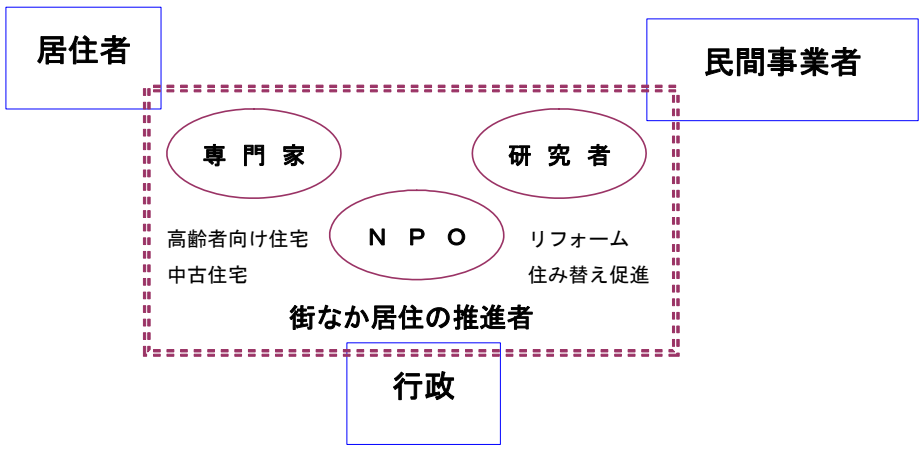

まちなか居住プラットホームは、まちづくりや住まいづくりに関する勉強会や情報交換などの懇談会、ワークショップを行い、街なか居住を希望する市民のニーズを把握し、事業者が進める事業内容に反映していくこと、或いは、事業者・地権者へのリフォームや住み替えの促進、空き地・空き店舗の活用などの情報提供を図ることにより、街なかへの居住や住み替えを推進するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。

事業名：準会員制度による町内会加入促進事業 内容：町内会の準会員制度により加入戸数の増を図る事業 実施時期：平成15年度～	帯広市町内会連合会	地域コミュニティを支える町内会への加入を促進するため、各町内会において、準会員制度の導入により、未加入世帯の町内会への加入を促進するものである。 町内会は、地域コミュニティにおいて大切な役割を果たしており、町内会への加入促進は、中心市街地のコミュニティ再生においても必要な事業である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成15年度から実施	特になし
事業名：自主防災組織の設立促進事業 内容：災害に備えた地域の防災組織の設立を進める事業 実施時期：平成17年度～	帯広市町内会連合会	災害に備えて、地域ぐるみの協力体制づくりを目指して、各町内会において、自主防災組織の設立を進める事業であり、安心安全な地域コミュニティづくりに寄与するもので、中心市街地のコミュニティ再生においても必要な事業である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成17年度から実施	特になし

事業名：福寿草プロジェクト 内容：高齢者住宅、デイサービス、発達障がい対応支援施設整備 実施時期：平成２２年度	建設主体：㈱日専連おびひろ 運営主体：㈱福寿草並びにＮＰＯ法人フクジュソウ	旧計画に盛り込まれた高齢者下宿〝エバーハウス　菜の花〟は、健康な高齢者を入居対象として平成１３年７月にオープンし、採算ラインの入居を維持し経営的にも安定をしている。 この事業（福寿草プロジェクト）では、高齢者下宿の運営ノウハウを活かして、50 戸の高齢者住宅、デイサービス、発達障害対応の託児所などの機能を併設する計画であり、街なか居住とコミュニティ再生を図る事業として、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成２２年度	特になし

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

［１］商業の活性化の必要性	

≪地域コミュニティ再生を実現する商業の拠点づくり事業≫

中心市街地における商業の集積は、本市唯一の地元百貨店「藤丸」を核として専門店や生鮮食料品店などが十勝圏唯一の規模で展開しており、郊外型の大型商業施設が立地した今日においても、その機能と存在意義は極めて重要である。

しかし、都市化の進展やライフスタイルの変化などから中心市街地の居住者は減少の一途をたどり、平成１２年には２千人を割ったことから、地域コミュニティの崩壊が現実のものとなった。

商店街を支えていた地域コミュニティの弱体化によって、中心市街地が衰退してきたことは明らかであり、今一度、中心市街地を生活空間として再生することが求められている。

中心市街地には、地元百貨店の西側約 100mに旧イトーヨーカドー跡ビルが、移転閉店以来８年間にわたりシャッターを閉めた状態となっている。

昭和 50 年、大型スーパー「イトーヨーカドー」がオープンし、昭和 57 年に地元唯一の百貨店「藤丸」が、第１種市街地再開発事業により現在地へ移転開業以降、百貨店とスーパーの相乗効果で、客足を中心市街地へと向けていた。

この「旧イトーヨカドー～藤丸百貨店～広小路商店街」をつなぐ市道南８丁目線は、重要な歩行者動線として賑わい創出の軸を形成しており、本市のメインストリートである西２条通り（平原通り／道道帯広停車場線）の活性化とともに、この軸を復活・再生することが、中心市街地の商業の活性化にとって、重要な課題となっている。

中心市街地における商業の活性化には、この旧イトーヨーカドー跡の空きビルを再生することが不可欠であると言える。

また、中心市街地で最も長い歴史を有する広小路商店街には、昭和 55 年に建設された全蓋式のアーケードが今も機能しており、商店街はもとより中心市街地のメモリアル的存在となっている。

このアーケード〝大屋根の下〟には、衣料や呉服などの専門店や飲食店が軒を連ねており、夏には、平成 16 年に 50 回目を迎えた「七夕まつり」のメイン会場として、市民に親しまれる商店街となっているが、賑わい創出の軸として、老朽化したアーケードの暗いイメージを解消し、誰もが憩い集える場としての機能を有するアーケードに再生することが求められる。

駅前の西２条通りと南８丁目線の〝賑わいの十字路〟を舞台として、平成１８年６月から９月にかけて、毎週日曜日に〝帯広まちなか歩行者天国（通称：ホコテン）〟が開催された。実施主体となったのは、商店街はもとより市民団体やボランティアなどであり、参加した市民の手作りで開催にこぎつけたものである。

昔の中心市街地は、いわゆる〝非日常〟を体感する舞台であったはずであり、久し振りの新たなイベントに多くの市民の足を中心市街地に向けさせた。

商店街と市民の手作りによるこの取組は、地域のコミュニティ再生に与える意義も大きい。

このような現状を踏まえると、空ビル・空き店舗並びにアーケード機能の再生等は、市道南８丁目線の賑わい創出と旧計画から継承する“界隈性の醸成”と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街の起終点となるものであり、商業の活性化にとって、その必要性が高いことから、本基本計画事業として位置づけるものである。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。

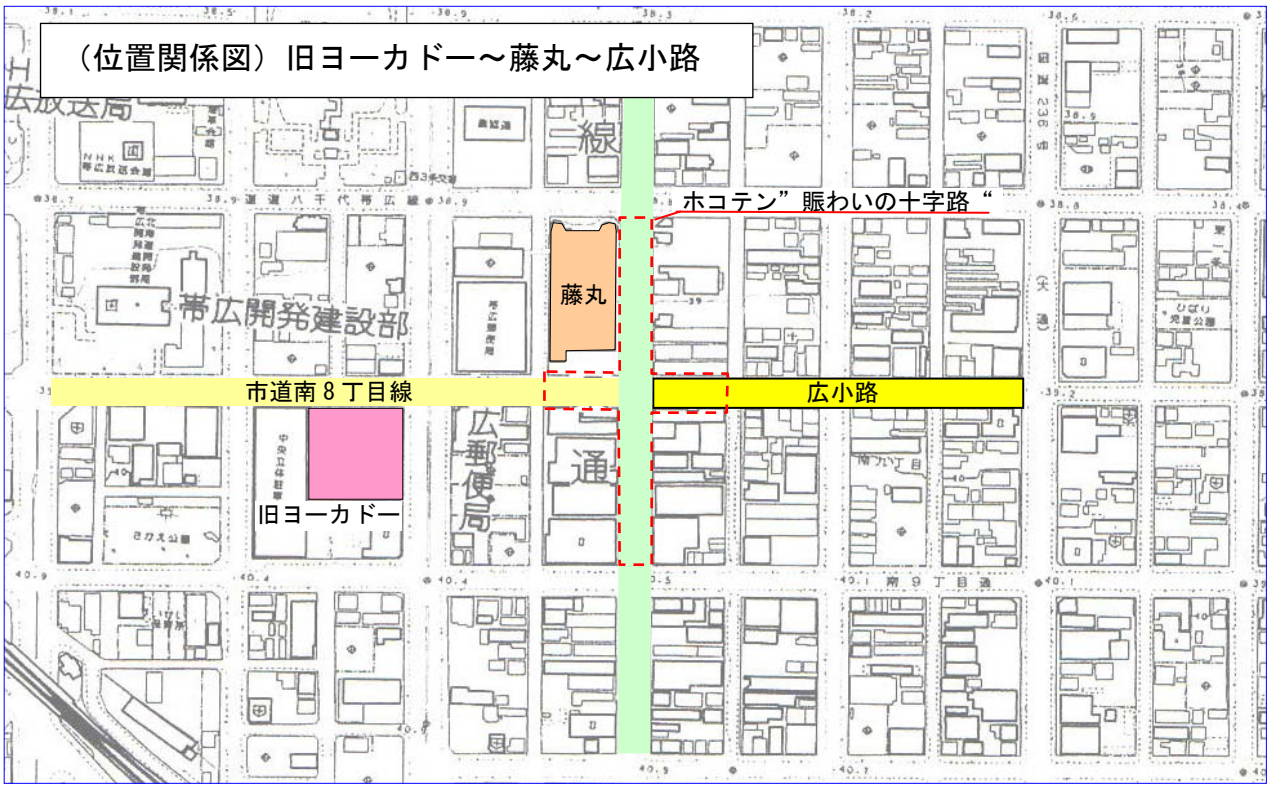

［２］具体的事業等の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業等

事業等名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
措置名： 大規模小売店舗立地法の特例区域の設定の要請 措置内容： 大規模小売店舗立地法の手続きを大幅に簡略化できる「第一種特例区域」の設定について北海道に要請する 実施時期： 平成 19 年度～	帯広市	本市の中心市街地の商業の活性化において、平成 10 年 11 月に、大型スーパーの郊外への移転以来、空きビルとなっている商業施設の再生を図ることが不可欠となっている。 中心市街地において、大きな吸引力を有する大規模小売店舗は、来街者が中心市街地を訪れる起点ともなる施設であり、「買適ゾーン」の形成と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街の実現を目標とする本基本計画においても、重要な商業施設である。 同空きビル（旧イトーヨーカドービル）の再オープンにあたって、店舗面積や営業時間の変更などを行う場合、大店立地法が適用され、同法に基づく諸手続が課題となる場合もあることから、中心市街地活性化法第 36 条の規定に基づく「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」を中心市街地に定めるよう、北海道に対し要請するものである。 中心市街地の商業機能を充実し、百貨店・商店街と相互に連携し、商業的な吸引力を向上させる必要があることから、「第一種大規模小売店舗立地法特例区域」の設定により、大型空き店舗に魅力ある商業施設の誘導を図ることで、中心市街地の活性化に大きく貢献することが期待できる。	措置の内容： 大規模小売店舗立地法の特例 実施時期：平成 19 年度	特になし

事業名：広小路商店街アーケード再生等事業 内容： 老朽化したアーケードの改修・塗装、LED照明等の設置及び関連ソフト事業により、長寿命化と安心・安全な空間機能の向上を図る。 実施時期：平成22～23年度	広小路商店街振興組合	広小路商店街では、再生コンセプト「徹底的にハートフル！！人と環境にやさしい広小路」の基、老朽化し透過率が減少したアーケードの屋根材を改修するとともに、LED照明により、暗いイメージを一新し、既存のアーケードを最大限活かした環境にやさしい改修により、安全・安心と長寿命化を図る。 半屋外のスペースを、広場・アトリウムとして、市民・地域の人々が気軽に足を運ぶ、憩いの機能を持ち、太陽光と間接照明により、省エネ化と照度を高めることで、誰もが安全・安心で快適に歩くことができる優しいおもてなしの空間を演出する。 昭和30年から継続する「七夕祭り」をはじめ各種イベントの開催にも対応できる音響機器などの機能を付加するハード整備とともに、それを活用するソフト事業をすすめるほか、隣接する商店街や市民協働で取り組まれている「まちなか歩行者天国」と連携し来街者の増と賑わいの創出を図る。 中心市街地の活性化に、このアーケード再生による機能向上は不可欠であり、「買適ゾーン」の形成と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街の実現という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容： 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 実施時期： 平成22年度	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を活用

●当該中小小売商業高度化事業が，当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

・当該商店街の歩行者通行量調査における①広小路の通行量は、平日は毎年減少傾向であり、休日も減少傾向であるが、平成 18 年は増加している。（これは、まちなか歩行者天国の開催による増加である。）
・当該事業によって、買適ゾーンの形成を目指す②～④の通行量調査地点も同様に、平日は減少傾向であり、休日は平成 18 年に増加をしている。
・合計の歩行者通行量は、平日・休日とも平成 17 年まで減少しており、平日が休日を上回っているが、平成 18 年には、まちなか歩行者天国の開催により休日は増加している。
・本基本計画事業の実施によって、大型空き店舗から広小路までの南８丁目線の歩行者通行量の増加とともに、回遊性が向上し、商業の活性化に寄与することが期待される。

歩行者通行量調査（通り別集計）　　単位：人

調査地点		H13	H16	H17	H18
①広小路	休日	3,827	2,938	3,222	4,094
	平日	4,079	3,605	2,810	2,562
②南 8 丁目線	休日	3,129	2,092	2,391	3,697
	平日	5,137	4,694	3,354	3,331
③西 2 条通り	休日	5,835	4,261	3,403	6,016
	平日	6,367	4,822	3,523	4,154
④西 3 条通り	休日	965	769	467	560
	平日	1,635	2,325	1,494	1,630
計	休日	13,756	10,060	9,483	14,367
	平日	17,218	15,446	11,181	11,677

資料：歩行者通行量調査

●個店の活力や集客力，営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き，また逆に，商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか，「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

・当該広小路商店街においては、歴史のあるこの商店街に愛着を感じている市民・住民が中心となって、商店街とともに「広小路の未来をつくる会」が設立され、当該事業を含めて、“市民に愛される”“市民のため”の商店街を実現するために活動している。（市民に愛され、多くの人々が足を運ぶ、「場所づくり」により賑わい創出が期待される。）

「個々の取組」

・空きスペースを活用して、ギャラリー（NC アートギャラリー）として市民に芸術・文化に親しんでもらう他、地域の子供達の学習発表の場として開放している。
・中心市街地の駐車場とタイアップして共通の駐車券を発行し、来街者の駐車利便の向

上を図っている。

「共同的な取組」

・商店街の再生（アーケード老朽化に伴い、今後の方向性を見出すための勉強会を実施し、アーケードの再生による商店街の活性化を目指している。）

・協働による取組（50 年以上の歴史がある「七夕まつり」の七夕飾りの作成を広く市民に呼びかけ、参加機会を広げ市民全体の祭りを目指している。）

・地元大学生との協働の取組（空き店舗を活用し土日祝日に帯広大谷短期大学ボランティアグループ「じゃんじゃん亭」の「だいえてぃしゃん」が夏季限定で営業した。）

●当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

・平成 16 年以降、空き店舗数は、変わらず平成 18 年の空き店舗率は 9.3%となっている。当該事業を含む商業の活性化の取組により、空き店舗率の改善が期待される。

	H15	H16	H17	H18
広小路商店街 空き店舗率	7.0% (3/43)	9.3% (4/43)	9.3% (4/43)	9.3% (4/43)

資料：帯広市

●文教施設，医療施設，公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

買適ゾーンとなる南８丁目線に面する藤丸ビルには、世代や地域を越えた市民の活動及び交流を支援し、中心市街地の活性化を図るとともに協働のまちづくりを推進することを目的に、市民活動交流センターが整備されており、南８丁目線の賑わい創出にも貢献している。

これと連動し当該事業においても、市民・地域住民が気軽に足を運び、憩い集える空間として、来街者が快適に過ごせる空間、各種イベントの開催にも対応できる施設を整備し提供することで賑わい創出を目指している。

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 広小路商店街アーケード再生等事業（再掲） 内容： 老朽化したアーケードの改修・塗装、LED照明等の設置及び関連ソフト事業により、長寿命化と安心・安全な空間機能の向上を図る。 実施時期：平成22～23年度	広小路商店街振興組合	広小路商店街では、再生コンセプト「徹底的にハートフル！！人と環境にやさしい広小路」の基、老朽化し透過率が減少したアーケードの屋根材を改修するとともに、LED照明により、暗いイメージを一新し、既存のアーケードを最大限活かした環境にやさしい改修により、安全・安心と長寿命化を図る。 半屋外のスペースを、広場・アトリウムとして、市民・地域の人々が気軽に足を運ぶ、憩いの機能を持ち、太陽光と間接照明により、省エネ化と照度を高めることで、誰もが安全・安心で快適に歩くことができる優しいおもてなしの空間を演出する。 昭和30年から継続する「七夕祭り」をはじめ各種イベントの開催にも対応できる音響機器などの機能を付加するハード整備とともに、それを活用するソフト事業をすすめるほか、隣接する商店街や市民協働で取り組まれている「まちなか歩行者天国」と連携し来街者の増と賑わいの創出を図る。 中心市街地の活性化に、このアーケード再生による機能向上は不可欠であり、「買適ゾーン」の形成と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街の実現という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置の内容： 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 実施時期： 平成23年度	特になし

事業名：帯広まちなか歩行者天国事業 内容：まちなか歩行者天国を開催する事業 実施時期：平成１８年度から実施中	帯広まちなか歩行者天国実行委員会	商店街、市民団体やボランティアなどの手作りで、中心市街地に「帯広まちなか歩行者天国」を開催することによって、街なかにかつての賑わいを取り戻し、中心市街地の活性化を図り、まちを訪れる人が増え、交流が盛んになり、まちに住む人が増えること、最終的には、「地域コミュニティの再生」につながることを目標とする取組であり、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置：中心市街地活性化ソフト事業 帯広まちなか歩行者天国実行委員会補助金（市） 実施時期：平成 19 年度 ～ 平成 23 年度	
事業名：とかち花街道フェアinおびひろ 内容：花による地域活性化や賑わい創出などを図る事業 実施時期： 平成 14 年度から実施中	とかち花街道ｉｎおびひろ実行委員会	十勝一円、さらにはその中核都市である帯広市の中心部を花で魅力的に彩り、その情報を広く発信することにより、花による地域活性化や賑わい創出などの効果に結びつけることを目的としており、帯広商工会議所が中心となって実行委員会を組織している。 地域の子供達や市民団体、商店街が参加して花を植える活動を通して、賑わいづくりを進めるものであり、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置：中心市街地活性化ソフト事業 とかち花街道フェア補助金（市） 実施時期：平成 19 年度 ～ 平成 23 年度	

事業名：おびひろイルミネーションプロジェクト 内容：イルミネーションにより中心市街地の活性化を図る事業 実施時期： 平成１４年度から実施中	おびひろイルミネーションプロジェクト実行委員会	冬期間、中心市街地に賑わいを再生するため、地元企業が中心となり実行委員会を組織して、イルミネーションの一斉点灯を実施し、多くの市民が「イルミネーション点灯募金」を通じて、参加することにより、自らまちづくりや中心市街地の活性化に対する意識の向上を図ることを目的とする事業である。 駅前のハルニレの木を中心とするイルミネーションの一斉点灯には、地域の子供達も参加しており、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置：中心市街地活性化ソフト事業 おびひろイルミネーションプロジェクト実行委員会補助金（市） 実施時期：平成 19 年度 ～ 平成 23 年度	
事業名：商店街活性化事業演出・催事実施事業 内容：商店街の環境整備と賑わい創出により振興発展を図る事業 実施時期： 昭和６２年度から実施中	帯広市商店街振興組合連合会および加盟商店街	商店街を単なる買物の場としてばかりでなく、市民が求める「ゆとり」、「うるおい」を創出する場として環境整備を計画的に進めるとともに、「にぎわい」、「ふれあい」をもたらす祭り・イベントなどの文化的演出を創出することにより商店街の振興発展を図ることを目的とするものであり、中心市街地の活性化に必要である。	支援措置：中心市街地活性化ソフト事業 商店街活性化事業補助金(演出・催事実施事業補助金）（市） 実施時期：平成 19 年度 ～ 平成 23 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

※該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

※該当なし

（4）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：第三期北の屋台事業 内容：第二期出展者との契約終了に併せて、リニューアル工事を実施し第三期事業をスタートする。 実施時期：平成19～21年度	北の起業広場協同組合	「北の屋台」は、全国から活性化のモデルとして注目されている。 第三期出店者の募集に当たっては、夏の観光シーズンに昼の営業を予定するなど、中心市街地の活性化を進める事業であり、「買適ゾーン」の形成のため、“界隈性の醸成”と“そぞろ歩き”の実現という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成19年度	特になし

事業名：広小路〝町屋居住〟演出事業 内容：店舗の２階を改造し、生活感あふれる居住空間として演出する。 実施時期： 平成２１年度	広小路商店街振興組合	商店街には、２階以上のフロアが活用されないまま放置されているビルが幾棟も存在する。 しかし、これらを活用するためには、建築基準法や消防法などの法規制をクリアーするとともに、事業の採算性の検討やニーズの把握、駐車場対策などまちづくりとしての課題解決などが山積している。 このことから、本市では、平成 17 年度からＴＭＯ事業として帯広商工会議所とともに専門家を交えて検討を行ってきた。 その結果、平成 18 年 10 月末には「町屋居住マンション」が民間事業者によりオープンし、この事例を研究することで、他の物件についての可能性や課題を整、抽出することが可能と考えている。 広小路商店街では、閉店した後も灯りを点し、２階の窓辺から「生活感」を演出することで、夜の商店街の通りに明るいイメージを作り、「人」の存在を漂わせることとした。 将来的には、２階を実際に町屋居住マンションとして利用を図ることにもつながるものと考えている。 この町屋居住を演出する事業は、「買適ゾーン」の形成と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街を実現するという目標に寄与するものであることから、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成２１年度	特になし

事業名：広小路〝歴史・文化〟継承事業 内容：広小路に受け継がれている文化資産を継承する場の整備 実施時期： 平成２１年度	広小路商店街振興組合	広小路商店街は、本市のなかでも最も歴史のある商店街である。 なかでも、半世紀以上の歴史を刻んだ「七夕まつり」は商店街最大のイベントであり、広く市民にも愛されている。 また、広小路商店街に所縁のある歌人中城ふみ子も貴重な文化資産である。 これら広小路の歴史的資産や文化的な資産を商店街の活性化に有効活用するため、空き店舗等を活用して、展示催事場を整備する事業である。この事業によって、他の活性化事業との相乗効果が発揮されることが期待される。 「買適ゾーン」の形成のため、“界隈性の醸成”と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街の実現と「観動ゾーン」の形成のため、芸術・文化施設との連携を図る“連携軸”という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成２１年度	特になし
事業名：中城ふみ子が詠んだ街事業 内容：中城ふみ子の歌碑を建立する事業 実施時期： 平成２１年度	広小路商店街振興組合	中心市街地に点在している広小路商店街に所縁の歌人　中城ふみ子が短歌に詠んだ地点に簡易な歌碑を建立する事業である。 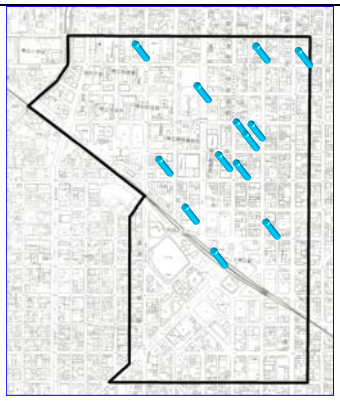 来街者の新たな流れを創出し、中心市街地への関心を喚起する事で、中心市街地の活性化に繋がるものである。 「買適ゾーン」の形成のため、“界隈性の醸成”と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街の実現と「観動ゾーン」の形成のため、芸術・文化施設との連携を図る“連携軸”という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成２１年度	特になし

事業名：クリーン・キャンバス・２１ 内容：どこよりも美しいまちを目指す清掃美化活動 実施時期： 平成 14 年度から実施中	クリーン・キャンバス・２１推進実行委員会	地域住民や地元企業の力を原動力として、「自分たちのまちは自分たちの手で美しく」との共通認識のもと「どこよりも美しいまち」を目指すことを目的に、帯広青年会議所が中心となり推進実行委員会を組織して、清掃美化活動に取り組む事業であり、地域住民や企業など、誰もが参加できる地域のコミュニティ活動として、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成 14 年度から実施	特になし
事業名：平原のルキア 内容：イルミネーションにより魅力ある中心市街地の形成と活性化を図る事業 実施時期： 平成 15 年度から実施中	平原のルキア実行委員会	地元企業が実行委員会を組織して、帯広駅北多目的広場に、イルミネーションのシンボルツリーを設置するとともに、様々なイベントの展開により、冬期間の魅力ある中心市街地の形成と活性化を図ることを目的とする事業であり、点灯式には子供達も参加しており、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成 15 年度から実施	特になし

事業名：商人塾事業 内容：新規起業者の開業を支援する事業 実施時期： 平成 16 年度から実施中	帯広商工会議所	起業者、開業希望者を対象に経理、接客、商品陳列、心構え等の講習を実施し、起業者を育成する事業である。 「買適ゾーン」の形成のため、“界隈性の醸成”と“そぞろ歩き”を楽しめる商店街の実現という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成 16 年度から実施	特になし
事業名：おびひろまちづくりネットワーク 内容：団体・市民等のゆるやかなネットワークを築き中心市街地の活性化に寄与する事業 実施時期： 平成 17 年度から実施中	おびひろまちづくりネットワーク	経済・環境・福祉・教育・文化など分野の枠を超えて、様々な団体・市民等のゆるやかなネットワークを築くことにより、中心市街地の活性化に寄与し、安心で豊かな夢のある街を創り、市民や団体等が連携・協働する、ふれあいと活力のあるコミュニティを創ることを目的とする事業であることから、コミュニティ再生、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成 17 年度から実施	特になし

事業名：共通駐車券事業 内容：共通駐車券により商店街の活性化を促進する事業 実施時期： 平成元年度から実施中	帯広市商店街振興組合連合会	中心市街地の商店街と駐車場がタイアップして共通の駐車券を発行し、課題となっている中心部の駐車利便の向上と商店街の活性化を促進するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成元年度から実施	特になし
事業名：商店街活性化事業歩道ロードヒーティング設備維持事業 内容：冬期の快適な歩行空間の確保による賑わい創出事業 実施時期： 平成１１年度から実施中	帯広市商店街振興組合連合会および加盟商店街	商店街の歩道ロードヒーティングは、街路整備に合わせて、冬期における快適な歩行者空間の確保による賑わいづくりの基盤として、商店街が設置し維持しているもので、都市の魅力向上、商店街の活性化に貢献するものであり、中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成１１年度から実施	特になし

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

［１］公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

≪公共交通機関の利便性の増進≫

本市の中心市街地において、重要な役割を担う公共交通機関は鉄道とバスである。

このうち、バス輸送については、平成１３年度に「帯広市バス交通活性化基本計画」を策定するとともに、平成１５年から１６年にかけて予約制乗合バス実証実験などを行った。その成果を活かした事業として、平成１７年度から既存路線バスに加え、新しい公共交通サービスとして、市街地では２系統の路線を開設しており、迂回型ディマンド運行と隔日運行の特徴を有している。

また、平成１３年度から１５年度にかけて、駅前に１４バース規模のバスターミナルを整備したことで、路線バスをはじめ、都市間バス、空港連絡バスの全ての路線がバスターミナルに乗り入れが可能となり、バス利用者の利便性が格段に向上した。

このように、現時点の路線バスの利便性を中心市街地内の回遊性の向上に活用することは極めて有効であり、積極的に取りくまなければならない。

乗合バス利用者は減少を続けているが、中心市街地の活性化にとって、路線バスを活かした、公共交通機関の利便性の増進は、中心市街地の回遊性を支援・強化する事業として、その必要性は高く、本基本計画に位置づけるものである。

フォローアップについては、毎年度末に事業への取組みの進捗調査等を行い、状況に応じて改善を行うものとする。

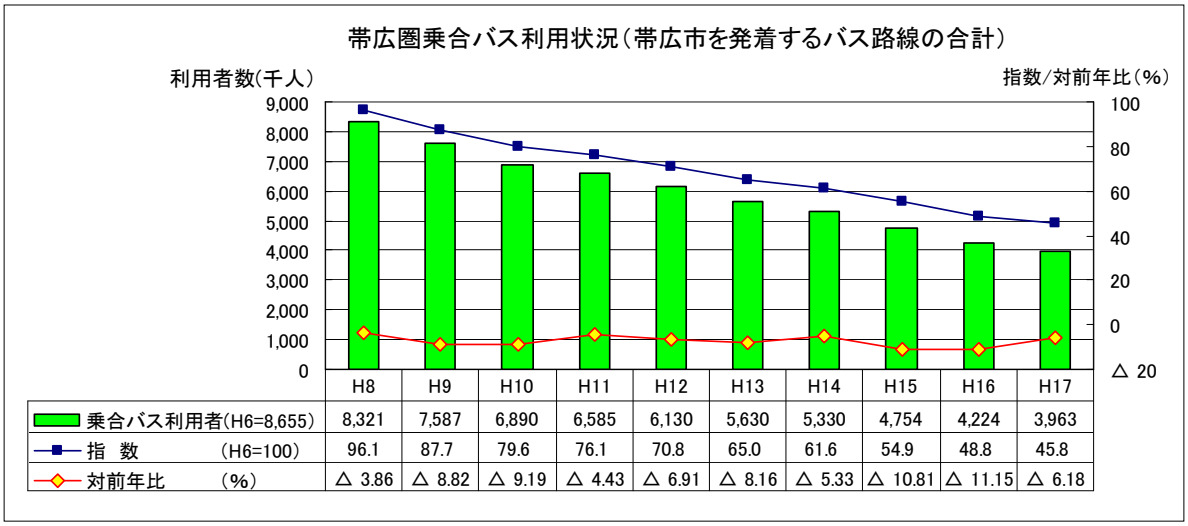

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
乗合バス利用者(H6=8,655)	8,321	7,587	6,890	6,585	6,130	5,630	5,330	4,754	4,224	3,963
指　数　(H6=100)	96.1	87.7	79.6	76.1	70.8	65.0	61.6	54.9	48.8	45.8
対前年比　(%)	△ 3.86	△ 8.82	△ 9.19	△ 4.43	△ 6.91	△ 8.16	△ 5.33	△ 10.81	△ 11.15	△ 6.18

［１］具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

※該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業
※該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
※該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
※該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：ウォーク＆ライド事業 内容：既存の路線バスルートを活用した〝ループバス〟事業 実施時期：平成２０年度	十勝バス㈱	本市の路線バスは、全ての路線がＪＲ帯広駅の帯広駅バスターミナルに発着している。 この中心市街地の「集中路線」をループバスに見立て、料金は定額とし、一日フリーパスを実現することにより、路線バス利用者の増加と利便性の向上、中心市街地内の回遊性の向上を見込む事業である。 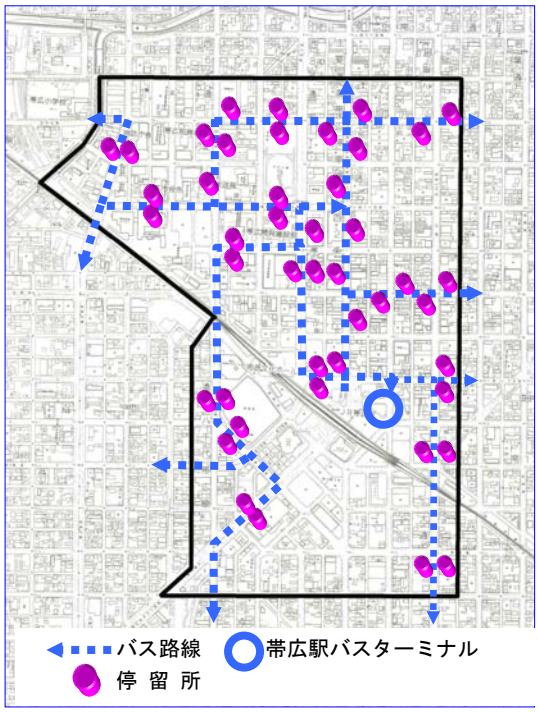 	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成２０年度	特になし

事業名： 買物共通バス券事業 内容： バス利用の買物客に共通バス券を提供し来街者の利便を図る事業 実施時期：平成１４年度から実施中	帯広市商店街振興組合連合会	中心市街地への来街者サービスとして、当該事業参加店での買物によって、いずれのバス会社でも利用可能な共通バス券を提供することで、高齢者などの交通弱者への利便を図るものであり、来街者へのサービス向上とバス利用を促進する事業であることから、公共交通機関の利活用と中心市街地の活性化に必要である。	国以外の支援措置の内容：特になし 実施時期：平成１４年度から実施	特になし

◇ ４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

［1］市町村の推進体制の整備等

本市においては、平成 9 年 4 月 1 日に、都心部活性化推進本部を設置し、全庁を挙げた中心市街地の活性化に取り組んでいる。さらに、本市における最高意志決定の場である全体庁議においても常に主要議題として取り上げることにより、明確な方針を堅持することとする。

また、平成 19 年度からは、商業振興と都市基盤整備の 2 課を統合することにより、改正中活法の趣旨を踏まえた、庁内体制が確立する。

※参考資料：帯広市都心部活性化推進本部規程、帯広市庁議規則

≪中心市街地活性化基本計画の策定に向けた経過≫

・平成１８年１１月２０日　帯広市都心部活性化推進本部幹事会（第１回）
・平成１９年1月１０日　全体庁議
・平成１９年1月１６日　　帯広市都心部活性化推進本部幹事会（第２回）
・平成１９年2月９日　　全体庁議
・平成１９年2月１５日　　帯広市都心部活性化推進本部幹事会（第３回）
・平成１９年2月２０日～３月１９日　パブリックコメントの実施
「中心市街地活性化基本計画（素案）について」
・平成１９年７月２７日　　帯広市都心部活性化推進本部幹事会（第４回）
・平成１９年７月２７日　　帯広市都心部活性化推進本部会議

［2］中心市街地活性化協議会に関する事項

帯広商工会議所が中心となって、平成 18 年 12 月「中心市街地活性化協議会設立準備会」を発足し、法定協議会の設立に向けて、協議会準備会委員等の協議を開始した。

平成 19 年 1 月より「中心市街地活性化協議会準備会」において、具体的事業等の協議を行っている。

≪帯広市中心市街地活性化協議会設立準備会の開催経過≫

・平成１８年１２月６日　帯広市中心市街地活性化協議会設立準備会（第１回）
・平成１９年1月１９日　帯広市中心市街地活性化協議会設立準備会（第２回）

≪帯広市中心市街地活性化協議会準備会の開催経過≫

・平成１９年1月２６日　帯広市中心市街地活性化協議会準備会（第１回）
・平成１９年2月２日　　帯広市中心市街地活性化協議会準備会（第２回）
・平成１９年2月８日　　帯広市中心市街地活性化協議会準備会（第３回）
・平成１９年2月２１日　帯広市中心市街地活性化協議会準備会（第４回）

協議会の設立

・法第１５条第１項第１号「イ」特定非営利活動法人「十勝まちづくり住の会」
・法第１５条第１項第２号「イ」帯広商工会議所により組織する。

なお、特定非営利活動法人「十勝まちづくり住の会」については、法第５２条に規定する業務を定款に追加し、変更認可を受けたことから、法第５１条の規定にもとづき中心市街地整備推進機構として指定（平成 19 年 4 月 20 日）した。

≪帯広市中心市街地活性化協議会の開催経過≫

・第1回　平成 19 年 5 月 25 日　中心市街地活性化協議会の設立について
・第2回　平成 19 年 7 月 27 日　中心市街地活性化基本計画案について
※平成 19 年 7 月 30 日　中心市街地活性化基本計画案に対する意見書の提出

平成１９年7月３０日

帯広市長　砂川　敏文　様

帯広市中心市街地活性化協議会
会長　千　枝　克　孝

帯広市中心市街地活性化基本計画案に対する意見書

平成１９年７月２７日付帯商業第１５９号により諮問のありました、帯広市中心市街地活性化基本計画案に対し、中心市街地の活性化に関する法律第１５条第９項の規定に基づき意見書を提出します。

記

１．意　見

帯広市中心市街地活性化基本計画（案）は、帯広市の中心市街地を活性化させる計画として概ね妥当なものである。

２．付帯意見

当基本計画は、平成２４年３月までに実現可能な事業が記載され、活性化達成のための数値目標も設定されていることから、この計画が実施されることにより中心市街地活性化が更に進むものと考えられるが、より実効性を高めるため、また平成２４年以降の取り組みを見据え、次の意見を申し添えます。

① 当基本計画を進める上で、新たに実現可能な事業が具体化した際には、基本計画への追加を行うなどの対応を図られたい。

② 事業実施に際しては、行政、事業者、関係者等が一体となり推進されるよう体制の構築を図られたい。

③ 当基本計画は、実施計画的な性格のものであるが、これからの長期的な街づくりの中で、今後策定する第６期総合計画や、平成２４年度以降の新たな中心市街地活性化計画も含め、帯広市長の公約でもあるコンパクトシティや日本の食糧基地である十勝の中心市街地、更には民間主導の街づくり等の理念の下に、中心市街地活性化に対する取り組みを進められたい。

［3］基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

（1）客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

1）旧中心市街地活性化法に基づく計画実施等、過去の取組の評価

本市では、平成１０年度に施行された「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき、平成１２年度に「帯広市中心市街地活性化基本計画」を策定し、「人と人とのふれあいを生み出す界隈性の醸成」、「都市機能の更なる集約多様な市民が住みよさを実感する都心居住の推進」、「市街地の整備改善と商業等の活性化に関する事業の集中的、効果的実施」を目標として取り組みを進めた。

目標は「駅周辺核ゾーン」、「界隈性づくりゾーン」、「公共公益ゾーン」、「駅南商業・業務、交流、居住ゾーン」にゾーニングし、計画に記載した合計 33 事業によって、活性化の取組を進めてきている。

事業の実施状況は、一部完了・実施中のものを含んで事業が 28 となっており、全体の実施率は、84.8%となっている。

基本計画の策定に併せて、帯広商工会議所では「帯広タウン・マネージメント基本構想」を策定し、行政と経済界が密接な連携を図りながら中心市街地の活性化に取り組み、「北の屋台」、「チャレンジショップ」などの事業を実施してきている。

○帯広市中心市街地活性化基本計画（旧計画）事業の進捗状況（平成 18 年度末）

	事業数	実施数（一部実施）	実施率
市街地の整備改善事業	14	12	85.7%
商業の活性化事業	16	14	87.5%
市街地の一体的推進事業	3	2	66.7%
合　　計	33	28	84.8%

2）市民ニーズの分析（基本計画の策定に向けて実施した市民意向調査結果）

本基本計画の目標設定に向けて、市民３千人を対象とした市民意向調査「中心市街地活性化についての意向調査」を実施し、「まちの中の印象」、「まちに行く目的・動機」や「街なか居住」、「まちの将来像」などについて回答を得ている。

○「中心市街地活性化についての意向調査（実施概要）
①実施期間　平成１９年１月１８日～３１日
②調査対象者　無作為抽出による２０歳以上の市民３千人
③調査手法　　郵送による配布・回収
④回答人数　　1,３５２人（回収率 45.1%）

■まちの中の印象

まちの中の印象としては、「官公庁・郵便局・銀行などがあり便利」（59.3%）、「バスなどの交通機関が集積していて便利なところ」（45.7%）、「飲食店、娯楽施設が多いところ」（39.5%）の順となっており、「高齢者が安心して暮らせる施設・機能が充実している」（11.3%）、「帯広の歴史や文化を表しているところ」（17.8%）の印象は下位となっている。

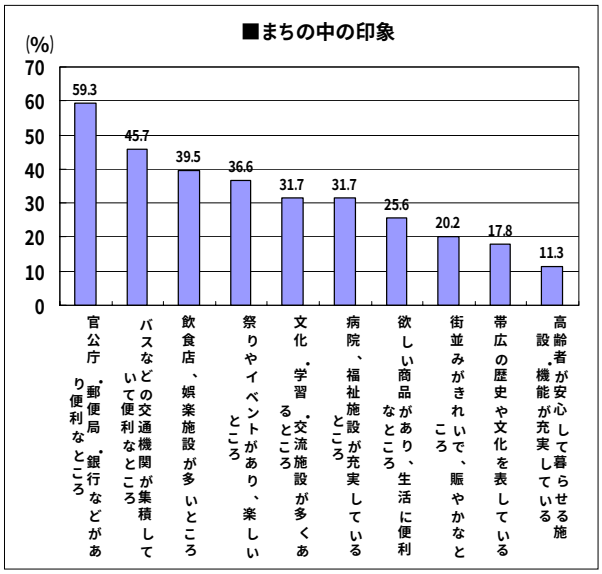

■まちに行く目的・動機

まちに行く目的・動機としては、「用を足すため（市役所・銀行・郵便局）」（77.6%）、「七夕や平原まつりなど祭りやイベントのため」（57.2%）、「洋服や身回り品の買物のため」（53.8%）の順となっており、「介護・福祉サービスを受けるため」（4.4%）は最下位となっている。

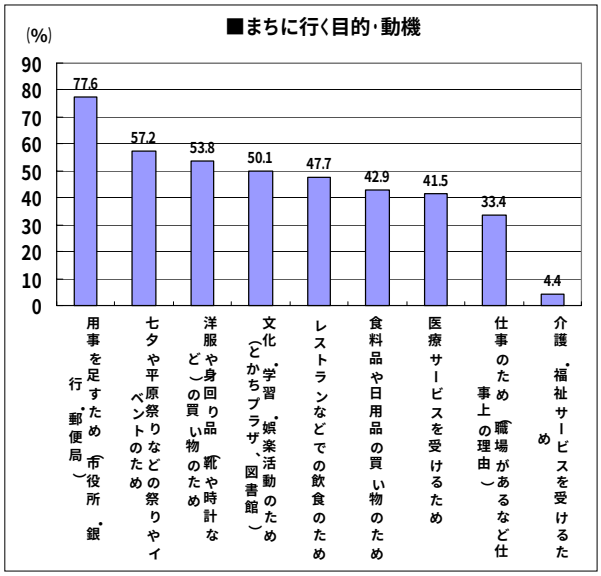

■まちの中に住みたい理由

街なか居住について、「街なかに住んでみたいと思いますか」との問いに、27.8%の市民が「はい」と答えている。

まちの中に住みたい理由として最も多かったのは、「市役所・銀行など公共サービスが多く便利だから」（84.9%）で、「デパートや商店街が近く便利だから」（80.4%）、「JR(鉄道)や路線バスに乗るのに便利だから」（73.9%）の順である。

「都会らしい景観に豊かさや魅力を感じるから」（31.5%）、「映画館やパチンコ店など娯楽施設があり便利」（46.0%）、「お祭りやイベントなどがあり楽しいから」（52.4%）は、下位となっている。

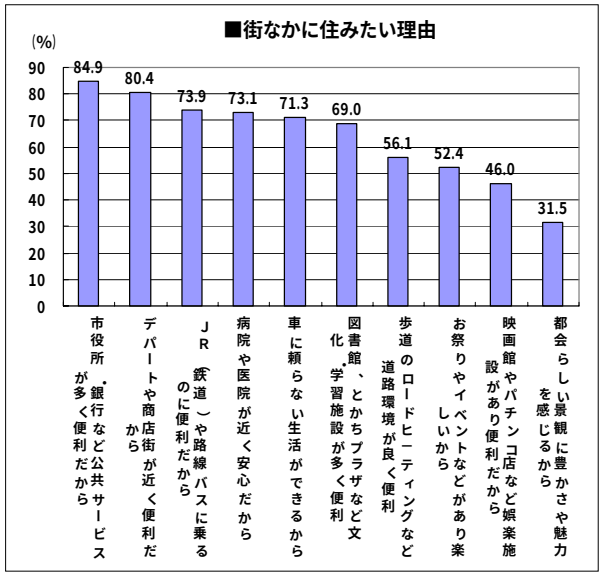

都心に住む理由として、イメージや一時的な楽しさよりも、実利的な理由が選択された結果となっている。

■中心市街地の将来像

「まちの中は、将来どのようになれば良いか」との問いで、最も多く選択されたのは、「文化・学習・交流施設や医療・介護・福祉施設など公共・公益施設が充実した中心街」（20.6%）、次いで「花や緑があり潤いのある中心街」（18.8%）、「高齢者向きの品を揃えた店や高齢者が活動できる施設がある高齢者に便利な中心街」（14.3%）、「食品や日用品が充実した便利な中心街」（13.9%）と続いている。

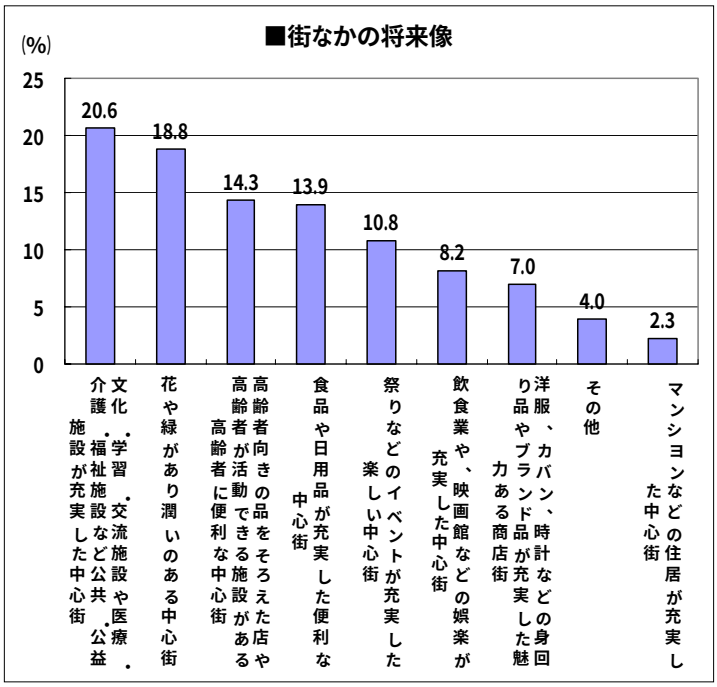

■街なか居住の意思

街なか居住の意思を年齢別に見ると、20 歳代 27.1%、30 歳代 23.9%、40 歳代 22.9%、50～64 歳 29.4%、65 歳以上 31.5%となっており、高齢者のニーズが比較的高いものの若年層のニーズもあることから、これからの中心市街地には、高齢者はもとより幅広い世代が暮らすバランスのとれた街づくりが必要であり、居住ニーズに合わせた受け皿づくりが求められている。

世帯別では、単身世帯 29.7%、夫婦だけの世帯 27.7%、その他の世帯 23.1%となっており、単身世帯で街なか居住肯定派が多い。

住区別に見た街なか居住の意思は、「街なか居住者」の街なか居住肯定派は 87.2%と高く、街なか居住を継続したいとの意思が伺える。また、東地区でも 39.7%と、「街なか居住者」の次に街なか居住肯定派が多くなっている。

■街なかへの居住意思（年齢別）

20 歳代	27.1%
30 歳代	23.9%
40 歳代	22.9%
50～64 歳	29.4%
65 歳以上	31.5%

■街なかへの居住意思（世帯別）

単身世帯	29.7%
夫婦だけの世帯	23.9%
その他の世帯	22.9%

■街なかへの居住意思（住区別）

街なか	87.2%
東地区	39.7%
北地区	25.6%
西地区	25.7%
西帯地区	24.5%
鉄南地区	23.5%
南地区	23.0%
農村地区	15.5%

３）統計的データの客観的把握・分析

■人口の推移・今後の推計

帯広市の人口は、戦後の高度成長期、安定成長期とこれまで一貫して増加傾向にありましたが、伸び率は徐々に鈍化しており、平成 12 年の 173,030 人をピークに、平成 17 年の国勢調査で、初めて減少しました。

今後の人口推計では、平成 22 年以降、毎年減少が続き、平成 42 年には、昭和 55 年の人口を下回り 151,182 人まで減少する推計されています。

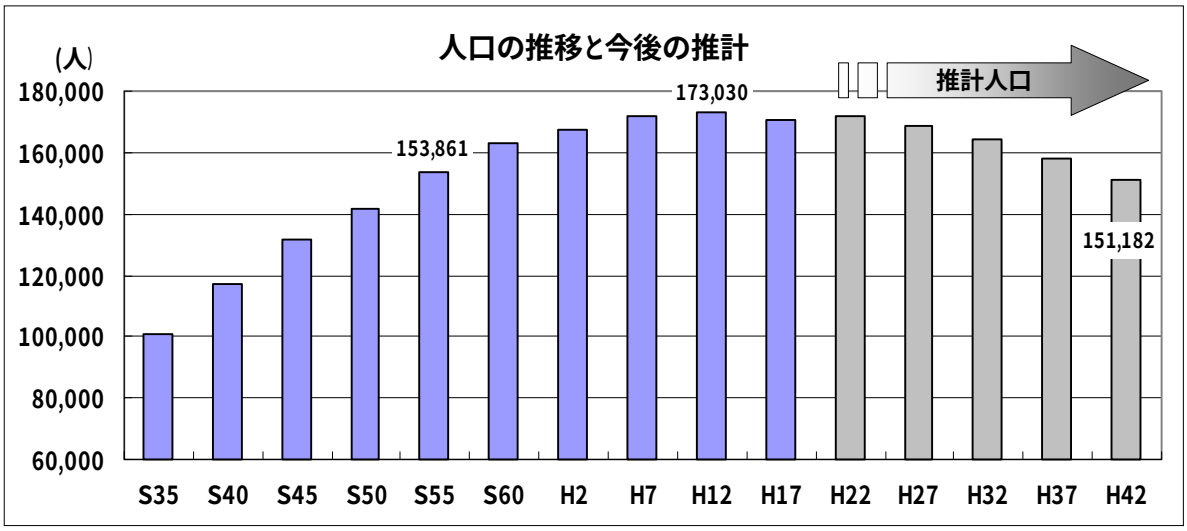

（資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）

■少子高齢化の現状・今後の推計

帯広市の年齢 3 区分別の推移をみると、「年少人口」は一貫して低下、「生産年齢人口」はほぼ横ばい、「老年人口」は一貫して上昇しており、少子高齢化が進んでいる。

今後の推計では、総人口の減少に加えて、少子高齢化が更に進み、平成 42 年には、少子化率 11.2%、高齢化率 31.5%と推計されており、これまでほぼ横ばいであった「生産年齢人口」も減少し 57.3%まで低下すると推計されている。

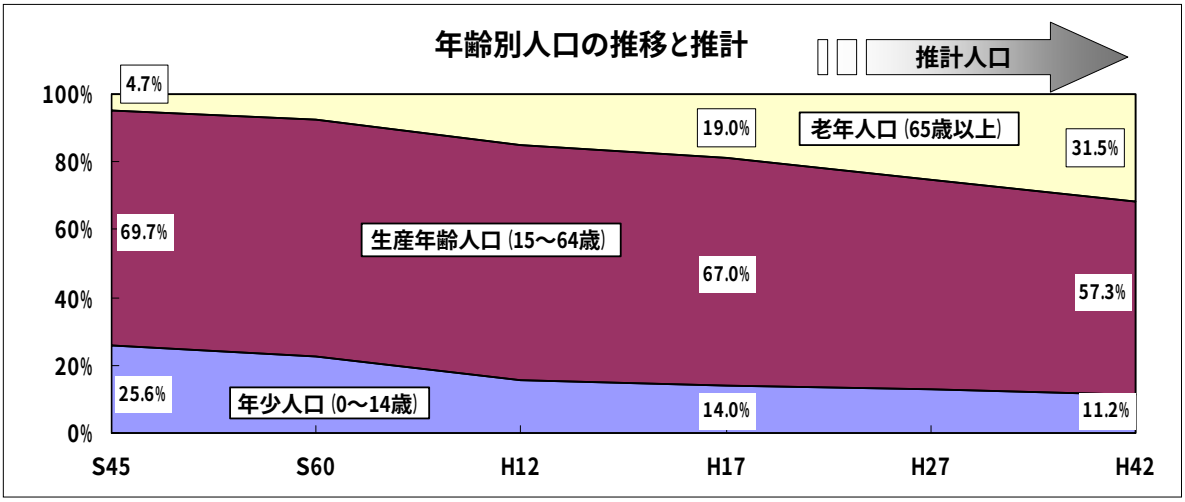

（資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）

■帯広都市圏域の概要

Ⅰ　位置

帯広都市圏は、中心市街地から半径約１５キロメートルの範囲内に位置する。

特に、音更町の木野地区、幕別町の札内地区は約５キロ圏内である。

従って、中心市街地を論じるにあたり、行政単位による見方より圏域としての捉え方が必要と考える。

Ⅱ　交通アクセス

帯広都市圏と中心市街地とのアクセスは、ＪＲ根室本線と国道３８号線及国道２４１号線並びに道道芽室東４条帯広線、道道帯広新得線及び道道幕別帯広芽室線で結ばれており、これらの幹線道路網により帯広都市圏環状線を形成している。

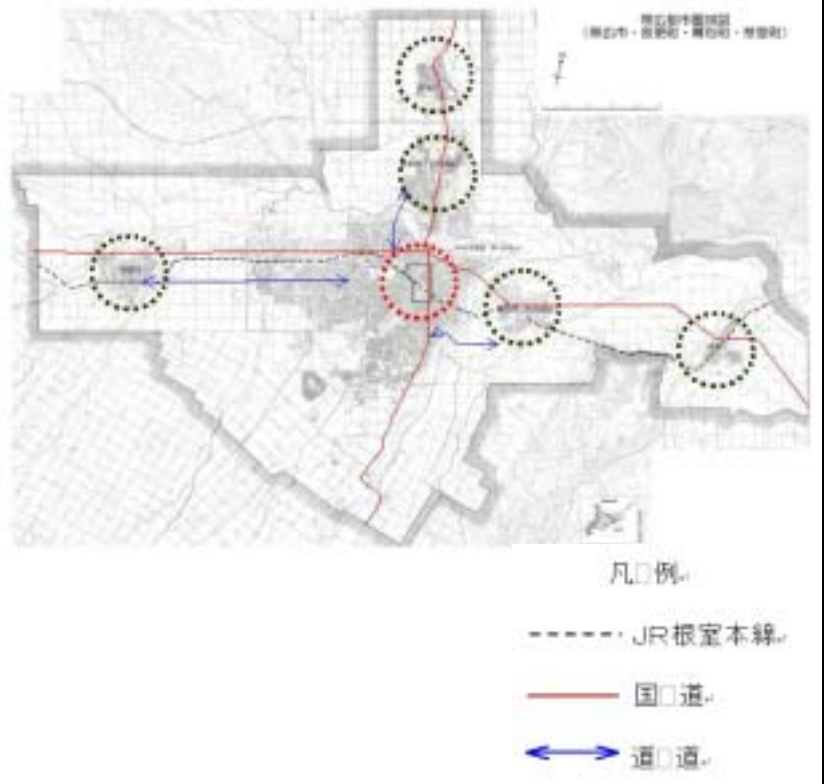

Ⅲ　人口動態

平成１２年の国勢調査における帯広都市圏の昼間人口と夜間人口の差は、1,131 人と小さく、昼夜間人口比率 99.6 であることから、従業・通学者数の移動はほぼ都市圏内で行われているものと考える。

帯広都市圏で、昼夜間人口比率が １００を超えているのは、帯広市と芽室町である。

■帯広圏の昼間人口・常住人口（夜間人口）

	昼間人口	常住人口	昼夜間比率
帯広市	179,801	172,870	104.0
音更町	33,459	39,142	85.5
芽室町	18,357	17,586	104.4
幕別町	21,103	24,253	87.0
計(圏)	252,720	253,851	99.6

都市圏の全従業・通学者数は１６４千人で、このうち２８千人が圏域内を移動している。従って、帯広都市圏は１０％通勤通学圏として捉えることができる。

なお、この１０％通勤通学圏については、都市圏としてのひとつの捉え方である。

(注) 10%通勤通学圏

民間の定義で、毎日の決まった人の移動に注目した都市圏。周辺市町村の定義は、通勤･通学者数の割合が 10%以上としている

帯広圏３町(音更町、芽室町、幕別町)から帯広市への通勤･通学者が各町に常住する通勤・通学者に占める割合が高いのは、音更町（34.5%）で、幕別町（32.4%）、芽室町（23.1%）となっている。

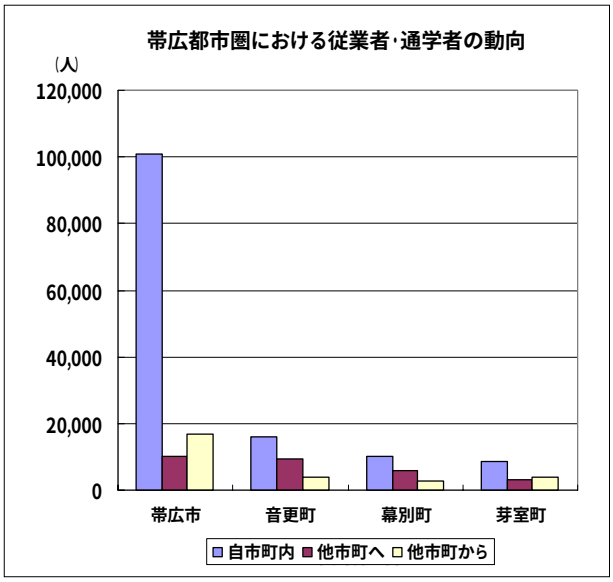

（資料：国勢調査）

■帯広市への通勤・通学者

	常住する通勤・通学者（A）	帯広市への通勤・通学者（B）	帯広への通勤・通学者の割合（B/A）
音更町	21,613	7,447	34.5%
芽室町	10,034	2,318	23.1%
幕別町	13,662	4,430	32.4%

帯広圏の通勤･通学移動状況

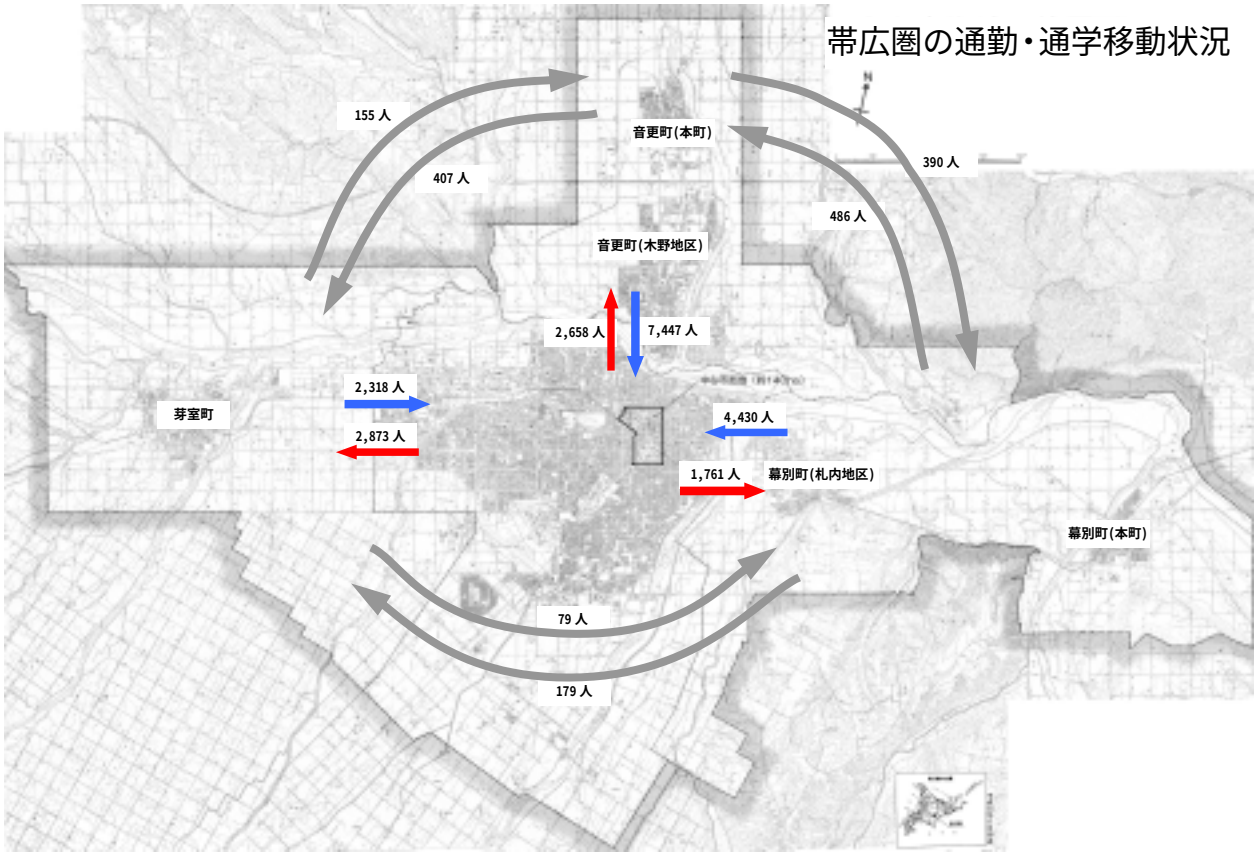

■帯広市街地の概要

Ⅰ　位置

本市は、ＪＲ根室本線帯広駅を中心に商業、業務、サービスなどの多様な都市機能が高度に集積し、本市はもとより、帯広都市圏、十勝圏全体に都市的サービスを提供している。

本市における都市化は、昭和３０年代から始まり、明治、大正、昭和初期にかけて北海道庁が実施した拓殖区画を基本形とした上で、公共及び民間施行の土地区画整理事業により南西方向に市街地の拡大を図った。

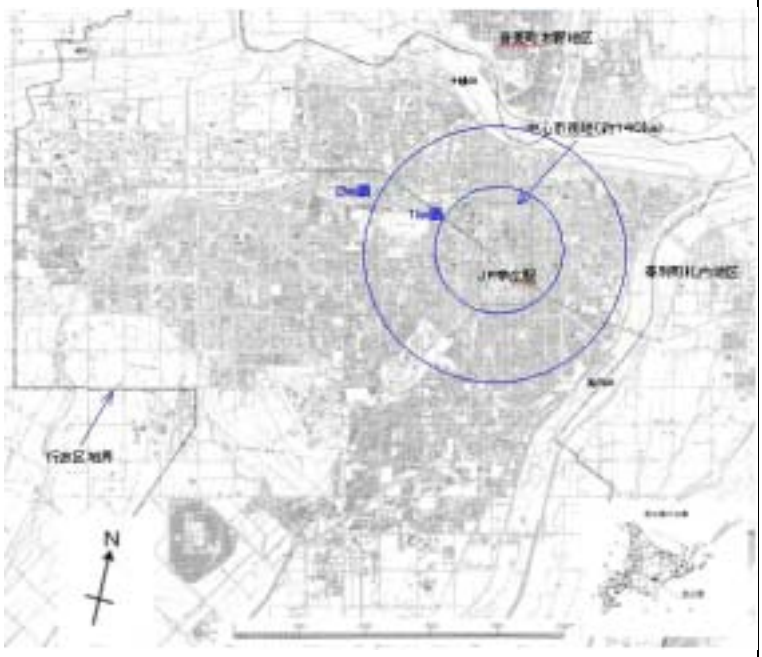

Ⅱ　人口集中地区の変遷

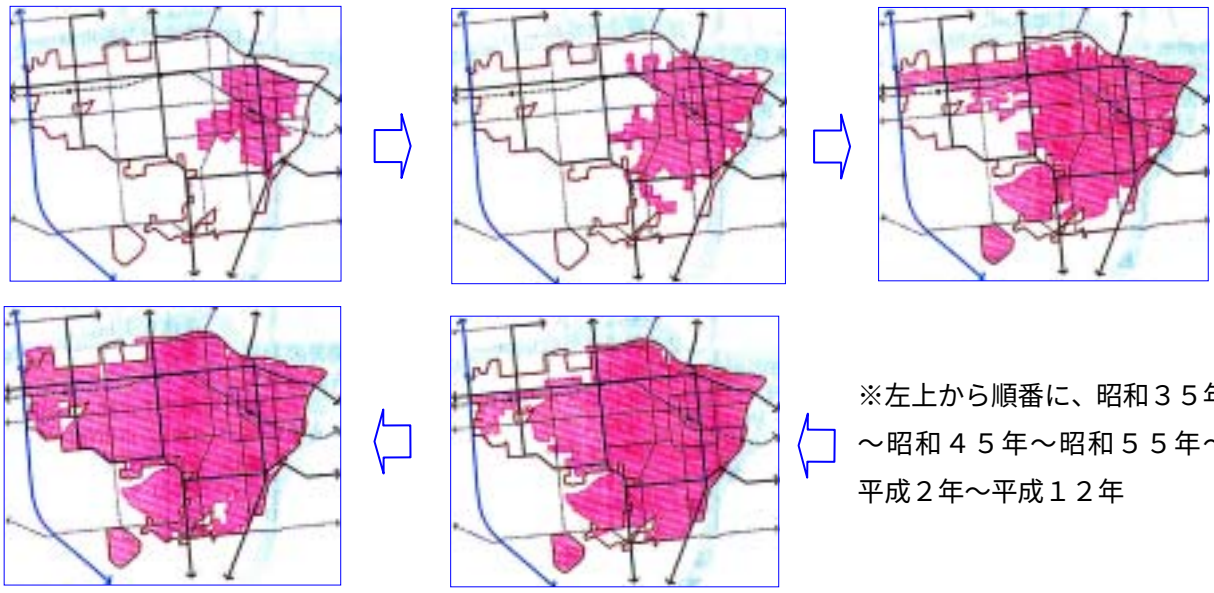

※左上から順番に、昭和３５年～昭和４５年～昭和５５年～平成２年～平成１２年

人口集中地区(DID)は、人口の増加、市街地拡大に伴い、昭和45年の1,360haから平成17年の4,092haへ約3倍に拡大、一方、人口集中地区の人口密度は、昭和45年の63.7人/haから平成17年の37.6人/haへと約4割の減少となっている。

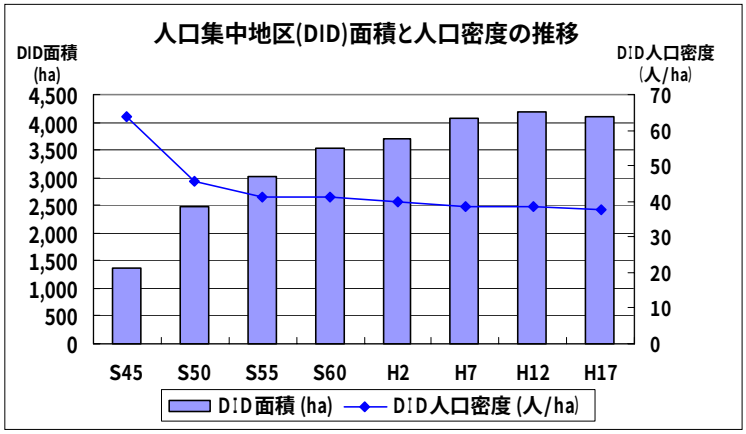

（資料：国勢調査）

III　市街地拡大の変遷

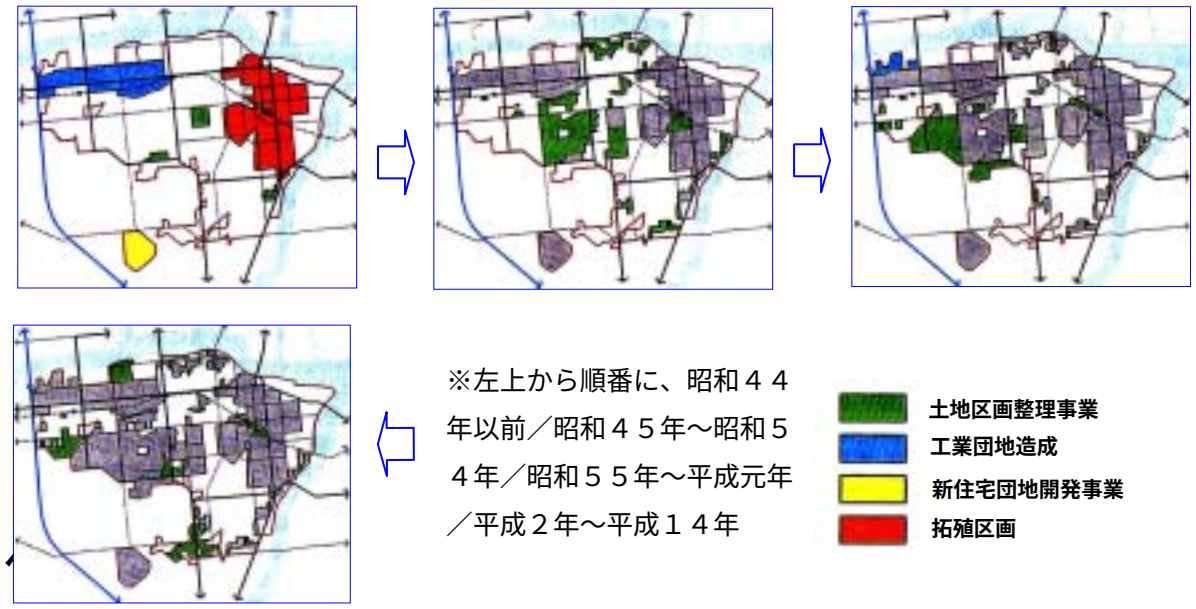

■中心市街地の概要

本市の中心市街地には、都市計画法に基づく地域地区として唯一の商業地域約１４４ha の約７割が包含されている。

また、駐車場整備地区約 １２７ha、地区計画として帯広都心部地区地区計画約７６ha、地区更新再開発制度に基づく帯広都心地区約７０ha の約５割が包含されているほか、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく拠点地区として本基本計画区域 １４０ha が都心部業務拠点地区とされているなど、中心市街地の機能向上を図るために様々な区域設定がなされている。

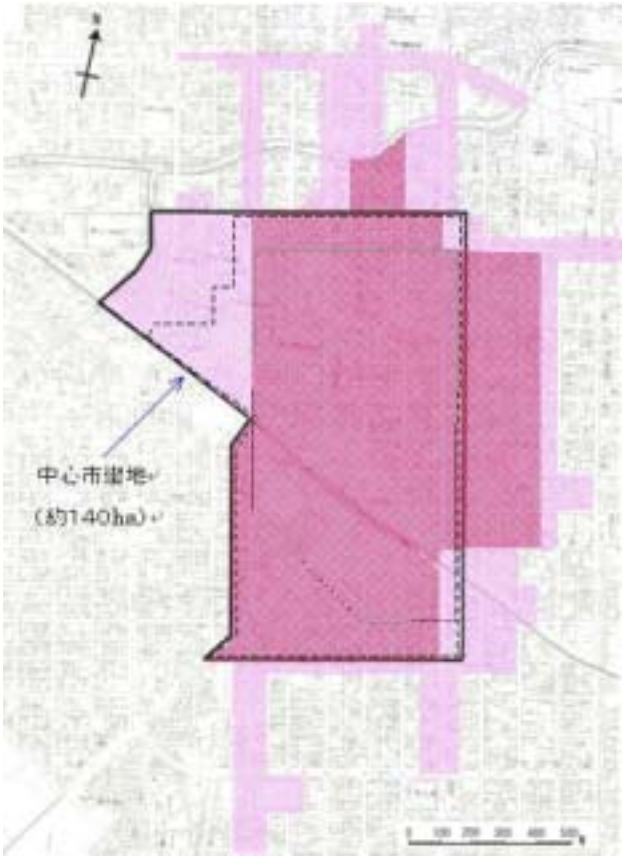

■中心市街地の人口減少

帯広市の人口は、これまで一貫して増加を続けて来ましたが、近年増加率は減少し、平成 12 年をピークに減少となっている。

それに対して、中心市街地の人口は、昭和 30 年の 15,719 人から平成 12 年には 1,801 人まで減少し、総人口に占める割合も、昭和30年22.4%から平成12年1.0%まで減少しているが、中心市街地での分譲・賃貸マンションの建設や借上市営住宅の建設などにより、平成 17 年には 2,317 人で 1.4%となり、中心市街地での街なか居住が見直されてきている。

■帯広市の総人口と中心市街地の人口推移

	総人口（人）	中心市街地人口（人）	中心市街地人口の占める割合
S30	70,027	15,719	22.4%
S35	100,915	12,761	12.6%
S40	117,253	9,972	8.5%
S45	131,568	7,141	5.4%
S50	141,773	4,821	3.4%
S55	153,861	3,712	2.4%
S60	162,932	3,141	1.9%
H2	167,384	2,482	1.5%
H7	171,715	2,017	1.2%
H12	173,030	1,801	1.0%
H17	170,586	2,317	1.4%

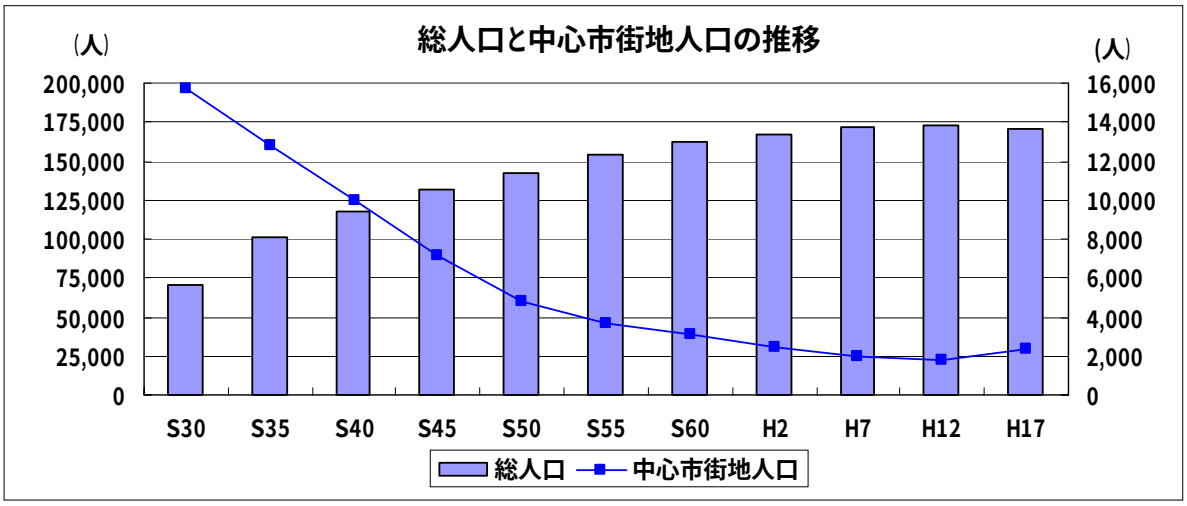

（資料：国勢調査）

■中心市街地の歩行者通行量（３８地点）の減少

中心市街地の歩行者通行量は、平日・休日とも減少が続いている。平成 13 年までは、毎年調査を実施していたが、平成 13 年以降は 3 年ごとの調査となっている。

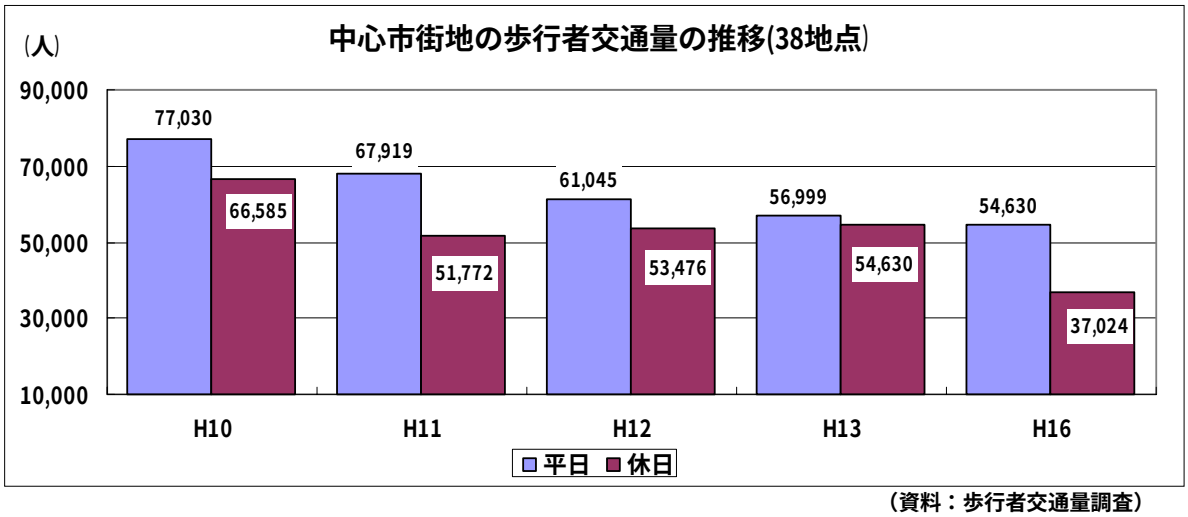

（資料：歩行者交通量調査）

平成 10 年から平成 16 年までの共通調査地点（38 地点）の比較においても、減少傾向が続き、休日の交通量が平日より少ない傾向も続いている。

※歩行者通行量調査は、毎回 6 月下旬から 7 月上旬に平日（金曜日）と休日（日曜日）の 9 時から 20 時を対象に実施している。

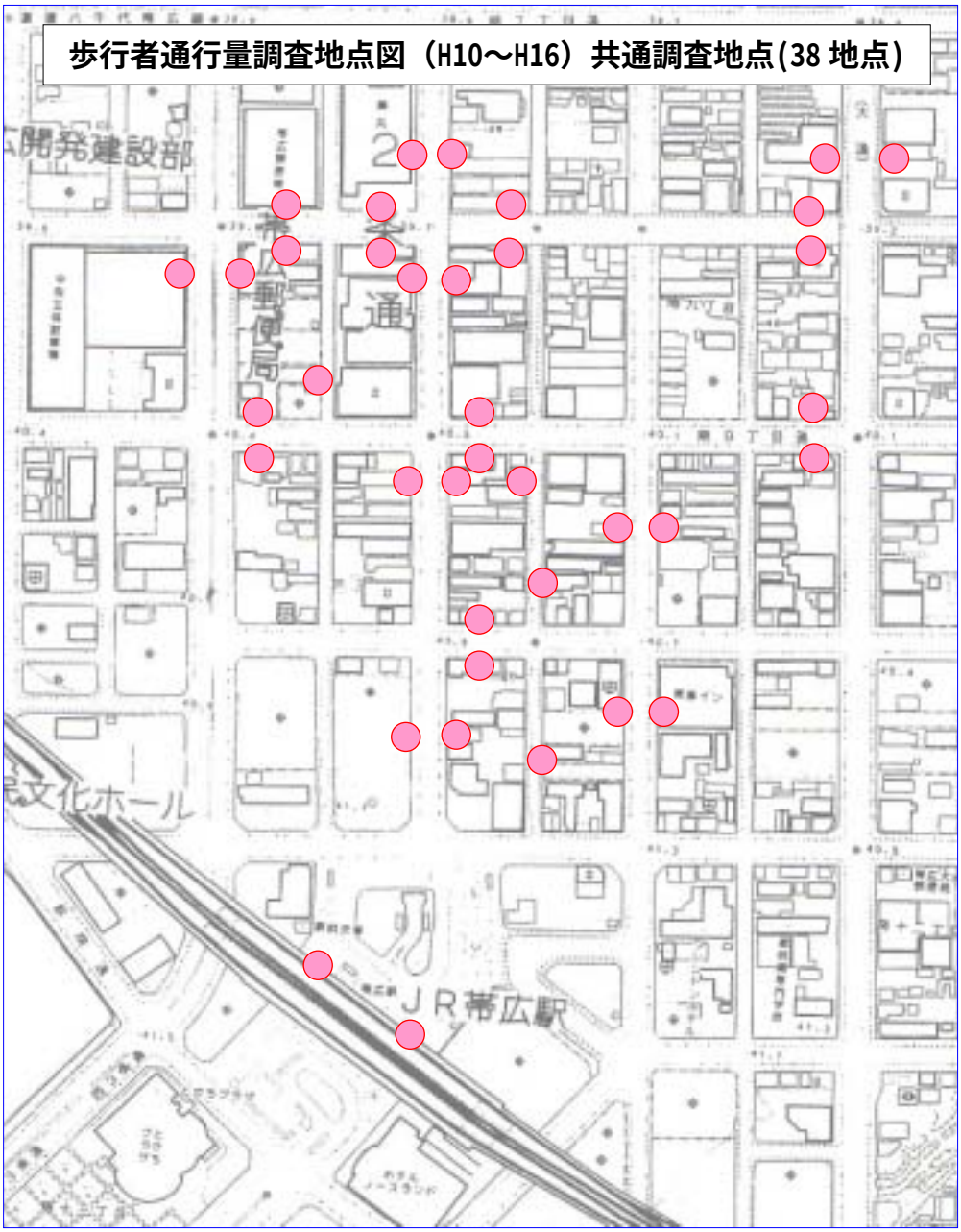

平成 16 年調査後の平成 17 年・18 年には、調査地点を 12 地点に絞り、ＴＭＯ事業として簡易調査を実施している。

※歩行者通行量調査は、毎回 6 月下旬から 7 月上旬に平日（金曜日）と休日（日曜日）の 9 時から 20 時を対象に実施している。
平成 18 年度調査時、休日に「帯広まちなか歩行者天国」開催。

平成 16 年から平成 18 年までの共通調査地点（12 地点）の比較では、平成 18 年の休日の交通量が平日を上回っている。

これは、平成 18 年 6 月から 9 月にかけて、毎週日曜日に、商店街や市民団体・ボランティアなどが手作りで開催した“ 帯広まちなか歩行者天国 ”によるものである。

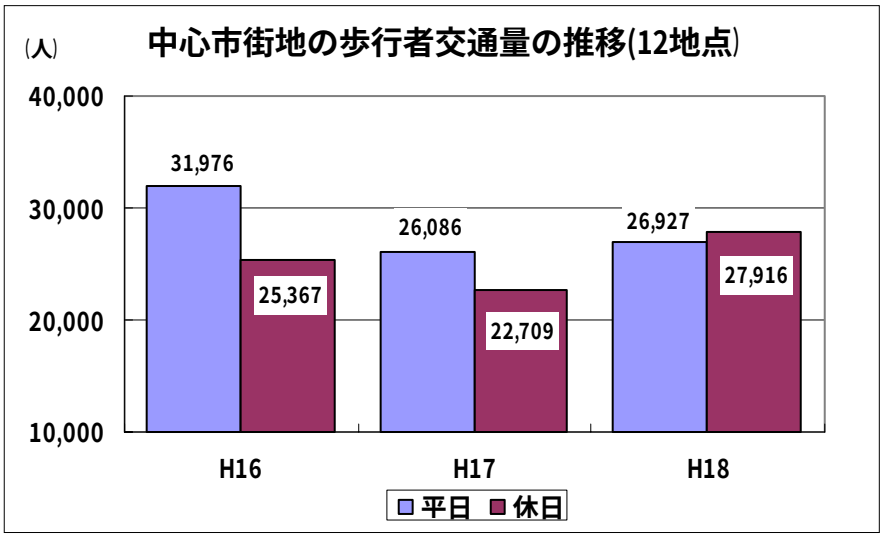

（資料：歩行者交通量調査）

■道内主要都市の小売業比較

道内主要都市における小売業の年間販売額を比較してみると、帯広市の人口 1 人当り年間販売額は、平成 14 年で 160 万円と道内主要都市のトップとなっている。また、吸引力係数も 1.366 とトップを維持している。

※吸引力係数：当該都市の対全道小売販売額シェア÷対全道人口シェア

帯広市史によると、昭和 49 年の 1 人当り年間販売額は 63 万円で全国 5 位、昭和 54 年は 120 万円で全国 2 位となったとあり、大手スーパー勢を招いたのであったとの記載がある。

■人口 1 人当り年間販売額と吸引力係数　(万円)

	S60	S63	H3	H6	H9	H14	順位	吸引力係数
帯広市	143	141	167	176	159	160	①	1.366
北見市	114	124	141	152	158	140	②	1.197
函館市	106	113	139	136	145	125	③	1.071
札幌市	102	114	138	135	139	123	④	1.054
苫小牧市	103	106	136	132	148	122	⑤	1.041
旭川市	98	104	132	136	140	121	⑥	1.036
小樽市	83	87	109	111	119	117	⑦	0.996
釧路市	108	116	142	142	134	110	⑧	0.938
室蘭市	97	97	121	130	131	107	⑨	0.917
全　道	98	103	123	126	131	117		

（資料：商業統計調査）

■大型商業施設の立地状況

市内の大型商業施設は、中心市街地に位置する「藤丸百貨店」を含めて大型店５店が立地している。

近年は、郊外の幹線道路沿いへの立地が進んでいる。

市内における店舗面積1,000 ㎡を超える大型店（45 店舗）の立地状況は、下図のとおりです。

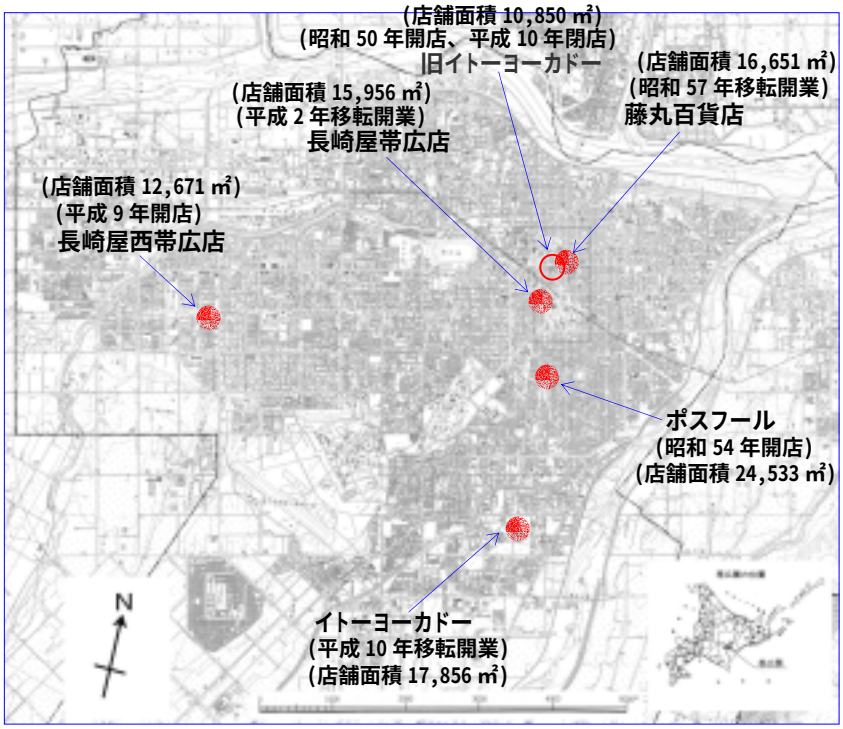

帯広市街地と大型５店の位置

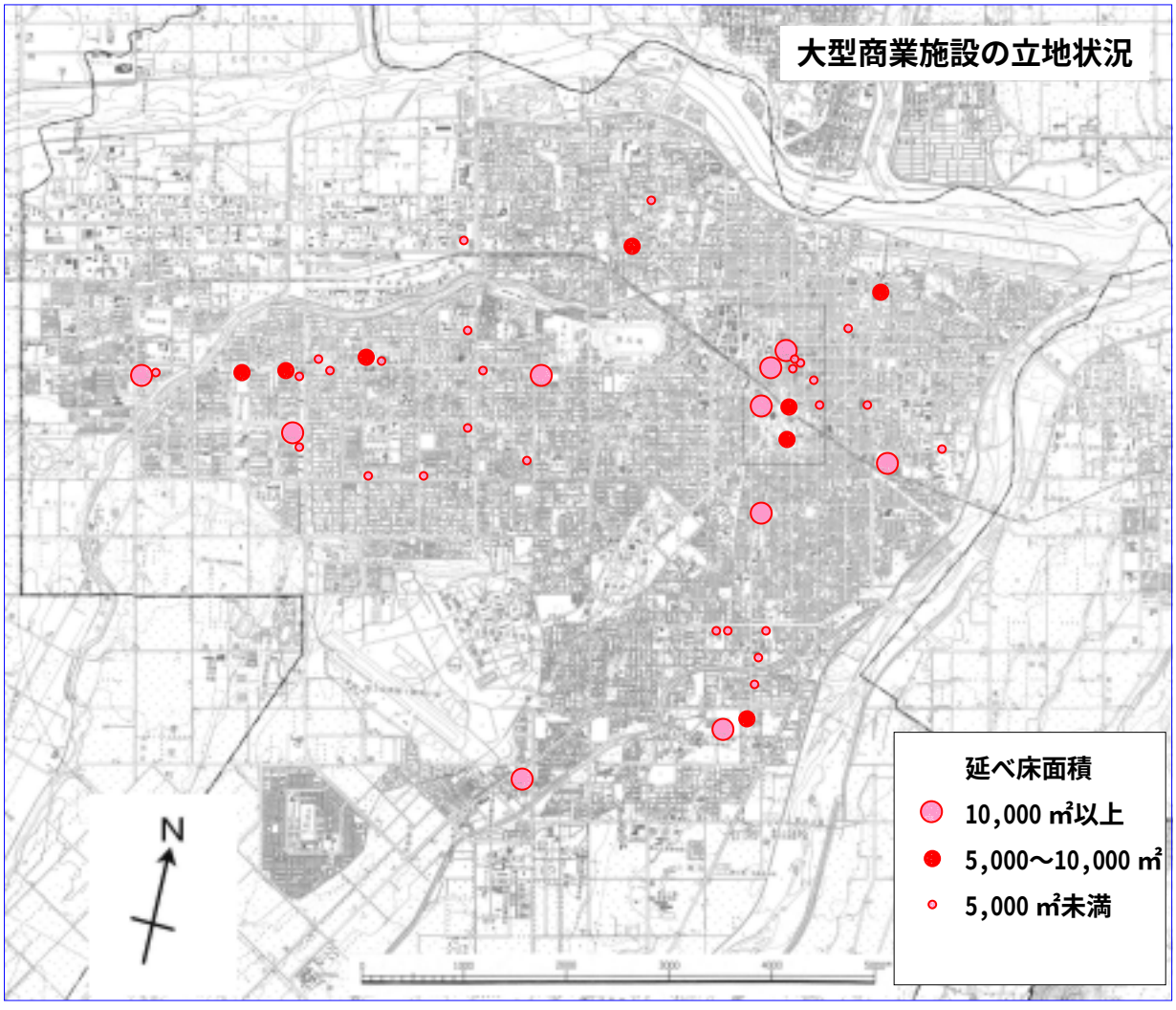

■年間小売販売額と店舗数

帯広市内における年間の小売販売額は、平成 6 年をピークとして減少傾向にある。

市内の店舗数は、平成 3 年をピークに減少を続けている。これは、地域に根ざして経営を続けていた個人経営の店舗が、スーパーの新たな進出やコンビニ出店の影響を受けて廃業に至ったものと考えられる。

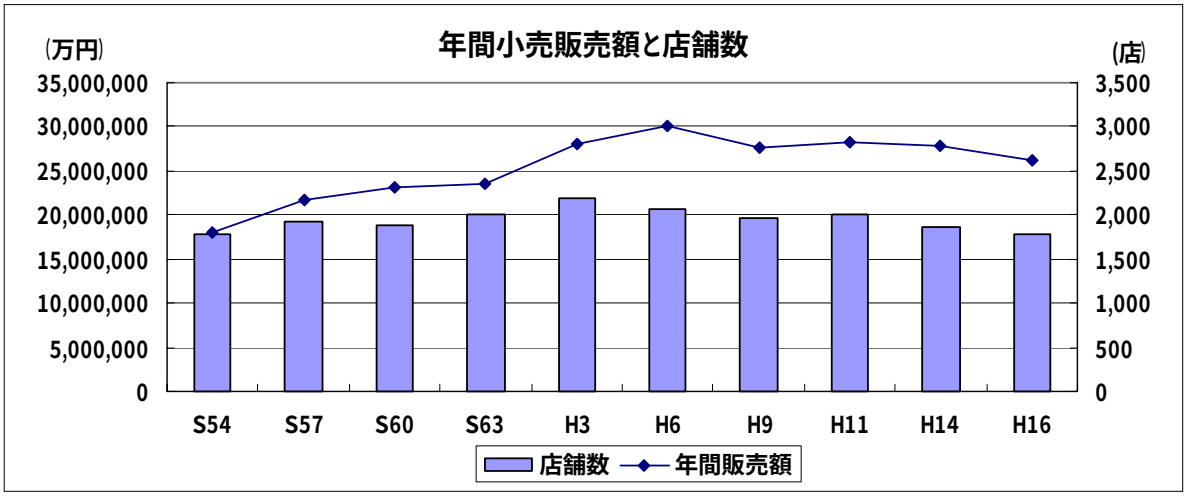

■自動車保有台数と保有率

帯広市の自動車保有台数は年々増加している。平成 17 年度は、137,952 台となっており、自動車保有率（千人当り）は 809 台となっている。

道内各市の世帯あたりの乗用車保有台数を比較すると、帯広市が 1.30 台／世帯と高くなっている。

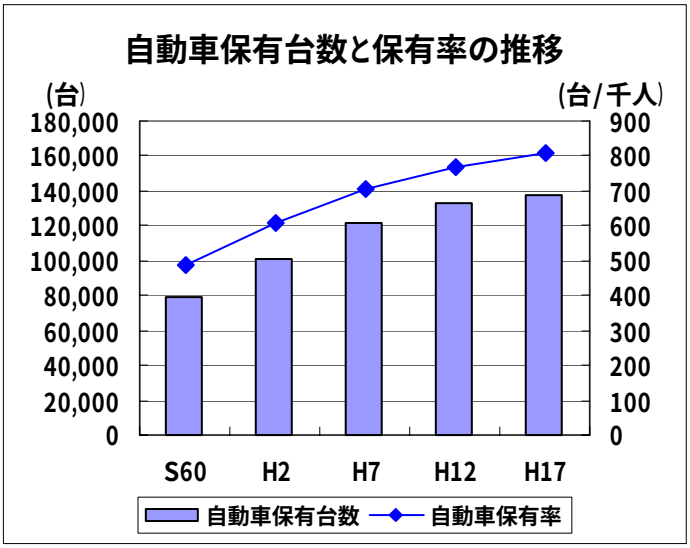

（資料：帯広陸運支局）

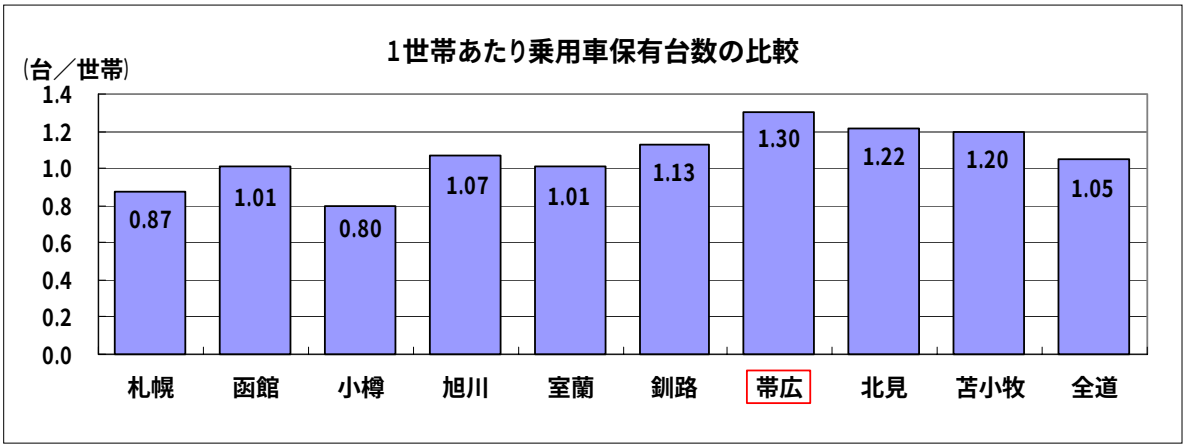

（資料：北海道運輸局）

■バス利用人員

バス利用人員は、毎年減少しており、昭和 60 年には 1,632 万人であったが、平成 17 年には、394 万人と 4 分の 1 以下に減少している。

平成 11 年には、ＪＲ北海道の十勝管内の路線バスが廃止されている。

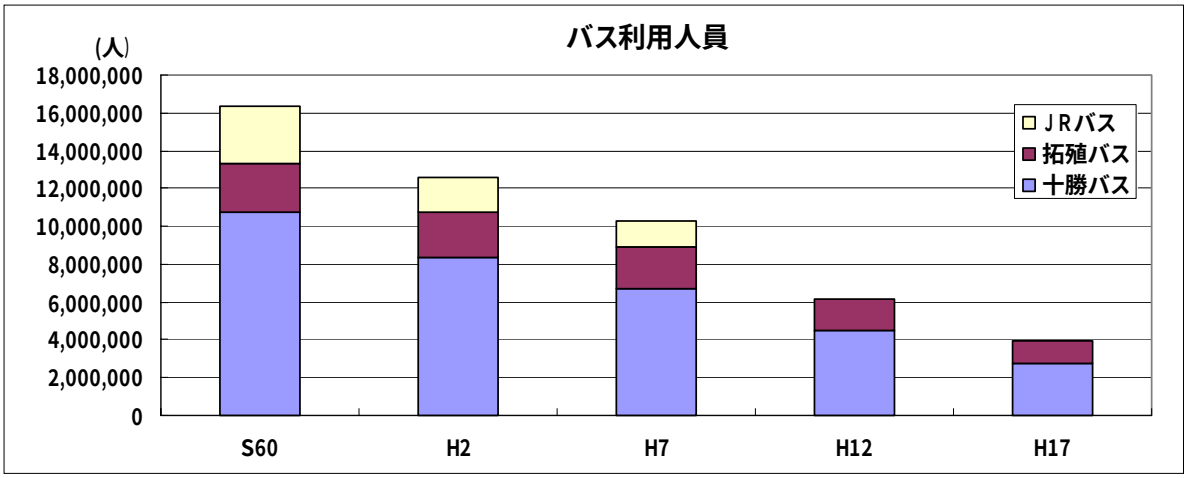

（資料：帯広市統計書）

■中心市街地の町内会

中心市街地内には、46 の町内会が組織されているが、町内会加入戸数は年々減少を続けている。

町内会加入率の低下は、全市的な傾向となっており、町内会を単位とする地域コミュニティの再生は、まちづくりの大きな課題となっている。

「帯広市まちづくり基本条例」においても、互いに助け合い安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、コミュニティは、重要な役割を担うものとされている。

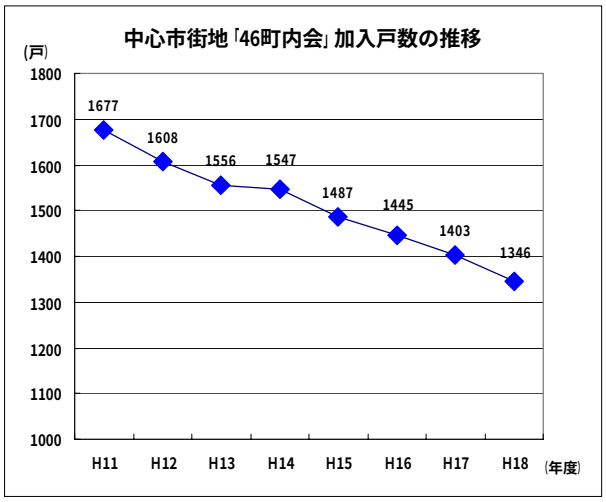

（資料：帯広市）

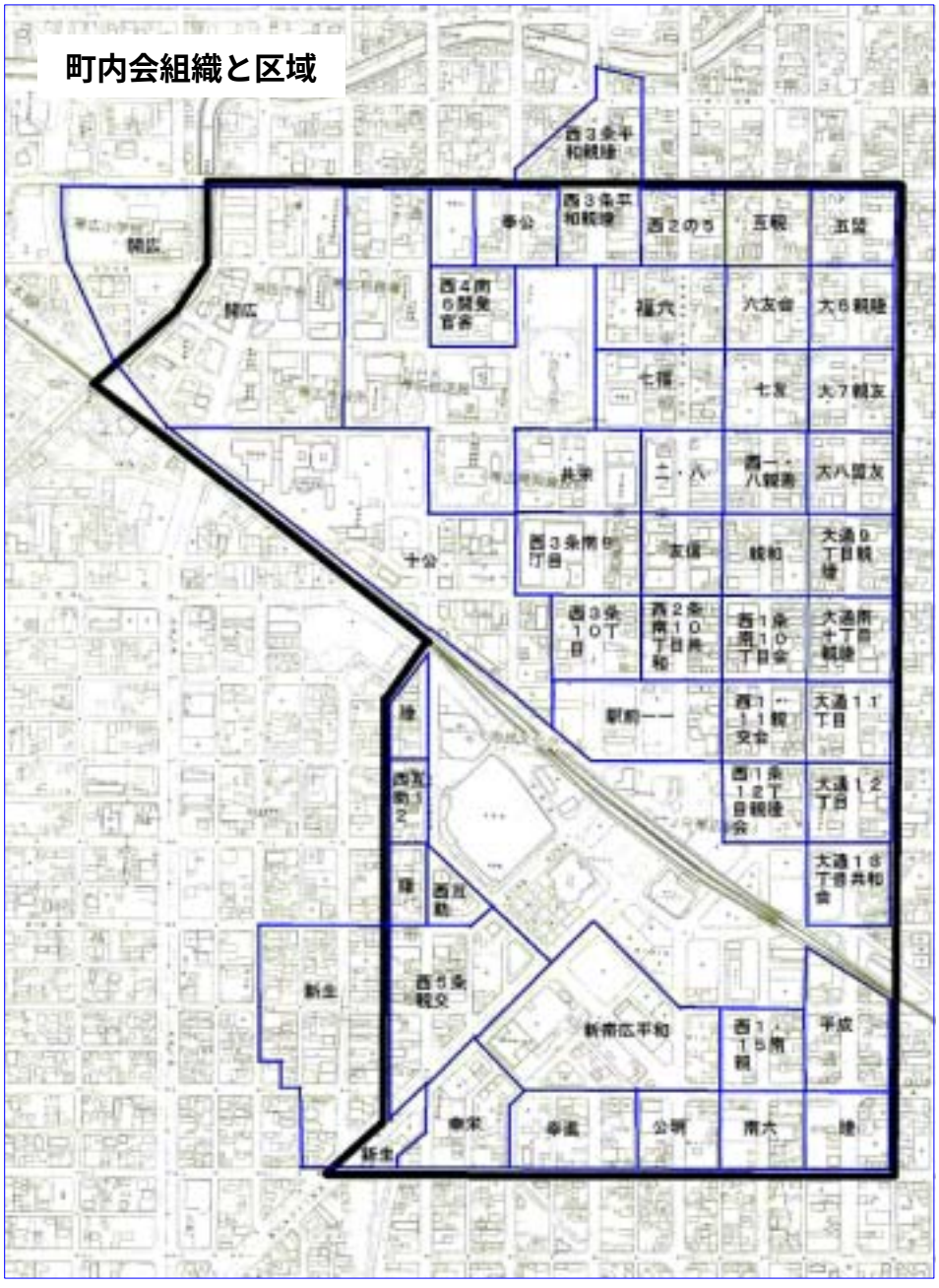

（2）様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整等

中心市街地の活性化にあたっては、帯広商工会議所や市内中心商店街だけでなく、多くの市民参加のもと、中心市街地はもとより市全体の活性化につながる取組が進められてきている。

様々な主体との連携としては、「北の屋台ネット委員会」、「おびひろまちづくりネットワーク」、「帯広まちなか歩行者天国実行委員会」などの中心市街地で“まちづくり”に取り組む市民団体の参画があげられる。

○北の屋台ネット委員会～「空洞化していく帯広のまちを何とか元気にさせたい」という思いを持った市民の集まりで、陳情型ではなく、自分達の資金と行動力で“まちづくり”に参加しようと、「屋台」というキーワードを見つけて調査研究を開始し、「十勝型オリジナル屋台」を開発することで、「北の屋台」を実現させている。平成13年7月のオープン後も市民の声として「北の屋台」に関わる活動を続けている。

○「おびひろまちづくりネットワーク」～経済・環境・福祉・教育・文化などの分野の枠を超えて、団体・市民等のゆるやかなネットワークを築くことにより、「帯広の顔である中心市街地の活性化と市全体のまちづくりに寄与する。」、「自ら考え行動することによって、安心で豊かな夢のある街をつくる。」、「市民や団体等が連携・協働する、ふれあいと活力のあるコミュニティをつくる。」などの実現を目指し、市民による“まちづくり“を進めるため、市民フォーラムの開催や「帯広まちなか歩行者天国」との連携・支援などの取組を進めている。

○帯広まちなか歩行者天国実行委員会～「帯広まちなか歩行者天国」の開催という取り組みを通して、街なかにかつての賑わいを取り戻し、中心市街地の活性化を図ることにより、「まちを訪れる人が増え、人と人との交流が盛んになること」、「まちに住む人が増えること」を目的に揚げ、最終的には、「地域コミュニティの再生」につなげることを最大の目標としている。昨年は、6月から9月までの毎週日曜日12回の開催によって、約11万人の来場者を街なかに誘導している。この取組には、商業者とともに、特に若い世代がボランティアとして中心的な活動を果たしたほか、公共性と公益性の観点から警察や道路管理者などの理解のもとに実現したものであり、街なかに賑わいを取り戻し、最終的な目標「地域コミュニティの再生」の実現に向けての取組が今年も継続して進められている。

このほかにも、街なかの清掃活動に商店街や市民ボランティアが定期的に集まり活動するなど、こうした市民参加の様々な主体を巻き込んだ“まちづくり”事業の展開は、中心市街地の活性化に寄与する取組となっている。

また、商工会議所が中心となりＴＭＯ事業が継続して進められているほか、商店街連合会でも様々なソフト事業が取り組まれており、なかでも「北の屋台」や、街なかの高齢者下宿「エバーハウス菜の花」などは高く評価されている。

中心市街地の活性化にあたっては、こうした取組との連携・調整等を担い、基本計

画に基づく中心市街地活性化の実現に寄与する取組を推進するため、「帯広市中心市街地活性化協議会」の果たす役割は大きいものがある。このため、協議会準備会より中心市街地で事業を計画する事業者とともに市民の代表者を構成員に加え、「食・農業を考える小委員会」、「歴史・文化・芸術を考える小委員会」、「まちなか居住を考える小委員会」を開催し、基本計画事業の具体的な取組を展開するための意見交換をすすめており、今後、協議会によって、様々な主体を巻き込んだ事業の展開への連携・調整等が図られる。

平成 19 年 5 月には、市民参加のもと「広小路の未来(あした)をつくる会」が設立され、中心市街地活性化と広小路商店街の活性化構想等の実現を図るため、住民との協働事業や広小路商店街事業への提言、事業への参加などの新たな取組が進められることは、商業の活性化のため、基本計画事業として展開される「広小路再生事業」による中心市街地活性化に寄与するものである。

10．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

［1］都市機能の集積の促進の考え方	

本市では、昭和４９年から都市公園事業として整備を進めてきた「帯広の森」により、市街地を４００ヘクタールの森林のベルトで取り囲み、人口増加の時代においても都市のスプロール化を抑制してきた。このことが、一時、地価の高騰を招き、居住者が隣接自治体へ安価な宅地を求め移り住む結果をなった。

しかし、人口減少時代を迎えた今日、帯広の森の造成に込められた理念は極めて重要であり、都市機能の集積を図るための拠り所となっている。

具体的な取り組みとしては、新図書館が場所論議の結果、平成１８年３月に JR 帯広駅の直近にオープンした。また、多様な市民の活動の場として「市民活動交流センター」をストック活用の事例として、平成１８年１０月１日に地元百貨店「藤丸」の８階に開館した。ハローワークは平成１５年に中心市街地活性化エリア外からエリア内に移転しており、運動施設、高等学校、美術館及び博物館を除いた他の公共公益施設は中心市街地に集積している。

従って、今後とも、本市においては帯広の森に象徴される都市づくりの基本理念に基づき諸機能の集積を図る。

昭和50年6月2日 (月曜日) 十勝毎日新聞

帯広の森 力強く第一歩

白樺など五千本

植樹祭に千五百人参加

［2］都市計画手法の活用

本市における地域地区の用途地域のなかで、準工業地域の占める割合は約 4.6%であり、物資流通業務団地や国道沿線の工住混在地域が主なものではあるが、郊外部での大型集客施設の無秩序な立地が可能であると、本計画で掲げる中心市街地活性化のための各種取組による効果が将来的に薄れることが想定されることから、準工業地域における特別用途地区等の活用により、大規模集客施設の立地を制限する。

≪制限の概要≫

- 帯広市内の準工業地域　約１９２**ha** について、特別用途地区等を活用し、大規模集客施設の立地制限を行う。

なお、都市計画法に基づく特別用途地区等の指定及び建築基準法に基づく条例制定については、平成１９年１１月末施行する。

≪特別用途地区等の都市計画決定に関するスケジュール≫

平成 19 年 6 月　市都市計画審議会
　　北海道事前協議
　7月　案の縦覧
　　北海道同意協議
　8月　決定(変更)告示
　10 月　条例制定
　11 月　条例施行

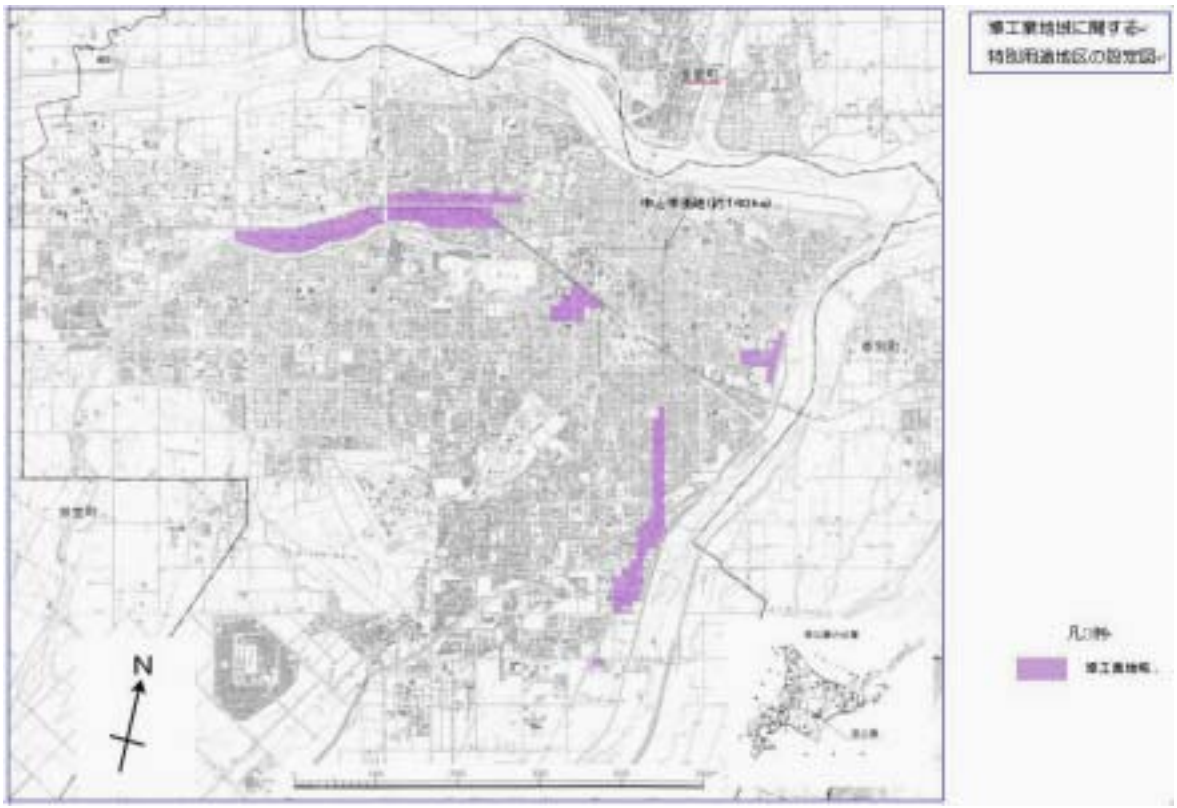

［3］都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

ＪＲ帯広駅を中心とする約１４０ha の中心市街地には、市役所、図書館、市民文化ホール、とかちプラザ、市民活動交流センター、消防本部、財務事務所、開発建設部、税務署、労働基準監督署、防衛施設庁、ハローワーク、帯広厚生病院、帯広第一病院が立地している。

なお、国の各出先機関は市役所近傍での合同庁舎化を検討しているが、中心市街地以外への移転計画はない。

また、中心市街地における既存ストックの活用状況では、大規模建築物（５階建以上かつ延床面積３０００㎡以上、または延床面積５０００㎡以上の建物とする）は６１棟あり、主な商業系のビルでは２階以上がほぼ空きビル状態である。

そのなかで、ストック活用の事例としては、事務所系のビルを居住系にコンバージョンした結果、8 戸の居住スペースが確保され、極めて好評な街なか居住が実現している。

平成１８年１０月１日にオープンした帯広市市民活動交流センター（地方自治法上の公の施設）は、地元百貨店「藤丸」の８階フロアを賃借して開設しており、既存ストックの有効活用の好事例と言えるものである。（※大規模建築物データは〔資料〕参照）

本市における大規模集客施設（店舗面積１万㎡超の施設とする）の立地状況は、ふじまるビルほか 6 件で、周辺の音更町、幕別町、芽室町には立地の実績はない。

［4］都市機能の集積のための事業等

ＪＲ帯広駅周辺には、図書館、市民文化ホール、とかちプラザ（生涯学習センター、地域交流センター）が立地しており、生涯学習や各種文化活動を支える地区である。本基本計画では、ＪＲ帯広駅地下未利用空間のストック活用による「市民ギャラリー」を核とした芸術活動の新たな拠点を設置し、既存施設との相乗効果による生涯学習・芸術文化支援機能の強化を図る。

とかちプラザ（平成 7 年度開館）

市民文化ホール（昭和 63 年度開館）

図書館（平成 17 年度移転開館）

11.その他中心市街地の活性化のために必要な事項

［1］基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

（1）個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

①帯広まちなか歩行者天国の取組

中心市街地の歩行者通行量が年々減少を続ける状況に、強い危機感が高まり、商店街連合会で構成される「中心部活性化協議会」では、長年温めてきた「歩行者天国」の実現に向け動き出した。この危機感を共有し、まちづくりに関心を持つ様々な団体や市民に呼びかけ、平成１８年 1 月に「まちなか歩行者天国大作戦プロジェクト会議」を立ち上げ、準備会として検討を開始し、３回の会合を重ね、4 月に「帯広まちなか歩行者天国実行委員会」を設立し、正式にスタートした。

略称を「オビヒロホコテン」とし、開催初日を 6 月 18 日と決め、「動きながら考える」を合言葉に取り組みがはじめられた。

オビヒロホコテンが他の歩行者天国と大きく異なるのは、交通規制により歩行者専用とした道路空間を、単なる歩行利用にとどまらず、様々なイベント会場として活用した点である。加えて、単発のイベントではなく、「毎週日曜日には、まちなかで何か楽しいことをやっている」という状況を、夏場の約 3 ヶ月にわたって創り出したことである。

昨年は、駅前通り沿いの市内唯一の百貨店「藤丸」前の交差点を中心に、南北 200m、東西 100mの車道を十字型に、午前 9 時 30 分から午後 6 時まで交通規制し、午前 11 時から午後 4 時 30 分までをイベント開催時間とした。

6 月 18 日から 9 月 10 日までの毎週日曜日 12 回の開催で、約 11 万人の来場者を街なかに誘導している。

帯広まちなか歩行者天国実行委員会は、「帯広まちなか歩行者天国」の開催という取り組みを通して、街なかにかつての賑わいを取り戻し、中心市街地の活性化を図ることにより、「まちを訪れる人が増え、人と人との交流が盛んになること」、「まちに住む人が増えること」を目的に揚げ、最終的には、「地域コミュニティの再生」につなげることを最大の目標として活動している。

この取組には、商業者とともに、特に若い世代がボランティアとして中心的な活動を果たしているほか、公共性と公益性の観点から警察や道路管理者などの理解のもとに実現したものであり、2 年目となる今年も街なかに賑わいを取り戻し、最終的な目標である「地域コミュニティの再生」の実現に向けた取組が、継続して進められているところであり、十勝管内はもとより管外からの来街者の誘導などによって、まちなかの賑わい創出効果が期待される。

②帯広市図書館の移転の取組

本市の中心市街地は、当初より都市としての機能を備え、交通機能が集約され帯広駅周辺地区に、地元百貨店、商店街のほか、市役所、国の出先機関、公共公益サービス施設などが集積し、帯広・十勝の中枢機関としての使命を担ってきている。

平成 18 年 3 月帯広駅南地区に移転した帯広市図書館は、これまで整備してきた定住交流センター及び生涯学習センターなどの機能に新たな魅力を加えたことで、登録率、市民 1 人当りの利用冊数、貸出冊数、利用人員などを大幅に増やしている。

帯広市図書館の利用状況

区分 / 年度	登録率 (%)	市民 1 人当りの利用冊数 (冊)	市民 1 人当りの蔵書数 (冊)	個人貸出冊数 (冊)	利用人員 (人)
平成 14 年度	7.13	2.73	1.68	391,263	112,158
平成 15 年度	7.61	2.90	1.75	406,233	117,270
平成 16 年度	6.46	2.71	1.81	383,406	110,854
平成 17 年度	12.39	2.04	1.99	280,236	83,117
平成 18 年度	23.19	5.31	2.18	852,480	212,274

※平成 17 年度 11 月から 2 月まで閉館の為、利用人員減。　（資料：図書館）

	開館日数 (日)	入館者数 (人)	登録人数 (人)	広域登録数 (人)
平成 18 年度	291	510,840	39,498	3,561

また、図書カード登録人数に占める広域連携カード登録者（市外の登録者）は、９％であるが、市内通勤・通学者は、広域連携カード登録者に含まれていないことから、図書館利用者の 1 割を越える人々が、市内にとどまらず広く広域から来館していることが伺える。

このように鉄道・バス交通などが集積する当該地域に公益施設が集積されることは、市内・市外から広く人を集め、市全体への波及効果のほか、広く広域にも波及することが期待される。

本市の中心市街地は、十勝圏唯一の市として帯広圏（帯広市・音更町・幕別町・芽室町／２６１千人）はもとより、十勝圏全体（帯広市ほか、18 町村／３５８千人）の住民に対し、物販、飲食はもとより、シネコンをはじめとする娯楽、公共サービス、医療などの各種都市的サービスを提供する役割を担っている。

従って、今後とも多様な都市機能を更に集積し、利便性の高い活力ある中心市街地を実現することは、十勝圏全ての自治体における住民福祉の向上にも不可欠であり、市全体への波及効果はもとより、周辺町村・十勝全域の活力向上につながっていくことも期待される。

［2］都市計画との調和等

1．帯広市第五期総合計画（平成 12 年策定）との整合（再掲）

中心市街地については、十勝・帯広の顔として、再開発事業の促進や未利用地の利活用などにより、商業・業務や娯楽・文化、住機能などを誘導し、拠点性やにぎわい性を高めるとしている。

しかし、近年、車社会の進展や市街地の拡大、大型店の郊外移転や新規立地などにより、中心市街地の空洞化がすすみ、その活性化が大きな課題になっている。

こうしたことから、商業・業務機能はもとより、教養・文化、娯楽機能などの集積をすすめ、中心市街地のにぎわい性を創出するとともに、鉄道をはさむ南北の一体的な土地利用を促進し、魅力ある都市空間を形成する必要があるとしている。

平成 22 年度からスタートする「第六期帯広市総合計画」の策定に向けて、市民参加による検討が平成 19 年度から始まることから、コンパクトで持続可能なまちづくりの実現に向けて、本基本計画との整合を図っていく。

2．帯広市都市計画マスタープラン(平成 15 年策定)との整合（再掲）

中心市街地については、将来都市構造で地域特性を高める「3 つのエリア」のうち帯広・十勝の中心として、人、物、情報が集まり、にぎわいを創出すべき「都心エリア」に位置づけられており、市民、事業者や行政の協働のもとに、十勝・帯広の顔にふさわしい都心をつくり上げていくエリアとされている。

［3］その他の事項

大規模集客施設の立地規制を実効性あるものにするためには、近隣市町村との調整が不可欠である。北海道では、平成１８年７月に「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」を施行し、北海道の役割として「大規模集客施設の立地に係る市町村の都市計画の変更の同意を行う際には関係市町村の意見を踏まえて判断」と規定されていることから、１市３町の帯広都市圏内においては、同基本方針に基づく都市計画における広域調整が十分機能するように、北海道と連携を図る必要がある。

また、中心市街地における各種事業等の計画及び実施に当たっては、良好な環境の保全、交通の安全と円滑の確保等に影響がないように配慮する。

12．認定基準に適合していることの説明

基　準	項　　目	説　明
第1号基準 **基本方針に適合するものであること**	意義及び目標に関する事項	２８～４０ページ「３．中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手続	策定段階では、中心市街地活性化協議会準備会にて意見を徴してきたが、申請に先立ち、法律に基づく帯広市中心市街地活性化協議会を設置し、協議を行っており、平成19年7月30日付けで意見書の提出を受けている。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	１８～２７ページ「２．中心市街地の位置及び区域」に記載。
	４から８までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	７４～９３ページ「９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	９４～９６ページ「１０．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	９７～９９ページ「１１．その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載
第2号基準 **基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること**	目標を達成するために必要な４から８までの事業等が記載されていること	４１～４２ページ「４.土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」、４３～４５ページ「５．都市福利施設を整備する事業に関する事項」、４６～５３ページ「６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項」、５４～６９ページ「７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及びし措置に関する事項」、７０～７３ページ「８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」にそれぞれ記載

	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	２８～４０ページ「３．中心市街地の活性化の目標」に記載
第３号基準 **基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること**	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	４１～４２ページ「４.土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」、４３～４５ページ「５．都市福利施設を整備する事業に関する事項」、４６～５３ページ「６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項」、５４～６９ページ「７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及びし措置に関する事項」、７０～７３ページ「８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」にそれぞれ記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	４１～４２ページ「４.土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」、４３～４５ページ「５．都市福利施設を整備する事業に関する事項」、４６～５３ページ「６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項」、５４～６９ページ「７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及びし措置に関する事項」、７０～７３ページ「８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」にそれぞれ記載